

大久保利通日記

年 月 日	本 文 (頁)	典 拠
嘉永元年正月元日ヨリ 同 年11月晦日ニ至ル	P 1 ~ 30	㊟
安政6年1月ヨリ 万延元年3月マテ	P 31 ~ 77	○
文久元年辛酉 自12月朔日 至同月16日	P 78 ~ 80	△
文久2年壬戌3月16日	P 81 ~ 140	○
文久3年癸亥9月12日ヨリ 10月8日ニ至ル	P 141 ~ 149	△
元治2年乙丑正月25日	P 150 ~ 166	○
慶応元乙丑9月	P 167 ~ 169	○
甲寅秋改	P 170 ~ 224	○
慶応3丁卯9月15日ヨリ 明治元戊辰12月10日ニ至ル	P 225 ~ 284	△
明治元戊辰12月9日ヨリ 3年 3月18日マテ	P 285 ~ 340	△
明治3年3月19日より 同 4年11月10日まで	P 341 ~ 405	△
明治4年12月22日 ~5年1月4日	P 405 ~ 406	㊟
明治6癸酉10月15日より 同 7甲戌8月5日迄	P 407 ~ 460	△
明治7年甲戌8月6日ヨリ	P 461 ~ 534	△
明治8年乙亥10月6日ヨリ 10年 3月2日マテ	P 535 ~ 590	○

○…「大久保利通日記」

△…「贈右大臣大久保公日記」

㊟…「日本史籍協会叢書」

嘉永元年利通日記ニ就テ

去ル大正十年利武帰県シ、市来川上ナル大久保家祖
 先ノ墓參ニ赴キシ際、同地分家ニ蔵セル「弘化五年
 正月改公用書付諸覚帳」ナルモノヲ発見セリ、内容
 ヲ檢スルニ、大久保家中宿ニ関スル藩庁ヘノ願書等
 ノ控ヘ書キニシテ、多クハ利通ノ自筆ニ係リ、城下
 ニ於テ名代届出セシ書類ナリ、然ルニ右覚帳用紙ノ
 裏面ニ細字ノ認メアルニ心付キ、之レヲ解キ披キタ
 ルニ、料ラサリキ利通ノ日記ニシテ、嘉永元年正月
 元日ヨリ二月十一日ニ至ル四十日間、次ニ同年六月
 朔日ヨリ同晦日ニ至ルモノ、同年十月朔日ヨリ同晦
 日ニ至ルモノ、及ヒ十一月十日ヨリ同晦日ニ至ルモ
 ノ等、前後百余日間ノ記事ナリキ、當時祖父次右衛
 門ハ、琉球館附役在職時代ナリシカハ、大久保家ハ
 加治屋町ヨリ移リテ館内役宅ニ居住セリ、日記中官
 内又ハ官中トアルハコノ事ヲ云フ、利通ハ十九歳御
 記録所勤務中ニシテ、是年一月十三日御家譜編集書
 役ヲ命セラレシカ、一月十九日藩学助教横山安容ノ

門ニ入り、更ニ同年六月九日洋式砲術ヲ成田正右衛
 門ニ学ヒシコト等ハ、日記ニ依リテ始メテ知ラル、
 ナリ、即チ他日利通カ新日本建設ノ大事業ヲ双肩ニ
 担フテ立ツヘク、青年時代ヲ如何ニ修養刻苦スル所
 アリシカ、本書之レヲ語リテ余蘊ナキヲ以テ頭註覽
 頭等ヲ加ヘ、茲ニ掲載スルコト、セリ、但シ原書字
 体極メテ粗雑ニシテ、不明ノ個所少ナカラサルヲ遺
 憾トス、
 (利武識)

大久保利通日記補遺

嘉永元年正月元日ヨリ同年二月十一日ニ至ル

正月元日

(記事前半ヲ缺ク)

是より〔新納〕嘉殿と相別、拙者加治ヤ町辺を遠近通行、先札〔孫左衛門〕
 原氏・伊地知氏・大山氏・堀氏江一〔八郎右衛門〕刻差越、又札上床氏・
 毛利氏・大重氏・川畑氏・兒玉氏・西郷氏・湊川氏江は〔源左衛門〕
〔八兵衛〕 〔仲兵衛〕 〔善水〕 〔新五右衛門〕 〔九郎〕 〔彦助〕

一刻差越〔十郎〕阿多氏江札、宮内氏不明屋〔次兵衛〕八木氏〔正十郎〕・平田氏江一刻差越、札帖佐氏・伊地知氏・新篤氏〔新篤〕、前向伊地知氏・〔在次郎〕黒木氏・有川氏・福島氏〔半之進〕・石塚氏江は一刻差越、龜山氏〔至大夫〕江も同断、河北氏同断、東郷氏〔吉左衛門〕・鈴木氏札、萩原小路長野氏江一刻差越湯地氏札、樺山氏江一刻税所氏同断、諏訪江参詣、大田氏江差越、天神江参詣、城井氏・長崎氏江札、木場氏〔傳内〕・山城氏・土橋氏・牧野氏一刻つゝ差越、已ニ夜入近く相成罷帰り、四ツ時ニ休息、

同二日、陰天、

今日は五ツ時前ニ起座、未都而礼廻不相濟候付、早々相仕舞朝稻氏ニ一刻、夫より塩屋中道御船手江通り、肝付氏・小倉氏江札、敷根氏一刻、北原氏・日置氏江一刻、餅原氏江札、友野氏・河野氏江一刻、山口氏江暫く、種子島氏・税所氏江札、肝付氏江同、夫より草牟田長野氏江札、圓清院強武居士江参詣、肥田氏江向行候処、兒玉氏江行合仕合ニ而同道ニ而差越札差、左候而帰ニ〔助一〕藤井氏江暫飯杯頂戴いたし、七ツ前ニ辞し橋口氏〔今彦〕・野崎氏江札

上山寺亡姉之墓ニ参詣、愁涙堪かたく、有し昔ならハ如何ニ欲給ハんニ、只墳墓ニ向て涙の外なくすこゝと別れ、山を越兒玉氏江一刻、税所氏江行候処、〔喜三左衛門・篤〕退庵老先日より被帰居候処、段々咄共有之緩々長座、既ニ大鐘過ニ帰候処、今日客人ニ而拙者又一時刻、裏門辺に出候処、四郎左衛門殿杯ハマ投有之相交一刻、川上氏江可立寄甚之進不及辞、直ニ差越婦見候処、客も相開四ツ時ニ休息、

三日、陰天、

今日は六ツ過ニ起床、早々相仕舞四時ニ城ヶ谷猪俣氏江一刻戸口迄差越、左候而御祝儀ニ罷出候処、御出座よ程間有之、九ツ時ニ御出座、凡人数百五拾人計ニ而候、左候而日高氏江札、高麗町橋を通り日置氏江戸口迄、有馬氏江札、有馬一郎殿江一刻、夫より田路行返天神社江参詣、森山氏江戸口迄、田宮江参、中村氏江札、夫より江田氏江戸口迄、岸良氏札迄、夫より帰家、今日はよ程天氣不勝候得共、暖氣ニ而途中もあつき程有之、最早春景茫茫々、武田畝のけしき勝れ心気長閑ニ而、一入之気す

さき相成候処、夜四ツ時ニ休息、

四日、陰天、

今日は朝六ツ半ニ起床、他出不致、小座之辺少々取こばめ、八ツ前牧野氏被訪碁打相企三番打、拙者勝負マケいたし候処、夫成ニ而取止、其内税所喜三左衛門殿被訪、〔牧野〕喜平次殿は被婦、〔税所〕喜三左衛門殿と段々咄共いたし、左候而ハマ投相企、川上四郎左衛門殿・門番九兵衛なと、屋敷前ニ而いたし、後は安愛寺前ニ而もいたし、大鐘近程遊ひ夜入近喜三左衛門殿は被婦、今夜は九ツ時ニ休息、

五日、晴天、

今日は五ツ時前ニ起床、他出不致、段々年頭客なと有之、八ツ過より官内ニ而ハマ投相企、夜入前迄いたし相帰候処、〔介〕郡山氏被来居、段々御咄被居候処、山口氏御出ニ而郡山氏は早々講釈有之承候、四ツ時過相帰候、講釈相濟方丈江差越候様〔和尙〕無參様被仰付、皆々行段々咄有之〔不明〕様も来候、

七日、快晴辛亥、

今日は五ツ前起床、四ツ時より出勤、四ツ時ニ六組触役所より只今御用申来、嘉兵衛先生江願出候、八ツ過ニハ相成候はん〔不明〕、夫より又御記録江罷出八ツ過退出、大鐘近に今度被仰渡高一巻可被差出候旨、石神新五右衛門殿より被申渡候付早々書認、夜入近々意益殿被参居候付同道ニ而、意益殿は今日母上様皆吉氏江被成御越、彼方江差越候而之様相頼同道候、拙者も差加罷越候処、少々不宜処有之、書改明朝可差越と而也、左候而今晩は南林寺講釈聞ニ新助〔得能・良介〕兄と可参由申置、吉利家式夜ニ付相断可申考ニ而、折角彼江向ひ千石馬場差越候処、中途ニ而行合候付、一刻彼方迄差越其段申分参申候半と而走り行其段申置、左候而同道ニ而行候、南林寺江行着候処、折角初候処ニ而よ程〔不明〕敷候、四ツ前ニ相濟候付同道ニ而二官橋通迄同道いたし候、上萩原小路迄被来候、夫より相別候、間なく父上様も彼方より御出被成候、四ツ過迄相咄帰候、母上様少々御不快有之候得共よろしく候、

同八日、快晴壬子、

今日は早目起床、昨日差出書認〔新五右衛門〕石神氏江為持差遣候、四ツ時ニ出勤いたし、今日は御暇いたし帰候、新助〔得能〕兄・濱田氏少々不快付、差越候半と被申候付約束いたし、拙宅江問ひ被呉候様申置、九ツ時被相越候処被来同道ニ而差越候、甚被致歎喜七ツ前迄相咄、夫より同道ニ而横山氏江差越積ニ而差越候処、留主ニ而末川氏前迄同道いたし拙者相帰候、今晚は式夜ニ而大鐘より濱田氏被参、夜入近ニ得能〔新助〕兄被来候、六ツ前ニ会説相濟、九ツ前迄段々相咄被帰申候、夜入近より雨ふり出し候、

同九日、雨天己丑、

今日は五ツ前ニ起床、五ツ時より雨ふり出し候付、春雨朦々とし而不開、四ツ時ニ出勤、八より退出、助〔藤井〕一様御入来被成候付、七ツ過より牧野氏江可差越と父上様被仰付、拙者も差越候、六兵衛殿も不被居候得は相咄し、猪御馳走なと有之、四ツ時分ニ相帰候事、

同十日、陰雨強風甲寅、

今日は五ツ時ニ起候処、朝立迄は風雨不敵候得共、八ツ時ニ相成候処、中々難堪風雨ニ而四ツ時ニ出勤、八ツより頻ニ眠相成催候付一息寝候、助〔藤井〕一様御越ニ而候、夜入近より喜〔税所〕三左衛門殿被参四ツ過迄被咄、助〔藤井〕一様同道ニ而被帰候、

同十一日、陰、乙卯、

今日は四ツ時ニ出勤、九ツ時新助〔得能〕兄仁禮新介殿同道ニ而市見物差越、八ツ前ニ帰家、七ツ前より横山氏江一刻差越、大鐘近より南林寺又々法衆相勤候由ニ而、郡山〔二介〕氏・加藤父上様御越被成候付、同道ニ而市など見物いたし、左候而今晩罷帰候処、父上様も御帰被成居、即休息いたし候事、

同十二日、雨天、

今日は早朝より雨天ニ而、九ツ時より助〔藤井〕一様・一介殿被参、何れも拙者〔二介〕は他出不致、七ツ過ニは御記録所より明

日御用申来候故安心いたし、今晚は樺山氏衆御祖母様も御入来、九ツ時ニ御帰家、八ツ時ニ休息いたし候事、

同十三日、白日晴天、

今日は早く起床、御用ニ付五ツ過ニ仕舞罷出候処、小多くて出勤人無之、丁度能加減ニ而、九ツ時前町田孫一郎殿より久馬殿・善左衛門取次を以、系図御家譜編集別勤改書役被仰付候、例の如く御請書月番御家老取次御用人、

其外奉行書役江礼廻、御家老は末川久馬殿、御用人は田中善左衛門殿皆々同道ニ而、下方の衆は上方江、上方は下方江廻り、拙者は勇右衛門殿・平八殿・藤七郎殿・甚介殿五人ニ而先野崎氏江差越、拙者一刻上山寺墓参いたし、夫より又田中を通り郷田氏江差越、夫より三手下江通り、すゞけ橋を下り、善谷寺江通り、田畝を踏切、高麗町江出奥氏江差越、夫より東郷氏、夫より又伊集院氏、後田畝を踏切、荒田江出得能氏江差越、夫より寄返り、又佐近允氏江差越、夫より隈岡氏・橋口氏・汾陽氏・木場氏、夫より手の口平川氏江差越、今日は誠ニ暖氣ニ而

早く相済、八ツ時ニ相済、地藏角ニ而八打、六日町通官内前ニ而四人江相別相帰、今日は上方は不廻、今晚は式夜前ニ而得能氏江勇士同道可致、尤大鐘近ニ一刻被立寄、夫より差越候処夜入前ニ行着、直ニ会読初り拙者一番ニ而、夫より濱田氏・遜士ニ而夜段々僉議も有之、夜入過ニ相済、夫より咄ニ而段々馳走ニ而、今晚は一宿可致と被申候付兩人共一宿いたし候、在八九ツ時ニ供ニ来候処、拙者共は寢、官内之衆被帰由候、

同十四日、陰天、

今日は夕へより得能氏江一宿いたし候故、同道ニ而竹林氏ト相帰、五ツ前ニ帰着、夫より仕舞四ツ前ニ出勤、未少も早目ニ而卓杯直し、今日は手習杯いたし、細工所ニ而得能氏と一刻相咄、後刻御蔵ニ而可相咄と而別れ、九ツ過得能氏と又御蔵江差越段々相咄居候処、正八郎殿被参、夫より出八ツ迄色々いたし、八ツより帰家、今日は礼廻ニ可差越考候処、得としまらず明日ニ致度候処、七ツ時ニ竹林氏被立寄候付、礼廻ニ差越候半哉と被申候間、

〔祝所〕
喜三左衛門殿可被參由、書状被差出候付礼廻は相断候、
晩は夜入近より喜三左衛門殿被參相咄、例之手習可致と
而硯墨杯すり候処、五ツ時ニ郡山氏被參、上方より帰掛
之由、親父様江传言杯有之、左候而暫く被相咄、右様有
之処字杯書方有之、面白事ニ而四ツ時ニ被帰、夫より又
喜三殿被相咄九ツ時ニ被帰候事、

同十五日、晴天、

今日は朝達天氣よろしく早目より仕舞上方礼廻不相濟付
町田氏・伊藤氏・近藤氏江差越、丁度四ツ時ニ出勤いた
し候、今日は横井氏の石壇の内江、例年有之候角力ある
由ニ而、北原氏・山田氏被差越候付、拙者江も被進候付
〔新助〕
得能氏江相誘候処、随分差越候半ト落着有之候はトテ、
拙者直ニ罷帰り握飯四ツ持御記録所江差越候処、門番所
〔山田〕
江新助殿・孫八殿參、北原氏はト申候処、只今内被居候
得共、何方江差越被成候哉相尋候得共、御くらあたりニ
は不被居、尤山田氏は相帰り待へしと而被帰候由ニ付、
〔孫八〕
決而甚殿の事ニ而彼方江差越被居候半ト三人行向候処、

此ニ被居被申ニは、一刻小松屋敷江用事処江差越居候処、
出見候得は最早不被居御座候由、勢を限りニ走り来たる
由被申候付、皆々間違と而笑を催し候、夫より四人打連
申急ニ而向行候処只今初り候由、八ツ近行着、加治ヤ町
〔莊次郎〕
方黒木氏・龜山氏・西郷氏杯參被居、緩々致見物候処、
〔角力の名〕
随分面白みよしの・早ふさの角力関ニ而、夫より下の角
力ニ而大鐘近迄見物、拙者は今日新納嘉との御側より御
用ニ而外ニも段々有之、御小納戸見習ニ而樂水様御付被
〔得能〕
仰付、右之礼ニと不差越候而は不相叶候付帰を促し候処、
新助殿も最所より早く相帰候ト被申候付、同道ニ而兩人
緩々とし而咄掛候、帰候処直ニ日入近ニ帰付、西田町橋
元ニ而莊八ニ行合衣裳持参たる由ニ而、夫より諏訪小路
迄同道相別れ新納氏江差越、段々客人も有之九ツ時迄相
咄相帰候処、最早八ツ前ニ相成、今日は組方より御用申
来候由ニ而留書有之候事、

同十六日、晴天、

今日は四ツ時ニ出勤、昨日御用付四ツ時ニ北原氏同道ニ

而御殿江出、組方罷出候処、書役人方江引合可致由被達

引合候処、相扣可居候由ニ而扣居候処、木藤源左衛門殿

より大久保太郎次・同武右衛門・同善兵衛・同新五郎中

宿候段相見得候付、右何年より何年迄之御暇ニ而候哉可

申出段被達候、夫より北原氏同道ニ而、今度出来木脇氏

江差越見候半ト差越候処、段々ニ才衆被出居暫致見物、

海老原氏鑑ニ而奇麗ニ出来誠ニ立派成物ニ而耳目を驚し

候、夫より直ニ御座江罷出、八ツより退出罷帰、御用之

趣父上様江申候処、新五郎〔大久保〕は湯淺江養子罷成、当分最早

家出ニ而候由候、三人ハ不相分候付、木藤氏江よろしく

相頼めとの御沙汰ニ付、既ニ大鐘近より木藤氏江差越考

ニ而出候処、能々相考候処、帳留など見合候は相知候半

ト存出し、南泉院江書物取ニ下人差遣置候得は、彼方江

立寄候処下人も未帰、拙者直ニ其段神護院江申候処、喜

三殿持参被置候由ニ而有之候付、〔不明〕江下人江相渡候、

拙者夜入近迄相咄夫より相帰、今夜は右帳面杯相見合処、

文化近迄願次有之候得共、夫よりこのかた毛頭不頓着ニ

而不相分願次無之候、右相知候処を書留移置候事、

同十七日、風天、

今日は五ツ前ニ仕舞、少々風立後ニは快晴、中宿之儀ニ

付夕へ書付之通木藤氏江相頼申度考ニ而差越候処、未出

勤無之仕合ニ而右之段細々相頼候、少々之事ならハ何と

も取計様と可有之乍事、斯幾年も経候而は、取計様も一

円不出来段被為申、併後ニ同役中相談可申付、後刻被参

候様との事ニ付、左様ならよろしく御頼申上候と而、一

刻石塚氏江立寄候処、嘉兵衛殿被参仕合ニ而一刻相咄、

尤石塚氏は湯治江差越被申答候由ニ而、折角緩々無退屈

入湯可被致挨拶共いたし置、四ツ時ニ嘉兵衛殿同道ニ而

出勤、天神馬場ニ而長崎氏江問ひ候処未出勤無之、夫よ

り同道ニ而嘉兵衛殿は樹形ニ而相別れ出勤いたし候、四

ツ過ニ御殿江差越候処、一刻相扣候様被達、驚の間江居

候処、濱田氏〔竹林〕・得能氏〔新助〕同道ニ而被参、濱田氏は一刻被相

咄被帰候、夫より得能氏は御兵具所江用事有之と而被帰

夫より御用申来候付差越候処、源左衛門殿より此方下知

とは不被申候得共、今度新ニ願出答被致候は決而可宜、

併此方より下知とは不被為申段被達候付、御面働なりと

其場引取御座江罷出、八ツより退出、今日は御母様は七ツ時より南林寺参詣なと被成御座、〔仲頼養母〕牧野氏御みは様留主ニ被成御出、〔正助一風〕稻津先生・前野清左衛門殿被参晚迄被咄候、拙者今晚吉利家式夜前候得共、些風氣ニ而相断、今晚は五ツ過ニ休息、

同十八日、雨天、

今日は雨ニ而五ツ前ニ起床、四ツ前ニ出勤、尤今日は上山寺例年之通観音講付、参詣いたし候様父上様御沙汰ニ而候付、九ツ時ニは差越考候処、父上様一刻御座江御越被下、今朝兒玉孫次郎参、市來川上村父上様へ名前之高〔大目付〕二階堂志津馬殿より相談有之、可差遣考ニ付印貰ニ来候処、印ハ御遣し被成、此方江是非遣し呉候よふ御相談被成候由ニ而、拙江御室氏参り、其段猶又相談いたし候処被仰聞候付、直ニ勘定所江行候処、孫次郎〔児玉〕ニは御暇ニ而宅江差越候処、幸居候付相談いたし候処、彼方ニて何そ無異議候へ共、外ニ肝煎人有之、此者二階堂氏江相談之事、もし断不相成向ニは、とふも遣し候儀は不出来候得

共、先其者次第成由ニ付、折角よろしく其者江御相談被下候様相頼置、拙者〔助〕藤井氏江差越、尤父上様より御申付被成候儀御座候付、彼是今之儀も相頼申度差越候処、夕部大迫氏被差越候段無是非事ニ而、御伝言之分は申置〔不明〕一刻、氏江絵書有之見物江差越、吉次殿被書候付暫相咄し、夫より相帰、藤村氏と八ツ前ニ上山寺江行飯杯頂戴いたし、夫より相帰、今夜は式夜付新助〔得能〕殿大鐘近より被来、同道ニ而濱田氏江差越会説いたし、晚は九ツ過迄相咄、帰りは新助江は是非々々と一宿を請ひ候処被来、一宿被致段々被相咄、長く起候而詩共之咄いたし休息いたし候事、〔孫次郎〕児玉氏江後刻書状ヲ以返答聞ニ差遣候処、明日迄相待へくとの事候、

同十九日、雨天、

今日は〔朝六時〕六ツ時〔得能〕ニ新助殿は被帰候、早く故拙者を不起寝なから暇乞いたし、又々寝候処ねわすれ五ツ時ニ起まくれ起ニ起、早々鬢共剃出勤いたし、今日は虫干ニ而御蔵〔石蔵〕ニ而長く相咄、九ツ時ニ出拙者は相帰、尤連合有之

門殿・平八士〔折田〕兩人ニ而御海門迄は新兄も同道、夫より兩官内門前ニ而相別候、今日より初而横山氏へ差越、尤新助殿江手引相頼候、八ッ過より来被具、尤大学承考ニ而少々下見いたし同道ニ而差越候処、御在宿ニ而幸ニ而新助殿より初り改候、拙者婦ニは濱田氏江立寄、三人同道ニ而海辺江閑詠閑歩興を尽し候、潮音院岸ニ出張吟詠、大鐘迄迄又々濱田氏江立寄しはらく相咄、夜入前ニ新兄同道ニ而相帰候、今晚は客人有之先例之通琉藏役被參候、

同廿日、晴天、

今日は五ッ時ニ起床、少々寒氣催し候得共、丁度時節ニ応したる肌持ニ而四ッ前ニ出勤、八ッより帰来、七ッ前より早速得能氏江有約訪尋、一人淹留故段々相咄、左候処小倉喜左衛門殿參、相共ニ閑談いたし夜前ニ被帰、拙者も夜入過ニ相帰候、新兄得能氏江被差越、即同道ニ而門迄被送相別帰家、相帰候処、郡山氏〔一介〕參被居早く相帰らる、今日は理氣鄙言抄本新助殿被參頂戴いたし候、氣質本然性講義と書出候書物写し本拜借、

同廿一日、陰天、

今日は五ッ前起床、四ッ過ニ出勤、朝立は敵敷寒候得共、七ッ過より少し暖氣催し候、八ッ前より御暇いたし、濱田氏・得能兄同道ニ而、拙者は皆吉氏江差越候処、叔父様〔金六〕今日は八ッ官内江は御出勤之由、乍去七ッ迄相咄、御祖母様〔妻〕御一人御留主故一刻は相咄、七ッ過ニ相帰掛ニ土橋氏江一刻差越、夫より相帰、夜入時分より喜三左衛門殿被參、九ッ時分迄被語候、

同廿二日、晴天、

今日は五ッ前ニ起床、四ッ時ニ出勤、少々さむく得能氏江相頼置候、二男家中宿願書今日書認被具、小与頭之名前之儀被尋候得共存知無之、左候而高持成調帳相見候処、五番与頭名前有之仕合ニ而御通書留置候、御殿江寺田平八と申人杯与頭付印實ニ差越候得共、誰も不被居相帰候、いつれ明日ニ可致と考候、今日は八ッより退出、七ッ時分より退庵老被參、拙者一人留主番之処ニ而段々相咄夜入前ニ被帰、今晚は式夜前故、夜入近より濱田氏被參暫

いたし候得共、〔新助〕得能氏不被参五ツ前ニ被来甚遅く候、会
読相濟九ツ近迄相咄、最早相帰候由被申付、尤風雨ニ而
寒氣相催候付、今晚は一宿ト留候処、一宿被致七ツ時迄
相咄、夫より寝候処六ツ時ニは皆々被帰候、

同廿三日、風天、

今日は早く一宿之衆被帰、一刻〔ひとねむり〕つらといたし候処、最早
五ツ近ニ相成早々たまかり起上り、月代等いたし四ツ時
ニ出勤、四ツ過より得能氏同道ニ而御殿江罷出、又々寺〔平〕
田氏・吉井氏・上田氏江印もらひニ差越候処、吉井氏は
被居印もらひ、外兩人は出勤無之由候趣、尤今小組頭兩
人不相足候由付又々書入申候、夫より得能氏同道ニ而南〔新助〕
林寺江参詣いたし、御座江又々差越候、八迄居候而退出、
今日はますく風立候而寒氣極寒の如く中々難堪候、風
飛沙如煙宛凜烈、今晚は上田氏佐一郎殿は夜咄ニ付被参
筈ニ付、拙江も差越候様被申遣候付、夜入過より差越、
四ツ過迄相咄相帰候、

同廿四日、陰天、

今日は六ツ過ニ起上り候処、昨日とは変り少々は暖氣ニ
而、九ツ過より晴天ニ相成候、五ツ時ニ相仕舞、又々平
方江印貫ニ差越、〔武兵衛〕堅山氏江差越、夫より伊勢氏江差越、
夫より寺田氏江差越候得共最早不被居、夫より山内氏江
差越候処是又不被居、夫より出勤いたし候、今日より御
座之間江相通り、今日も九ツ前ニ御殿江、寺田氏江印も
らひニ差越候処幸被居貫候、尤得能氏・種子島氏同道ニ
而新兄は早く中途より御座江被帰候、拙者は正八郎殿よ〔得能〕
り先ニ相帰候、御座江は不差越候、相帰候而、山田氏は〔孫八〕
藍玉方江出勤之由ニ而彼方江行候得共、彼方江は山田平
左衛門と申人計被出候由、同居人故間違なるべく候、七
ツ過より平方江差越、右山内氏へ差越候処、被居候而印
もらひ、帰掛ニ南泉院江差越候処、喜三殿折角下山いた
し居られ中途ニ而暫く相咄、米良甚介殿杯被参、喜三殿
と新納江同道可致と而差越候処、中途ニ而風と考出し、〔嘉〕
上原氏江印貫ニ差越もらひ、左候而新納氏江差越候処、
客人有之由ニ而其様子被聞候付取止可致と而、加治や町

方江差越可見と而、有川半之丞江訪候処、内ニ居られ夜入過迄相咄、夫より相帰られ拙者些伍中之衆江用事有之夜咄ニ出候処、福島氏門ニ皆々打寄被居候付、伊地知氏江差越四ツ前迄相咄、夫より相帰候、

同廿五日、晴天、

今日は六ツ時起床、四ツ前ニ出勤、四ツ時過ニ虫干いたし候而天神社江参詣、山城氏江印貰ニ差越、幸内江被居早速被呉、又々御座江出勤、八ツより退出、夜入近より父上様新照院藤井氏江行ト被仰候付差越、牧野喜平次殿江相誘九ツ過ニ帰家、

同廿六日、陰天、

今日は四ツ時ニ出勤いたし、四ツ過ニ御殿江罷出、先達而より之願書都而印貰取、組方書役木藤源左衛門殿江差出候処、委細承知宜敷取計いたすとの事ニ御座候、宜敷相願置候、今日は段々御用有之島津中務寺社奉行初、名越右膳御目付、川上東馬若年寄右三人ニ而候、夫より御

座江罷出、八ツより退出、今日ハ伍中ニ才衆初咄可致約束故、晩方より上田氏被来、五ツ前ニ皆々被来候、誠ニ業さんなる事ニ而四ツ過ニ被帰、拙者も門迄相送水雲庵前脚ならしニ歩行いたし候、

同廿七日、陰天、

今日は五ツ前ニ起床、矢張不相変天氣ニ而陰々とし而冷々たり、四ツ前ニ出勤、八ツ前御暇いたし罷帰、正助先生御入来ニ而字書有之由ニ而墨摺かた有、拙者も少々相摺候得共、今日は八ツ後横山氏江差越筈ニ而、新兄と約いたし置候付相待居候処、八ツ時過ニ被参直ニ同道ニ而差越、夫より官内前ニ而新殿と同道ニ而相別相帰候処、一鳳先生折角書之半ニ而段々書かた有之、大鐘近ニ御返被成候、拙者も今晚は吉利氏式夜ニ而差越候処誰も不来、矢七郎殿一刻被参候得共早々被帰、拙者も四ツ前より相帰候、

同廿八日、陰天、

今日は早く眠をさまし、四ツ時ニ出勤、八ツ前より得能氏江新殿同道ニ而差越候、尤今晚は式夜前ニ而差越勇右〔石塚〕衛門殿大鐘近ニ被参、夫より会読初め夜入近ニ相済、夫より加治や町方黒木莊次郎殿宅初咄ニ而、先日より約束差越候、九ツ時ニ皆々被相帰候得共拙者は一宿いたし候、喜三〔税所〕左衛門殿も同断ニ而候、段々寝咄いたし候、

同廿九日、陰天、

今日は六ツ時ニ眠をさまし木三殿同道ニ而相帰、初島氏門ニ而相別、二本松馬場江行候処、孫次郎殿中途ニ而跡より被来、東郷家江朝稽古ニ被出候由ニ而天神馬場同道、夫より相別六ツ過ニ帰着候、月代等いたし四ツ時ニ出勤、昨日は拙者火之前之処甚助殿江相頼候付、今日は拙者前〔山田〕ニ而早速相請取火の前付方申候、孫八殿御殿江被差越候付相頼候御下より退出、八ツ何方江も他出不致候事、

二月朔日、乙巳、陰天、

今日は朝出ニ而六ツ過起床、五ツ時より出勤、〔御記録奉行〕奉行橋口

今彦殿ニ而今朝出は少々は仕事有之、星帳書留朱塗板江御月番の衆名書載、御兵具所江触番星帳さし遣し、火の前野崎氏江付渡、八ツ前ニ退出いたし、七ツより他出不致候事、

同二日、丙午、晴天、

今日は久々振天氣快晴ニ相成、心皓々然とし而気分長閑ニ而、四ツ時ニ出勤いたし、八ツより退出、大鐘過より〔得能〕新助殿被参候付、同道ニ而濱田氏江差越会読いたし、四ツ時過ニ帰家、

同三日、丁未、快晴、

今日は五ツ前ニ起床、四ツ時ニ出勤、今日より上様蒲生御差入付、成田家・青山家・野村家跡より御供之由ニ付、見物ニ得能氏・濱田氏・土持氏・得能彦殿四人同道〔新助〕ニ而福昌寺門前ニ見物ニ出候処、九ツ時ニ百人計の人数大鼓なと打、川上龍衛騎馬ニ而被通誠ニ由々敷拜見致候、夫より両家は暫く間あり候付、最早可相帰と上馬場辺江

一刻被居候得共、猶遲候付相別、得能彦氏同道ニ而相帰居候処、立馬場ニ而野村家江行合誠ニすくれ候、百引・半てんニ而切火繩強キ様子ニ而感慨々々人数は五拾人計ニ而候、夫より一剋可被相寄と申処兩人被寄候、早々被帰候、七ツ時ニは青山家右同段之様子ニ而、先ニ旗など為持見事ニ候、夜入より吉利家江差越候、

同四日、戊申、晴天、

今日は四ツ前ニ出勤、八ツより退出、大鐘前より父上様八郎殿同道ニ而土持氏江一剋御立寄被成候付拙も寄、夫より八郎殿は天神馬場ニ而相別、皆吉氏江一剋、夫より稻城氏江一剋、市少々見物、弁天島江出、夫より南林寺江差越、尤尾坊主毎晩法談有之、左候而聞ニ差越誠ニ達者成坊主ニ而能説申候、五ツ時ニ相濟方丈ニ而暫ク相咄、尤一介殿〔郡山〕・正助様御越ニ而〔不詳〕候、四ツ時ニ父上様と一所ニ相帰候、

同五日、晴天、己酉、

今日は四ツ時前ニ出勤し、八ツより退出也、八ツ他出不致、

同六日、雪、

今日は五ツ前ニ起床、白雪一寸計積り、乍併地ニは一部も不積、決而春節之故と相考申候、山々樹々ニ真白ク誠ニ華の如く景色難尽言語候、四ツ時ニ相成候処漸々トけ行候、四ツ前ニ日置半先生御入来ニ而段々咄共いたし候折柄、牧野氏江囲碁打ニ差越候半ト風与念出し相企、尤喜平次殿前々より何ニ而も可来由噂有之候付能折故差越候、半藏先ハ〔マ、不詳〕御殿ニ用事有之由ニ而一剋御立寄、拙者は先ニ差越一剋南泉院偏照房殿相誘考ニ而差越、其段一言相伝候処何も差支無之由ニ而、拙者は先牧野氏江差越候処、喜平次殿は留主ニ而段々相咄居候処、半藏先〔日置〕被来御亭主御帰なく共相初可申と而一番戦を初候処喜平殿も被帰、夫より又川南玄益殿来られ稍いたし候処、坊主殿被来多客ニ而終日見物いたし、拙も四五盤は争ひ夜五ツ時迄相咄、尤囲碁は夜入近ニ相止罷帰候処、母上様杯皆

々打連樺山氏江御出被成由ニ而、兩人留主ニ居候付、拙者小座ニ而は日記杯留四ツ時ニ休息、

同七日、陰天、

今日は五ツ前ニ起床、八ツ過ニ不明前ニ而ハマ投有之候付、拙も出張七ツ時迄いたし、左候而罷帰、大鐘近ニ大脇治右衛門より書状到来、今晚ハ式夜初有之由六ツ過より差越、今夜は益満氏・上原氏出会有之、益氏は不快ニ有之由ニ而早く被帰、上氏ト兩人ニ而会読いたし、鬨拙者ニ当リ不明四より仲尼曰迄いたし、右平太殿素読書有之跡ニ而軍書、四ツ時ニ罷帰候、一剋相咄九ツニ休息、

同八日、快晴、

今日は誠ニ快晴ニ而春気閑ニ八ツ前より喜平次殿御出被成、父上様御他出故拙ニ暫く相語、左候而碁打相企四番打、夫より被成御帰候、今日は年内より得能氏・濱田氏相企候書物式夜ニ相当候付、会初いたし度申遣候処、幸新助殿は参との返答、竹林丈は有故遅方可相成との返

答、大概大鐘近より新助殿被参緩々致閑談、勇右衛門殿も六ツ前ニ一剋戸口迄被参、悪敷いたし方候得共、友人上坂ニ而門送出候処、是非内江不参候而は友人達不被聞由ニ而、其段言訳ニ被帰候、今晚は書物も有之兩人ニ而いたし、段々夜深ニも罷成談合面白罷成、密談九ツ時過ニ付名残不尽と而被帰、拙者も本門迄送り候、

同九日、快晴、

今日は五ツ前ニ起床、おなしく天気勝れ悠々とし而万里青々、夜入前大鐘近より父上様・叔父様・彌左衛門殿同道ニ而御帰被成、拙者は朝より合紙いたし方ニ而障子なと張、仲之丞加勢いたし表相済、小座江相替壁杯張方いたし相済候処ニ而段々客人有之、彌左衛門殿は早く被帰、白濱氏御ば様親子三人、新照院御ば様親子、助一様も八ツ前より御出被成、大鐘前ニ御帰被成、退庵様も御出ニ而暮前より叔父様江碁打ニ而三番打之処、拙者勝負勝ニ而候、夫ニ而相止処喜三左衛門殿被参、又五ツ前郡山氏森山氏被参、喜三左衛門殿は新照院御ば様同道被下と而

一剋小座ニ而相語、書物之事相頼置候処、先方随分かすへしとの事ニ而取ニ可遣由被申候、喜三殿は早く被帰、叔父様・郡山氏・森山氏三人は九ツ前ニ被帰、退庵老は一宿、拙者も九ツ過ニ休息、

同日、快晴、

今日は五ツ前ニ起床、おなしすぐれたる天気ニ而最早春ニ相成、都而景色改り天茫茫々青々、山は隴ニ翠ニ、春風払柳枝、池水微波動、誠ニ々々難尺言語氣自長閑有前、朝八ツより南泉院江差越候処喜三殿被居一剋相咄居候処西田嘉山と申人被来咄共段々いたし、ハマ投可致と而小僧など多く参り、一刻いたし居候得共、ハマすたり夫ハ取止、又々内江差越、大鐘過より新納氏江差越べくとて、喜三左衛門殿同道ニ而訪候処緩々いたし被居、尤今日は歌会相催したるとて中島喜左衛門殿被参、五ツ前ニ和田孫右衛門殿被参、拙者は皆吉氏江母上様など御越故彼方江差越、喜三殿も一所ニ諏訪小路三官橋通より相別、皆吉氏よりは四ツ時ニ帰家、九ツ前ニ帰着、床上ニ而詩作

共いたす考ニ而書物共取出し候得共、夫成熟眠曉ニ至る、

同十一日、陰天、

今日は少々落下り隴々天気ニ而、乍併肌持はよ程すぐれ、綿入二枚ニ而よろしく、昨日は留主ニ濱田氏被参候由、伝言ニ今日拙宅江得能氏可被参候付、彼宅可参との事ニ而心待いたし居候処、九ツ時ニ被来大学新疏・大学弁書持参ニ而一剋相咄候而、直同道ニ而濱田氏江差越候処、小時被居又一剋相咄候而、夫より磯辺江出、尤兩人ニ早日より磯辺江可徘徊事約束候由なり、尤早日も午時過ニ而祇園堂辺より緩々とし而歩行いたし、海の気色碧ニ山々の色翠ニし而日色暖々たり、足ニ任而行候処、己ニ御茶屋下迄来、

こゝろからひろくなりたるここちすれ

あをうなはらにふねてせしより

といふ古歌など打吟し、実ニ心も皓々とし而常世の外興面白さ難尺言語、三人夫々相談笑語無止、磯の古木ものこりたる葉は花の如く、是をも打過己ニ御取添地迄来、

白石氏江竹林殿被訪是〔誤田〕ニ付此〔不明〕迄は可行と而、尤字の書付たる岩ありければ可見と而あれ迄行、少此方ニ而皆々も能出居ありければ、誠ニ空敷様ニ而は〔不明〕なりと而各志を可書と而、
まづ遜士〔得能新助〕兄

春たちて幾日ならねはかすみたり

木々のかれはは華かとそ見る

と被記ければ、是すくれたりと而、

拙もおなく、

かきりなく春のけしきをとむるは

このあをうみの水の上なり

と印しける、

竹林殿〔誤田〕も

幾重ニもかすみの山をこえつくし

こころもうらになりにけるかな

是も誠ニ面白、拙者又唐の風と而五言絶句をつむりけり、

早春携杖出 暖日気氛氤

碧海曠無限 青山断水雲

是も各賞美ニ預りけり、夫より歩行いたし白石氏江竹林〔誤田〕大声被掛候処、幸被居是非参れと強而被申不及辞差越候処、景色殊ニすくれ、さくら島を益石之如く目前ニ見、

段々馳走被致飯迄給り、大鐘近ニ帰り、帰路緩々とし而濱田氏江夜入近ニ行着、実一日之楽如夢暮し、左候而各相咄段相咄候処、近所江雑頭歌有之一剋聞ニ出候而又内ニ而語り、大概九ツ時迄語伊勢平左衛門と申人被来一剋被語同道ニ而相帰、竹林士橋迄被送、夫より春日小路より伊勢氏相別、得能氏兩人ニ而官内門前迄同道、一剋立ながら相語、実ニ遜士〔得能新助〕の至情身ニ余る芳志乍毎感動いたし候、

嘉永元年六月朔日ヨリ同年同月晦日ニ至ル

六月朔日、辛卯、雨、

今日は四ツ時分出勤、八ツより退出、喜〔祝所寫〕三左衛門殿七ツ時より被来夜四ツ時被帰、

同二日、壬辰、雨、

今日四ツ時出勤、御暇いたし帰る、七ツ時より勇右衛門〔石塚〕・喜十郎殿上方江被差越候由ニ而被来、今晚は式夜前ニ而夕方より新兄〔得能新助〕・竹林士〔浜田〕被来、晚四ツ時皆々被帰、

同三日、癸巳、雨、

今日は四ツ時出勤、御暇いたし帰る、七ツ時より得能新〔良〕助江差越、四ツ時帰家、明日重富行ニ付喜三左衛門殿被参居候、

同四日、甲午、陰、

今日は早朝より起上り、三圓殿〔釋山〕被来咎候付待居候処不被来、使差遣候処間違、明日之考当ニ而出勤被致候由候、就而御殿迄喜三左衛門殿被差越同道ニ而被来、夫より打立差越候、九ツ前打立、八ツ過行着候、嘉殿宿差越候〔新納〕処只今帰候処ニ而緩々相咄其晚は一宿、

同五日、乙未、晴、

今日は天気モ晴上り、四過ヨリヲトリ初まり見物緩々い

たし候、八時より天気悪敷罷成一宿いたし候、得能兄〔新助〕も濱田士〔竹林〕なと同道来被居候付、旅宿江差越相咄候、又々帰り一宿、

同六日、丙申、風雨、

今日マス／＼風雨ハケシク又々帰事不出来、終日鹿谷なと江遊方なと差越、誠々ニ面白事候、此風雨に新兄〔得能〕なとは被帰候、鹿谷別府一郎右衛門ト申所なとに差越相咄候、今晚も一宿、

同七日、丁酉、晴、

今日は天気久々振よろしく打立御同船ニ而帰候、舟中あつく候、帰ニは三圓殿〔釋山〕も喜三左衛門殿〔祝所〕も同道ニ而拙宅江差越候、今晚六月燈〔夏祭り〕ニ而世話しく、同道ニ而拙者吉利家江差越、九ツ時帰家、

同八日、戊戌、雨、

今日は五ツ前起床、四ツ時出勤、八ツより退出、青山家〔天山流砲〕

術師〔範家〕門人中都而御流儀入門有之候由ニ而吹聴新兄〔得能新助〕より承候、尤 思召之訳有之、上より御差図ニ而候由、七ツ時より加治ヤ町嘉兵衛江差越候処、西郷杯被来居相咄、夕方より得能兄江差越一宿、

同九日、己亥、晴、

今日は五時より出勤、今日青山家門人中別段之 御沙汰ニ付、一統 御流儀江被致入門、皆々義岡家江相集居候付、拙者得兄〔新助〕と同道義岡家江差越候、皆四過同道差越候、早速誓事有之、八ツ時帰家、今晚は式夜故ニ付、能氏〔得能新助〕・竹遜士被来一宿、

同十日、庚子、晴、

今日は四時出勤、八ツより義岡家江得兄ト同道ニ而差越、皆々同道炮術場江差越候、今日早速より石火矢打方有之、夜入前得兄拙者同道ニ而濱田氏江差越、四ツ時ニ帰家、

同十一日、辛丑、晴、

今日は四ツ時出勤、八ツ前より遜兄同道平岡氏江祝儀、夫より炮術場江差越夜入過帰ル、堀氏・村田氏・遜兄〔継芳〕と被立寄、四ツ時ニ被帰、

同十二日、壬寅、晴、

今日は四ツ時出勤、今日は四ツより堀氏江古青山門弟先達 御流儀入門仕候人数相集候而、吹聴有之ハ御暇いたし、御殿迄新兄同道ニ而、夫より拙者帰候、八ツより又々堀氏江差越候、三十七・八人相集候、申談候儀も此節入門ニ付候而は、誠ニ々々難有 御趣意之事ニ付、其所よくく奉汲受且何欵丁寧、此方行儀作法迄も一統手本と被致度候事候由ニ付、皆々其考いたし、先式日毎ニは是非々々罷出候様申談有之候、大鐘近より得能氏江差越、天保山江も徘徊候、今晚は式夜故濱田も被来不出、

同十三日、癸卯、晴、

今日は早目仕舞佐多氏江祝儀ニ差越、上山寺墓参、橋口氏江問ヒ同道ニ而出勤、勘定座下ニ而得兄同道出勤、八

ヨリ帰参、今晚は式夜故出席吉利家、

同十四日、甲辰、

今日は四時出勤御暇いたし、七ッ過より加治ヤ町方江差越、〔本太夫〕龜山氏江一宿、

同十五日、乙巳、晴、

今日は五ッ前ニ龜山氏より帰来、早目相仕舞出勤、海江田家江出席、今晚は得氏江差越一宿、

同十六日、丙午、晴、

今日は四時出勤御暇いたし、七ッ前成田家江出席、〔正右衛門〕嘉兵衛殿七ッ前被来候へ共被帰、拙者も差越候、〔石塚〕勇右衛門殿早目帰拙宅江一刻、又々同道ニ而加治ヤ町へも差越、〔莊次郎〕黒木氏・〔藤太夫〕里村氏・〔若之助〕西郷氏立越候而三所ニ差越候、今晚は石塚氏も一宿、

同十七日、丁未、晴、

今日は天保山鉄炮稽古有之、〔石塚〕勇右衛門殿被差越候ニ付、拙者〔長沼〕嘉兵衛殿同道又々龜山氏江差越、緩々いたし四時同道ニ而出勤、八ッより帰家、今晚は式日候得共不出、

同十八日、戊申、晴狂風、

今日は四ッ時出勤、八ッより退出、〔竹林〕晚は濱田氏江差越、式夜故得兄も同道、九ッ時過同道帰家、〔新助〕

同十九日、己酉、晴同、

今日は四ッ時出勤、岩崎別勤ニ而早目退出、七ッ時成田家江差越暮時分帰宅、〔正右衛門〕

同廿日、庚戌、晴微風、

今日は四ッ前出勤、八ッより退出、七ッ前より調練場江、

同廿六日、丙戌、陰、

今日は七ッ前帰宅、四時出勤、八ッより濱田氏江差越、得兄も同道、終日ねたりころんだり会説有之、今夜一宿、

同廿七日、丁亥、陰雨、

今日は一宿故得能兄同道、六過同道帰家、四ツ時出勤、今日は御暇いたし候、今晚は吉利氏式夜故差越候得共、病氣之由ニ而無之候、帰掛〔嘉〕新納氏江差越相咄、五ツ時過帰家、

同廿八日、戊子、雨、

今日は五ツ時過出勤、八ツより帰家、今晚は夜入近より加治ヤ町方江差越、龜山氏〔本太夫〕江一刻差越、嘉兵衛ト相咄し、東郷氏曾我物語の座もと之由ニ而出席、丁度六ツ時ニ相すむ、

同廿八日、己丑、雨、

今日は六ツ時漸々曾我物語相すミ、夜暁候而龜山氏江又々差越飯なと頂戴いたし候、夫より石塚氏江差越四ツ前迄相咄、嘉兵衛殿と同道榊形迄同道相別出勤いたし候、九過より相頼罷帰候、帰候而早速ひるねいたし、八ツ時起床かり飯共たへ、又々寝候処夜入時迄ね候、五ツ時より又々休息、

同晦日、庚寅、雨、

今日は五ツ時起床あかり、四ツ時出勤候、八ツより退出、〔喜三左衛門〕税所氏江約束いたし置候付七ツ過より差越、夜入近より拙宅江同道一宿、

嘉永元年十月朔日ヨリ同年同月晦日ニ至ル、

十月朔日、丁寅、晴、

今日は出勤月番相済候、八ヨリ帰退、大鐘時分勇士被問〔石塚〕同道得能氏江差越会読アリ、九時帰家、

同二日、戊卯、晴、

今日は出勤、八ヨリ帰退、七後他出無シ、

同三日、晴、

今日は四時出勤、〔重信怒清〕怒兄小倉氏江可差越ト被誘御暇イタン早速帰候而、長野氏江一刻立寄、小倉氏江差越候、怒兄ハ被来居夜入前迄相咄、加治ヤ町方江差越、龜山氏差越之〔本太夫〕処嘉士〔新納〕在宿ニ而相咄候、喜十郎殿夜入近被帰候、尤今晚

は式夜ニ而候処、勇士差支有之取止候、九時帰家、

同日、晴、

今日は出勤掛都之城江刀御頼ミ候付差越候処、半成就ニ而候、出勤イタシハツヨリ退出、七ツ後他出不至、

同五日、陰、

今日は出勤御暇イタシ、家君奉初榊山殿衆皆吉氏〔金六〕叔父公ナト不動参詣ニ而、拙者榊山殿江差越、彌左衛門殿同道新照院迄差越居、家君は御殿より御出ニ候、新照院より打立差越候、跡より上田源衛門老皆吉公御出ニ而候、

終日閑談或遠望秋景不堪賞候、帰路ニ吟し而曰、
閑吟秋景尽飲遊、日暮傍来 水流、遙聞樵歌一両曲、

遠村初見去人幽

と打詠しつゝ、皆吉公ニも一吟有之候、此ニ記るさず、
四方眺望之内ニ帰着候、一刻藤井氏江差越、四ツ時帰家、

同六日、晴、

今日は早目出勤、同断御暇いたし候、尤加治ヤ方衆伊十院 妙円寺参詣いたさるゝ筈ニ而、矢八郎殿被来候付同道ニ而勘定所江一刻立寄候所、はや嘉兵衛殿は被帰由ニ而直ニ加治ヤ町方差越、二才衆三十余人同道差越候、打立四ツ過ニも候半、八過ニ漸々参着候、参詣共いたし、めしナドタバ暫しニ而打立候、夜入近帰着候、加治ヤ町迄差越、拙者白濱氏江差越候、尤 家君榊山氏衆ハ精進おとしニ差越候、四ツ過帰家、

同日、晴、

今日は四ツ時出勤、八より退出、今晚は式夜之筈候処、竹林士差支有之、
遜兄御越ニ而一宿有之候、

今朝は六ツ前遜被帰候而、四ツ前相仕舞都之城翰師所江立寄、四ツ打立出、八より退出、大鐘近上ニ地取有之由ニ而差越候処、取方有之候、暮時分迄見物いたし帰候処、
今夕は式夜ニ而加治ヤ町衆、勇士・嘉士来被居、国学会

同八日、晴、

今日は六ツ前遜被帰候而、四ツ前相仕舞都之城翰師所江立寄、四ツ打立出、八より退出、大鐘近上ニ地取有之由ニ而差越候処、取方有之候、暮時分迄見物いたし帰候処、
今夕は式夜ニ而加治ヤ町衆、勇士・嘉士来被居、国学会

同八日、晴、

今朝は六ツ前遜被帰候而、四ツ前相仕舞都之城翰師所江立寄、四ツ打立出、八より退出、大鐘近上ニ地取有之由ニ而差越候処、取方有之候、暮時分迄見物いたし帰候処、
今夕は式夜ニ而加治ヤ町衆、勇士・嘉士来被居、国学会

同八日、晴、

読有之論語素読も有之候、今晚は一宿有之、六ツ時被帰候、

同九日、

今日は六ツ時加治ヤ町衆被帰、四ツ時出勤、八御暇いたし、夜入近より三島嘉十郎殿・本田彦左衛門殿・染川安之介殿被来、九ツ時迄被相咄被帰候、

同十日、庚辰、晴、

今日は四ツ時出勤、御下より帰出、夕方より加治ヤ町立江差越長沼氏江一刻相咄、東郷氏夜咄ニ而出席いたし候、
四ツ時帰家、

同十一日、辛巳、雨、

今日は四ツ時出勤、九ツ時岩崎別働いたし帰家、大鐘過喜三殿被参四ツ時過被帰、
怒兄被参管候得共不被来、

同十二日、壬午、雨、

今日は四ツ時出勤、御下より退出、七ツ過得能佐平次殿明日上京ニ付暇乞ニ差越、帰掛白濱氏江差越、夜入近帰家、

同十三日、癸未、雨陰、

今日は四ツ時出勤、一刻御暇ニ而上山寺墓参いたし帰掛藤井氏江差越、八ツ前御座江差越候、御下より退出、大鐘前勇右衛門殿被参相咄候処、今日は官中明月見ニ而水前ニ而
術有之見物いたし夜入近相濟、尤今晚は式夜ニ而加治ヤ町方江勇右衛門同道ニ而勇右衛門宅江差越、
嘉兵衛ニも被参、四ツ時過帰家、

同十四日、晴、甲申、

今日は六ツ過起上り、今日は例年ニおなしく妙円寺参詣の日ニ而、中々懐古ニ堪かね参詣致度気分出、拙者鎧相痛候処有之、長野女子江一刻差越太刀借用、又々右之痛所も相つくろひ被具候様相頼置罷帰候、四ツ時出勤御暇ニ而森山氏江一刻差越、黒麻借用ニ差越候処、留主ニ而

罷婦処、拙宅ニ来被居、則借用いたしかりニ遣し候、具足も同断借用被呉則かりニ遣し候、七ツ過より参詣、官内門前より誠ニ見物多く候、千石馬場ニ到掛候処、猶々多く男女貴賤数しらす候、漸々水上ニ差越、坂の上ニ恕兄江約束有之一刻相待居候処、加治ヤ町方衆被通候付同道ニ而差越候、月もおぼろにてり甲冑霜ニ映し恰戰場ニ

臨ニ異ナラス、志氣自ラ凜々座懐千秋事嗚呼乍恐

先君松齡公於関ヶ原御難戦者明十五日也、当世府下士到

吾輩之面々不憚治世戎衣、或者旌旗陣羽織各仍其所志参詣、妙円寺伊集院之路程四里半、臨戰場之形容頗雖有、

憚又有一理薩人幸高枕比泰山安蒙至治之沢、鼓腹聖代之万民焉非

松齡公之余德乎、然則有志之士当此日、安閑徒然耽一座之歎談、則所謂国家之罪人也、懐ニ壮士手奉冑乱髮簪卷頓首、礼拜之時感得

先公之御尊靈為御喜悦乎、誠是非所可座止、九ツ時ニ漸々参詣いたし候、伊集院町ニ而弁当なとたべ七ツ時過ニ〔吉之助〕帰着候、加治ヤ町衆は平田氏、西郷氏・龜山氏・東郷氏

福島氏・上田氏同道、西田町橋ニ而相別れ候、帰着候処家君其外御待居被下草臥も相忘候、拙者相咄休息、

伊集院町ニ而上方加治ヤ町岩下直太郎ト申人、拙者ニ少々被立障名前承置候、

同十五日、陰、乙酉、

今日は五時起上、四時出勤、一刻加治ヤ町岩下氏江差越、

昨夜之訳相尋候処全間違ニ而用捨可至呉トノ訳合付、無異儀一礼述罷婦候、一刻加治ヤ町龜山氏江差越一刻相咄、〔金二〕皆吉氏江一刻立寄候、造士館江平田氏江一刻逢、夫ヨリ御座江罷出御下より退出、大鐘過より休息、

同十六日、陰後雨、丙戌、

今日は四ツ時出勤、一刻御暇ニ而勘定所江新次郎殿江用事有之、〔長沼〕嘉兵衛殿江も一刻逢候、夫より御座江罷出御下より退出、夕方より嘉兵衛殿・勇右衛門殿同道被来、式夜ニ而候、〔石塚〕

同十七日、同丁亥、

今日は四ツ時出勤いたし御暇ニ而罷帰、〔重信〕 怨兄官門迄同道濱田氏江被差越候由、今日は白濱仲右衛門殿長々病氣之処養生不相叶、八前より差越候段客来有之候、夜入前皆〔金〕 吉殿迄差越上下なと着差越候、墓所迄差越 家君は直ニ御帰、拙者又々差越候而 母堂君〔三平〕 榊山殿衆同道帰家、

同十八日、雨、戊子、

今日は四時出仕御下より帰退、早速加治ヤ町方江差越候〔其儀不相叶の方言〕 処、今日は木棒切方江被差越管候処、としまらす由ニ而〔長沼〕 嘉兵衛殿宅江差越夜入前迄相咄、夫より得能亭宅江差越〔新助〕 一宿、

同十九日、雨、己丑、

今日は得宅より六ツ過帰家、四ツ時相仕舞長野女子宅江一刻差越、夫より出仕御下より得宅江参上、〔新助〕 尤今日加治ヤ町方衆棒切之管ニ而迎ニ差越掛ニ而怨兄も紫立の辺迄御出、橋上より分手相別、拙者は差急諏訪之口れい山江

のぼり半里計差越居候処、皆々帰被来同道ニ而引返し土橋迄差越候処、〔半之進〕 福島氏・〔莊次郎〕 黒木氏御兎衆来被居五ツ時帰着ニ候、龜山氏江差越一宿、

同廿日、晴、庚寅、

今日は六ツ過起上り候処、喜十郎殿も〔長沼〕 嘉兵衛も未寝被居候付拙者は帰候、四ツ時出勤、御下より退出、七ツ後不出、

同廿一日、晴、辛卯、

今日は四ツ時前出勤、四ツ時過相頼明日儀も相頼置帰退、尤今晚は式夜ニ候、大鐘近より新兄被来、大鐘近過より〔得能〕 竹林士被来会説有之、竹林士ニは四ツ時過被帰、怨兄は〔重信〕 一宿有之、七ツ時迄相咄夫より休息、

同廿二日、晴、

今日は大鐘過怨兄被起帰候、夫より拙者は又々休息、五ツ過起上、四ツ時森山氏江具足借用いたし置候付返済、

尤歟形少々相痛所有之跡以相返候様断置候、夫より長野氏江一剋差越罷帰候、今日は障子張方いたす筈ニ而喜三〔税所〕左衛門殿ニも被来居候様相頼置候処、被来障子張いたし、木場伝内士も被来加勢有之、七ツ過ニは相济候、喜三殿〔税所〕ニは脇方江被差越候由ニ而被帰候、夜入近より又々喜三殿は被来一宿被致候、

同廿三日、晴、

今日は六ツ喜三殿は被帰、拙者五ツ前起出勤掛一剋
南林寺江参詣、夫ヨリ出勤、最義岡氏ヨリ御用申来居候
付別勤イタシ、御勘定所江一剋立寄嘉士江逢、今日遜宅〔長沼〕
江差越候様約束イタシ、勇士江達シ被呉候様頼置、直ニ〔得能〕
義岡氏江出候処御用相济居候得共、書役木藤源左衛門ト
ノニ而宜敷様相頼置、夫ヨリ龜山氏江一剋差越候、八ツ〔本末〕
過嘉士被来腫物痛ミ遜宅江不被差越由、勇士モ達シ被呉〔石塚〕
候処彼モ得不被差越との事ニ而候、嘉士は被帰候、拙者
又々造士館迄差越勇士相誘ヒ得能氏江差越候、夜入近迄
相咄段々御馳走ナト有之候、夜入過又々加治ヤ町方江差

越一剋、拙者夜咄に出龜山氏江差越候処勇士も被来候、
今日は式夜ニ候得共嘉士痛所ニ而相休彼宅江一宿、〔長沼〕

同廿四日、晴、

今日は早目起上り候、龜山氏より出勤いたし、八下より
退出、七ツ前一剋佐市郎氏被来被帰、七ツ後他出不致、

同廿五日、雨、

今日は雨ニ而四ツ時出勤、御下より帰退、七ツ過木脇氏
江一剋差越彌左衛門殿江用事有之、帰ニは同道いたし帰
掛樺山氏江差越、暮ナト打夜入近帰候、夜五過勇士被来〔石塚〕
四ツ前被帰候、
〔三巴〕

同廿六日、雨、

今日は四時出勤、飛脚到来御記録所御用封取ニ出殿ノ御
ヨリ退出、七ツ過恕兄被来濱田氏江差越、今夜式夜ニ而
会読有之候、夜入過向井彦左衛門トノ被来、琵琶天吹達
者ニ而誠以堪催感其興、終今夜大雨不得帰一宿、
〔竹林〕

同廿七日、陰、

今日は六時帰家〔重信〕怒兄〔重信〕と同道也、四時出勤、御下ヨリ退出、七ツ時鉄炮張所江差越、夫ヨリ〔喜三左衛門〕税所氏江差越、大鐘近ヨリ〔嘉一〕新納氏江差越ハツ過迄相咄、喜士ハ拙宅江同道一宿、

同廿八日、晴、

今日五ツ時起上、喜士〔税所〕四ツ時同道ニ而出勤、御下ヨリ退出、夜入過より勇士〔石塚〕、嘉士〔長沼〕被来、尤式夜ニ候、参談有之、今晚は一宿被致候、

同廿九日、晴、

今日は勇士〔石塚〕・嘉士〔長沼〕四時同道ニ而出勤、御暇イタシ九時退出、七ツ時ヨリ得能亭江差越、喜右衛門殿来居一刻イタシ被帰、拙者一宿、

同晦日、陰、

今日は六時〔得能新助〕遜宅ヨリ帰家、出勤掛都之城翰師所江立寄、夫ヨリ出勤、御下ヨリ帰返、今晚ハ〔三四〕樺山家江差越相咄、

尤金六様御出候、九ツ時帰家 家君も御出、

嘉永元年十一月十日ヨリ同年同月晦日ニ至ル

同十日 晴

今日は四ツ時出勤、八より帰家、明日は角力有之候付、明晩式夜別番拙宅ニ而今晩いたし、勇士〔石塚〕・遜公〔得能〕被来、勇士被帰、遜士は一宿、尤明日角力ニ候より同道ニ而可差越ト約束いたし置候、尤今日ハ組方より明日御用申来候付頼遣し候、

同十一日、晴、

今日は未大鐘近より起上り相仕舞、六ツ時船出し、四ツ時有村江着船いたし候、五時初り誠ニ以面白終日見物いたし、夜入近相濟候付上舟、婦ニは鈴田宗八郎殿も同船、風波稍きひしく候得共、四時分着船イタシ相帰候、新兄〔得能〕宗八郎殿は門前ニ而相別被帰候、

同十二日、晴、壬子、

今日は四ツ時出勤いたし候、昨日組方御用ニ付村田氏江
相頼遣候処、名代承知被吳候処、拙者名助之字介ニ而候
哉如何お糺ニ候由、早速御殿江罷出村田氏江其段礼共述
置、組方江助之字ハ無別条由演舌いたし置候、今日は尤
火の前ニ而御目付役所江差越名相記し候、夫より御座江
罷出御下より退出いたし、今晚はイノフニ而段々客来ナ
ト有之、

同十三日、癸丑、晴、

今日は朝出ニテ五ツ時罷出、頭マは平岡氏八郎大夫九ツ時仕事相仕
舞、新照院江墓参いたし城ノ山相越罷帰候、大鐘近石塚
勇士被来同道ニ而石塚勇士宅江差越、今晚は式夜ニ而会
読素読有之四時相濟、尤嘉士長密も被来候、今夜一宿、

同十四日、甲寅、晴陰、

今日は石塚宅勇右衛門ヨリ六過帰、四時仕舞、都之城翰師所江一
剋差越候処、柄仕上出来候付相頼置候、夫より出勤、八
より帰退、七ツ過帖佐太郎殿被参、今晚は黒木万左衛門

殿宅江座頭参候付、拙者江も吹聴有之、同道ニ而差越
由被申候付、同道ニ而差越候一剋、長沼氏江差越居夜入
過差越候、座頭は妙壽参り早速謡ひ候、新玉より段々葉
歌有之、赤星小敦盛王嘗君など有之大鐘近ニ相濟、已ニ
暁ニ到らんとするのを皆々引取候、誠ニ而白さかきりな
く候、夫より又龜山氏江差越一宿いたし、勇右衛門殿も
被来候事、

同十五日、乙卯、雨、

今日は六ツ時過起早目帰家之考候処、足ニ少々疵有之候
処はれ出相痛候付、雨を見合出勤も不致、九ツ前相帰候、
夫より休息いたし候、

同十六日、丙辰、晴、

今日は五ツ前起上り足疵未能癒座席不出来ニ付出勤不致
候、夕方嘉兵衛殿被参相咄居候処得兄被来、今晚は式夜
ニ而候故、濱田子竹林ニは書状を以申遣候処、やゝいたし候
て被来候、今晚は会は無之三人共ニ一宿被致候、

同十七日、丁巳、晴少寒、

今日は三人共ニ六ツ時ニ被帰候、足右様有之候付今日迄も出勤不致候、

同十八日、戊午、

今日は同断出勤いたさず、七ツ後地取見物〔与兵衛〕ニ森山氏江差越候、夜入すむ、夫より帰家、

同十九日、己未、晴、

今日モ同断出勤なし、九ツ時新兄〔得能〕・勇士〔石塚〕見舞被呉夜入四ツ迄相咄、新兄〔得能〕ニは一宿、勇士は被帰、

同廿日、庚申、晴、

今日は六ツ時新兄被帰、今日も同断出勤不致、

同廿一日、辛酉、晴、

今日も同断出勤なし、角力有之由候付森山氏〔与兵衛〕と家君同道差越候処、格別ノ角力無之由承候付取止候、八ツ前新納〔嘉〕

氏被来、喜三〔税所〕左殿七ツ時被来、今夜九ツ時迄相咄新新氏ニは被帰、税所士は一宿、

同廿二日、壬戌、晴、

今日は四ツ過喜〔税所〕三殿被帰、出勤なし、今晚あんま取同道ニ而被来候様、喜三殿ニ家君約束有之候処、晩方より被来あんま取も来り候、喜三殿ニは又々一宿有之候、

同廿三日、癸亥、晴、

今日は四ツ時過喜三殿被帰、嘉兵衛殿被来七ツ過迄被咄被帰候事、夕方より遜兄〔得能〕御入来段々被咄、今晚は一宿有之候事、

同廿四日、甲子、晴、

今日は六ツ時遜兄〔得能〕被帰候得共全不覚、五ツ時起上り、四ツ時相仕舞、尤今日より出勤いたし、出掛垂水〔島津分家〕下屋敷鉄炮台師処江立寄候、八より帰退、早速皆吉氏〔金六〕江一剋、明日湯治行ニ付暇乞ニ差越、帰掛 南林寺江参詣、夫より

婦家、大鐘近〔得能〕遜兄被来同道ニ而濱田氏江暇乞差越、夫より婦家、

同廿五日、乙丑、陰、

今日は五ツ時相仕舞、城ヶ谷鉄炮張所江差越相頼置、城ヶ谷越いたし新照院上山寺江参詣、夫より新納氏江差越、夫より加治ヤ町大久保氏江一剋、長沼江差越、嘉兵衛同道佐市郎殿も被来候付同道、天神公江参詣、夫より出勤、早御暇ニ而婦相仕舞、叔父様喜三〔税所〕左衛門殿被来、九ツ時ニ舟ニ乗八ツ前出し候、七ツ時着船いたし候、夜入近より入湯いたし候、入湯婦掛高崎五郎右衛門殿被来、大抵四ツ時迄被咄被帰候事、
〔様島〕古里湯治中

同廿六日、丙寅、陰雨、

今日は六ツ時過目を覚し、父上様同道一度入湯いたし、婦り掛宮原氏被来、四ツ時迄被咄、田山正庵殿被来、夜入近より温泉場江一剋差越、一篇入湯、婦掛又々宮原氏

被来婦、町田氏江参上候様申来拙者差越候、夜四ツ時婦家、

同廿七日、丁卯、快晴、

今日は六ツ時過入湯一篇、夫より婦舎、鹿府便有之書状相認、皆吉氏江一通、宿許江一通、得兄江一通相認出、又々入湯一篇、婦掛宮原氏被来、高崎氏も被来夜入近迄被相咄、夫より又一篇入湯、婦掛田代氏兄弟肝付坊主被来、大抵四ツ時分迄相咄被帰候、

同廿八日、戊辰、同、

今日は五ツ時前入湯一篇、婦朝飯たべ田代氏江差越同道入湯一篇、婦掛大田三人拙舎江被来八ツ時分迄相咄被帰、高崎氏入湯婦掛被来、鹿府より書状得兄より到来、取もあへず珍敷披見、得士ノ状黒木氏より一通御暇相下候付、御届廿八日より之勤之由申来候、黒木氏書状又々兒玉新五右衛門殿など江相届候書状も有之候、高崎氏旅舎江可来段被申候付差越候、鶏汁ニ而めしなと給候、拙者は七

ツ過時帰舎、家君も未御帰無之、夜入近御帰候、湯ニも不差越、夜は田代源之丞殿兄弟肝付坊主三人同道ニ而被参、将棋ナトニ而終夜くらし大抵八ツ時分被帰候、

同廿九日、己巳、晴、

今日は六ツ過起床、拙者入湯も不致、九ツ時近より町田氏江差越、隈岡氏・肝付坊主・田代兄弟被来居、八ツ過又々拙舎江同道ニ而差越、夜入前被帰、晩も三人被来八ツ時迄被咄被帰候、

同晦日、庚午、晴、

今日は六ツ時過起床、田山正庵殿書物持参給候、四ツ前一週云田代兄弟・肝付坊主被帰候由ニ而被来候、四ツ時過より家君同入湯一篇ニし而帰舎、夜入近より町田式部殿被来、五ツ時宮原氏被来、四ツ時入湯一篇ニし而帰家、

〔表紙〕

安政六年十一月ヨリ
万延元年三月マテ
日記原書
三十八枚

一 先月五日、自

〔茂久〕
太守様以 御直筆 御内諭之御趣奉拝承、其次第は当

時世 御歎慨被為在、昨年来貴兄〔西郷隆盛〕一条ヲ初其后同志突

出之事實被聞召通候御訳有之、谷村〔小吉〕ヨリ大〇江被相下

候御書取之趣は、方今時世不穩万一時變到来之節は、
〔順彬〕

順聖院様 御趣意奉繼、以御国家

天朝御奉護可被抽精忠 思召ニ付、各国家之柱石ト成

テ、我等之不肖ヲ輔可異候様、御頼思召之御旨云々、

御実名御花押相居、精忠士面々中江と之御宛ニ御座候、

仍而一同難有拝承、連名血判ヲ以御請書差上候時宜ニ
御座候、〔島津豊後〕及此候華義、畢竟貴兄之御趣意ヲ以、私共
一同決心仕候義故、其段相演御連名仕候、
先是、豊州義多
年之勤勞ヲ被賞御城代一扁被 仰付候、

一同九日、総州御再職被 仰付候、御軍役方、御勝手方、鑄製

方、琉球産物方、琉球掛、大物、〔通脱〕〔島津豊後〕
方、御製菓方、凡而被掛置候、豊御攘除総公撰華ニ付而は、

納駿・堅武之輩別而妨之、偏ニ 防公之御英断ニ出候
由、駿此日ヨリ称虚病退職之心底之由、堅当分温泉ニ

而是以同様之心組ニ候半、併是ハ御攘除之筋ニ決居候
由、其居喪傳婦役、三藤御側御用人出テ大四ヲ被復候、
〔山口喜三左衛門〕福本貞之丞

山喜寺社方 福直方小頭 御勘定
取次 福直方小頭

側役・御納戸奉行、御茶道ニ至迄願通御免被 仰付候、

老公〔杏興〕御逝去後、掠官物雇人夫私邸江運送争奮之振舞不可言、
実以極罪ニ可被処義ニ候得共、御逝去無間事故、御仁宥之御処置ト被

候、
一 以上之事件は先使ヨリ申上越置候間態と不及詳悉候、

其后之次第格別変態モ無之候得共、日ニ盛大ニ帰向ス
ル之勢ニ御座候、山莊義先月末再役急出府被 仰付、
〔山田在右衛門〕

則致出立候、
是義豊賊等退職后屢催密会、幕江意通之恐有之、御
台様〔天璋院〕江御結、其余奸路閉塞之為云々之御

秘計ト一姦之奸謀は勿論、幕之暴威別而御嫌疑被為憚、被窺候

十分之御処置被遊兼形ニ被窺候、夫故御軍備は勿論勤

王之御大志御卓立〔水戸、越前、尾張〕三藩等御結合之義、且貴兄被召返候

一条、急々御英断ニ被出来兼候向ニ御座候折柄、

京師 御献上 御劍一条致到来候間、〔此義被蒙 勅命老公 御奉載被為在、則波平江打方被 仰付、成熟之上野村助七〔御要物迄 才領ニ而上京之処、滯京ニ而拵方被 仰付、折角致都合既ニ成就ニな らんとする時、豊職ヨリ問合到来、老公御逝去ニ付御断申上候様、 自 大守様〔茂久〕拵方成就之上御 献上可相成訳候得共、是以不相成 候ニ付、早々 御劍致才領罷下候様申来、形行陽明家〔近衛家〕へ原 田〔才輔・近衛家付医師〕より及披露候処、別而之御不都合ニ而、違 勅之 御名目迄被為蒙候時宜ニ而、 実ニ御国家 御一大事不 散々之首尾ニ而野村罷下候。

可忍之極罪ニ候間、形行篤と野村江承候上及建白候趣

ニは、如斯

勅命被為蒙候義於 御家前代未聞之御盛事、千載之

御名譽ニ候処、〔稱徳〕一奸之所為ヲ以 〔所興・弄形・茂久〕御三代様奉汚、御

名目、殊ニ自

太守様勤

王之御志云々御内諭之御趣被 仰出候ニ付而は、夫形

被召置候而は人心一同不忍黙視、尤以来如何様 御敵

令被為下候共、被相行候訳合無之候間、名分上之御処

置ヲ以極罪相当ノ

御刑罰被召加、則御人撰ヲ以不日上

京御断之上、再度 御拵方 御願 御献上相成度、〔京 都留守伊集院大郎右衛門〕集院交代松元十兵衛江被仰付候間、〔方平〕岩下佐士義他所向

ニモ取馴居モ学力モ有之、名義弁別之者ニ而其任ニ堪

候間是非繰替被仰付度、仮令此拵無之候共、当時非常

之時節、御留主居之義、有志之者御撰不被居置候而不

被為濟義ニ而、無上之為勝機会故、是非 御裁断被為

在度云々奉歎願候、〔茂久〕君公江は谷村江直談ヲ遂上書、

防公江は吉祥院ヲ以建白、〔島津久光〕〔税所篤兄〕総州江は蓑田江熱談之上趣

意相達候手策相廻シ候得共、何分前件御嫌疑之病根ヲ

以 御英断不相調候、畢竟蓑田之趣意果決之御処置ニ

而は事不成候間、漸ヲ以 御国事治定相成、当時先々外

事ニ不及手ヲ沈静寡黙変ヲ待候と之説ヲ持重致シ候、〔島津下總〕

総州御趣意モ專養氏之説ニ出テ候間愈以我党之素志難

達候、 防公御真意は随分御英断出来居候得共、隠然

御後見之思召ニテ柄権ヲ御避、万事

君意ニ出候様ニと之御忠胆ニ而、御心決之義モ御遠慮

被為 在候事件モ有之、君側正邪進退之義等、断然御施之思召候得共、考通不参之御意モ有之由、
町田〔主馬〕等不断等之義御明察、且総州〔谷村變之助〕モ谷愛・岸良〔七之丞〕御附相義我カ意ヲ能得ラレヌト之御意モ有之候由、
赤心片々是非

先君御遺志奉継事業興復ヲ自任シ、報国之志操不可奪
君側文武廢馳之義ヲ興起シ、其余矯弊之事件多々有之、專此士之力ニ出テ候、〔兄玉雄一郎〕防総之間ニ周旋シ、御真意窺得大ニ道ヲ開キ候、〔鈴木喜太郎〕附相成候、〔角太夫〕既往ヲ悔、〔徳田文面〕當分両士江合腑一向同腹鈴喜・木藤杯其風ニ附候由、

一京師關東之形勢別紙堀土書状、〔伊左衛門伊地知貞賢〕徳田文面之通御座候間御覽可被下候、堀土別而危急之義ニ付私出府之義取興シ候、何分前条通先々手ヲ延キ候御趣意被相行候間、事ヲ成ス之趣向ニ而は 御裁断六ヶ敷候間、堀土万一難ニ係り候得は外同志中兎而モ不致傍觀、若哉左様之時宜ニ及候而は御国家御難題無相違候間、不日出府被仰付候ハ、御当地之形行 君意之処、且 防公総州之御趣意云々相通シ度、畢竟 御国元事情委曲不相達候故急迫之決心イタシ候訳ニ候得は、何分大事之一条書面ニ而モ難申越、仍而出府之上篇と申論、何処迄モ御趣意相貫御請書差上候詮相立テ度ト之素志ヲ以 防

公総州江奉歎願候、防公江ハ岸彦〔岸良彦七〕、総州江は谷愛ヨリ篤と事情建白、義田氏江は直談十分可成之機合相、都合悪敷当日、防公御登、城無之、総州義氏成候、〔島津久光〕

之評議ニ而一先堀土御下シ、当日町飛脚被差立、御問合相成候事情御聞取被成度と之事ニ相決シ翌日 防公御登 城、議定之段御相談ニ而其通御同意相成候由、其翌日義氏ヨリ口合度訊有之参候様申来差越候処、御内論之趣ニは何分御国家御大事之義ニ而、急卒御裁断被遊兼候付、一先堀土御召下シ事情御聞取之上、御処置可被為在と之御吟味ニ而、内分御達シ申候様ニと之事候段、致承知候事ニ御座候、然処〔兄玉雄ヨリモ〕防公ヲ得能々密路開キ其前日篤と事情申合、〔島津久光〕防公江猶亦上達之居候間、〔島津久光〕相托候
処、趣意無殘処申尽シ呉、且堀義万一モ御下シ相成候得は、危急ヲ見捨罷下候考ニ無之、不得止亡命致シ、是非隠然事ヲ謀度平日之決心ニ御座候段申上候処、防公モ至極御驚駭、左様之訳有之候ハ、何ソ早ク知ラセス候哉、〔島津下総〕総州ヨリケ様々々議定之段承知、尤ニ存候故風与致同意候、左様之義存知候得は決而此ニ及ス事ニ候、且大久保義致出府事情相違シ候而モ、同志承服

不致候ハ、同氣相成事ヲ起シ候者ニ而は無之哉、如何存候ヤト之御事ニ而、其義ニ付而は篤と彼カ心術承候処、云々心決之次第モ有之、其処ニ於而は寸毫無疑、尤何ニモセヨ於是は御登セ不相成候而は難被為濟、若江府之有志暴卒之事ヲ起シ候ヘハ、何れ御國家之御大事ニ而候得は、御処置ヲ不被加而不相成、御所置有之候得は義氣ヲ御挫キ候訳ニ相当リ、此衰世ニ當リ義氣ヲ御挫キ候而可被為濟被思召候哉と難シ候処、決而左様ニ而は不相濟候、何分此義ニ付而は明日登城之上再度御評議ニ可被遊、昨日町飛脚差立候間、則亦々差立候得は随分間ニ逢候、何分夫程之心底ニ候得は、被遊御安心候段

御意被為在候由、必定総州養氏之処一向好事之徒ニ成サレ、若出府サセ候得は、無謀之議ヲ醸候は案中、彼カ所言者名目ニ而、別ニ一策ヲ持シ候と之疑ヲ蒙り候故趣意不相達候、併防公(島津久光)之処御了解相成候間別而大幸、時宜ニ依而は望ヲ達候義モ有之候半、未再度御評議之次第未相分不申候、防公モ勅諭之上は御猶予不被遊

云々之御決定被為在候由、

〔左衛太〕〔若下方平〕一名越・左州御登庸相成候、兼御側御用人ニ而、御軍役奉行御毎日御機嫌伺罷出候様云々〔平田仁

根本被居置、御軍備御治定可相成御趣意ニ候由、〔平田仁左衛門〕州自御側御用人承知ニ候得共、未御請無之候、御側役被由兩日中御請被致答候由、何分ニ昔日ニ比シ候得は天

地懸隔之次第、日々正ニ向之勢何分難得之時節罷成候、

彼是御歡察可被成候、山莊義御參勤前是非帰府之賦ニ

候得は、〔西郷〕貴兄モ来春中ニは大刀頭之御時節可相成、是

而已一同致折誠候事ニ御座候、

一十二月八日、急飛脚被差立、

一同、山城新右衛門寺社方御勘定、取次方小頭關山鬼散太

一同十五日、防州御高五千石虎之皮鞍蓋已来様之字相用

候様、御家老玄関迄御乗通り御対顔之節、御脇差御

帶シ被成候様、其外御格式御上り、

右川上筑後殿又封以上使被仰付、

一同 小森新藏御趣法方御用人席、

一同十七日、岸ヨリ參候様申来差越、(島津左衛門)左公方江三人同道

ニ而差越候節、形行承知何分了解不相成候ニ付而は、

不審存スルトノ事故不得止次第委曲申述ル、岸モ与程

仰天之体也、此上ハ三人ニ而是非此疑団ヲ解トノ誠心

也、然共此上之処ハ何レソナタ方江御疑不懸処專要ニ

而、私共之義仮令汚名ヲ蒙リテモ不苦段申述置、其余

略ス、

一同十九日、近藤七郎右衛門、郡奉行見習田畑新兵衛、

郡奉行東郷吉左衛門、同上野善之進、

一同晚、谷夜入過ヨリ来ル、先日防公江參調得と言上御(谷村昌武)

趣意相伺候次第、(島津久光)義ニ付先度兒ヨリ言上仕候処、

早々御意得被成下難有奉存候、何分ニモ左・岩方御疑

不相解、尤兒義モ未年輩不罷成、私迎モ同様之次第御

座候間、只血氣ニはやり事ヲ成とノ意、且亦私共君側

ニ在叨ニ大事ヲ謀ルトノ意モ可有之奉存候間、何れ岩

江差越得と趣意相晰度段奉言上候処、御答左様々々早

ク差越打合候様、左候ハ、決而疑も相晴候半(西郷)○西被

召返候一条得と言上、此儀深思召被為在候由○御意、

自分而已御被召出候而は氣受モ有之候間、追々左モ御

招呼相成候様、其方申上とノ御事候由、谷御答申上候

ハ承知仕候、右ニ付而は私一策御座候段申上候処、何

分申シ見レトノ御事にて、一策之次第左御招呼兩条御

尋相成度、一ケ条は當時天下危急之砌ニ而、此節參府

ニ付而は一大事ニ存スル、其方は事体も能弁別之筈如

何心得候ヤ之事、一ケ条は君側ノ人速ニ御切替不相成

候而は不相成義ニ候、如何心得候ヤノ事、此条々御召

ノ上御尋相成候様奉言上候而は如何可有御座ヤ之旨言

上候処、尤之事也其通申セトノ御意ニ付、則(前脱カ)御江は

其趣言上之処能御受合候間、昨朝共御召ニ付御達有之

候半ト考候、乍然此義は否ノ義御尋申上候事ハ決而セ

ザル考ニ候、私ヨリ申上亦々御尋申上候而は、彼ヲ歌

ハセ候様之訳ニモ相当候間、決而此方ヨリハ、何トモ

不申上心得ニ候トノ事○御意候ハ池ノ上何某ヨリ上書

イタシ候趣は、君側谷・兒(谷村)・兒(児玉)・岸等組合新役ノ人々仮り

込ミ色々事ヲ謀り候由、甚不可然、終ニ失 君徳候ニ

至り可申と之趣ニ而候由、〔皮久公〕公ヨリ御下札ヲ以何等之訳

有之失 君徳候也、子細逐一申上ヨトノ御尋御下ケ被遊候処、忽打替り、夫ハ三人之事ニハ無之新役之義ニ

候段御答申上候由、御直ニ御断ニ而ケ様ニ申ス者モ有之、何分大事ニ候段御意、此者ハ上方之人ニ而磯ト懇〔藤本重之助〕

意之者候由〔新納次郎四郎〕○新次モ三人之者共色々事ヲ成ストノ義、

悪様ニ申タル由御意○左ヨリ御供之義御免被仰付度両

三度申サレ候、如何心得ニ候哉、辞退致モ不知ト御意〔平田仁左衛門〕

○平仁義御招呼御趣意御申含メノ思召候由、然共亦々

引ノ心底ニ而は無之哉ト御あやふミ之由、谷左様共ニ

候得は甚存外ニ御座候、乍然此上は決而其心得ニ而は

有御座間鋪申上置候由○両説判然タル義は御明察之由

以上〔皮久〕公御意之大抵、

一君上別而御勉強、寸時モ御徒然之義不被為在、尤御火

鉢ヲ御取不被遊御シト子ニ御座無之、文武御勤御武芸

之節御耽ニ而毎日御欠席無之、御座之節は御机に寄ラ

セ給ハざるハ無之、始終御読書、或時は御近侍列座御

自身様御講釈被遊、順ニ御講釈一同申上候事之由、或

ハ外史杯繰廻シ御読セ、不断御次ニ而は三桶実録杯御

読セ被遊候由○或朝谷江鐘鍛錬いたし候様御沙汰ニ而

谷仕ヒ御前江モ乍恐御望申上御遣ひ被遊由○〔疾脱カ〕気象立タ

ル者ニ非サレハ御意ニ不被為叶、容貌粉飾之者ハ不宜

ト御意候由、

一右之外極機密之義迄被相洩候、〔児雄ヨリ 君公江 奉伺候 一条云々〕且亦堀士

書状大〔大山綱良〕三ト別ニ参候義不審、御同志之事候得は一紙ニ

而可参事候処、何欵訳合有之ニ而は無之哉、尤左伝之

御疑念容易不了解候義決而子細可有之、谷ヨリ相尋候

ニ付、拙答夫程御尋被下ニ於テハ、兎角御断不申上候

而は不相濟、是迄は何分人之上ニモ相拘候義故黙止罷

在候、乍然不容易御機密之訳モ承候上ハ、私ニモ赤心

ヲ明シ不申上候而ハスミ不申、子細はケ様々々之来歴

ニ候趣、不残両立之訳吐露イタシ候処、別而仰天ニ而、

夫程承候得は実ハ云々考候次第有之ト谷心底モ承候○

拙有志両立之義不得止トハ乍申、実ニ国家ノ為メ甚歎

息之至也、併容易ニ解キ候義モ六ケ敷、是ヲ解ニハ西〔西〕

罷帰候得は双方運立可申、子細は西義ハ先君御趣意〔先君〕

親數承知仕候者故、防・左ニ説ヲ入候得は行ハレ可申、

尤信セラル、処ニ候得は異論無之有、養トイヘトモ是

ニハ異議無之、依而是非早ク被召返度、此ニ付而甚懸

念之一条、彼輩下ヨリ起シ候情合は兎角薄ク可有之、

何レ貴兄方御ハマリ、防公江御解キ、君意坂下シノ

処御尽力可被下段申述候処、委曲承知之返詞云々○此

上は我党如何様汚名ヲ蒙共不苦、是非ソナタ方御疑ヲ

不被請御趣意立候処、一同ヨリ奉願ト云々申述置○君

公御参府前御湯治之義申入置○平名江ソナタ方ヨリ説

ヲ御入レ被成度申入置、其余略ス、

一同廿二日、末川久馬〔金生〕御小姓藤井綴〔久美〕吉井源

七郎〔本町奉行〕北条十左衛門〔御用種子嶋休藏御鉄砲奉行〕重久佐二

山奉、

一同廿三日、四日比、御家老川上式部大目附菱刈李之

介、

一今日飛脚着、堀一封落手、江戸形勢無術ニ落テ不堪憤

恨、

一御発駕被仰出、三月廿二日 三月六日御首途、

一同廿四日 御発駕、御供川上式部、御勝手方、琉球産

物方、其余掛被仰付、嶋津左州〔左衛門・久敏〕・川上筑後〔久封〕・菱刈李之

介演武館〔士〕・造志館等之掛被仰付、何届

順聖公御在世同様と之由、

一十一月廿九日、立飛脚一左右大略幕勢甚舖、水高橋〔多一郎〕・

金子永押込野村〔孫次郎〕・弓削〔孫之助〕・大湖〔龜藏〕・関役義御免、小普請ニ

相成、是ハ重モニ内場之処置ト相見候○齋藤監物神職

頭ニ而弐百人近ク之支配、御朱印地領居容易難動訳ニ

候や、此節は免レ居、此人ヲ出国論一定之処相通と之

由○藤堂愈好ニ与ミシ、越・尾・土・老侯杯ヲ頻ニ大

老杯江悪様ニ吹込候由、細川加賀藤ヲ頼ニイタシ候由

○高松ハ溜之間御免、是ハ水江对シテノ処置○仙台ハ

志十分ニ有之候得共、大夫以傑出之人才無之○大老勢

増長、間部は大老江隙相生、五六日跡ヨリ登城無之○

仙臺より例年幕江献上之馬も外々江売出シ馬も取止、

是は御届ニは、春末夏初洪水馬之子溺死ト申事之由、

国米モ外江不出候由○長州吉田(虎次郎)は死刑、小林氏部氏(良典)は

入牢中去ル廿四日比病死、鮎沢氏再吟味、去ル廿五日

豊後ノ森豊前守様江御預ケ相成候、此者二等計輕相成

候○日下部義何共氣之毒千万、跡家内可哀者ニ御座候、

御留守居前ヨリ罪状為御知無之候而は 主人江難申通

推して突出候処次第申兼ル処よりニ而も候哉、御赦相

願候而は如何ト為知、就而小子より上野・増上寺兩山

江願書相認、祐(伊三次長男)之進妹名前ニテ願書屢打込候処、都合

宜敷向ニ御座候云々○大平久敷打統候習カ存慮ニ参兼

候事而已有之、心肝如裂御座候、尤水(水吉)モ是ニ而相止ト

申事ハ無之、緩急之処は無是非、勢ひ少々相待呉候様

立テ申事ニ御座候、水是迄尽手数候手段水ニ相成様候

得共、得と策略之義モ有之、失策ニ陥る義ハ不致ト、

木村方ヨリモ国許より申来り候、水ヲ捨一挙之処種々

回思慮候得共、苦心焦思迄ニテ十分之二三見当相立候

ハ、即御相談申上及決拳度候得共、面前有志之藩江

致論談候而モ中々難応勢憤恨共何共難申候、併我ヨリ

式三百人ニ而も京地差出置、此勢ニ乗シ諸藩江説込候

ハ、無相違動可申ト存候、水齋藤不遠参決論引合ト申

事故、是のみ相待事ニ御座候、此節又々悠々決論無之

候ハ、右策ヨリ外動シ様ハ有之間鋪存申候、熟論申

上度事件万緒御座候得共紙上ニハ云々々其余省略、

安政七

申正月

一五日(堀仲士)・高猪十着、旧臘十七日立也○水府形勢

モ有士尽ク国元江引返、蓑辺隼藏ト申人(御目付様)之役之由

イタシ呉候様申事ニ而、此人江度々引合候由、国元ヨ

リ齋藤何某出府之賦候処、是以慎ニ而不得出、然共外

ニ三人之有志差出候と之旨引合有之候得共、其節迄ハ

出府無之○水モ内場別而紛乱、有志中モ兩立、一説は

国家ヲ捨大事ヲ引起候而は不相成、是非内場治定第一

ト議論イタン、是ハ所謂會澤(恒義)・豊田彦九郎・原田八兵

衛・荻信之助其余同意多ク、一説は、君冤雪恥之情

は勿論、朝廷ノ為茲ヲ除ク之赤心不止、奔走周旋イ
 タシ候徒ニ而、所謂高橋多一郎・大湖・弓削・金子等
(愛蔵)
(孫二郎)
 之人数ニ而、其余党者拔群之由、国論主張之者ヨリ甚
 是ヲ悪ミ、若今形ニ召置候而は国害ヲ引出シ候間、処
 置ヲ加候賦之処、高橋江随従之有志大ニ勃起シ候故、
 無事ニ相濟候由、高橋為人温厚沈毅人望帰服イタシ候
 由、藤田東湖存世中、我跡ヲ継クものハ高橋也ト申候
 義モ有之候由、是迄当公ニ侍シ、始終相輔ケ其功不少、
 然トモ如斯被遠只今之処、別而君側御危ク候由ニ○幕
 形勢奸威弥甚敷候由、間部は退役候得共、井伊大ニ意
 フ張り、(本野上佐守)水土ニモ間隔ヲ生シ候由、人心弥不服、当分
 ニ至リテハ却而間部ヲ慕ヒ候人氣ノ由、幕モ今通ニテ
 ハ不相濟、決而一変可致、此上如何可変ヤ、変シ候得
 は宜敷ハ不相成、水土勢ヲ得候半、左候得は愈大害ヲ
 生シ可申云々、幕役正論者尽ク打倒シ候故、幕祖業以
 来当分通役場弱ミ候義ハ無之ト之説ニ候由○英夷ヨリ
 日本江援兵ヲ請、援兵之義不成ハ金二百万両ヲ可借、
 此義不成ハ日本對馬□之地可借トノ強訴イタシ、別

而心配之由、金子之処ニ可落評議之由、墨夷ヨリモ人
(ツメリカ)
 数差出可與ト之義申出、尤只今通ニ而は日本モ手薄、
 台場修築モ不行届日本ノ為不宜、彼方モ全ク備無之候
 ニ付、互ニ不宜候間、是非差出呉候様ト之趣ニ而、其
 余幕役外国掛之善悪、彼レカ意ヲ以進退イタス勢ノ由、
 実ニ紛混之次第ニ而大変差見得候由○前条通外患内憂
 別而大事之時節候得共、(水戸)水ハ右之通内場紛乱意外之憂
 も有之、其余諸藩正論之方モ当分先ツ手ヲ引キ、偶此
 方ヨリ議論イタシ候而モ返答さえ不致勢之由、乍併水
 は一回ハ事ヲ遂ルトノ意無相違、何分ニモ高橋等之數
 士別而頼母敷事也○京モ久我様少御論變シ、専私權ヲ
(久通宮朝彦親王)
 張リ有志中至極苦心之由○青蓮院宮様相国寺江幽囚奉
 り、從士幕人共云ニハ、凡而悪キ者而已ノ由、幕ヨリ
(近衛忠徳)
 敵ク睨奉り候由○前右府様ニハ少シ敵ヲ寬メ、此御方
堅木御殿
 御屋敷御借入ニ而御移居被為在、最初御帰殿之御免相
 成タル由候得共、御自身様御好ミニ而、此御方御屋
 敷御借入相成候由○久我様江随従之面々多ク、第一大
(重徳)
 原三位様杯、是迄別而正論御突立之御方ニ候得共、当

分久我家江御同論之由、始終節ヲ変セス正論御卓立之御方、(久通宮朝彦親王)青蓮院宮様御一人ニ而候由○京有志中議論モ只今ニ而は、

(號)勅耽之処水府前跡モ有之事ニ而、別而御念被為入容易御下シ不相成、兎角水府之義は一挙当然之義ニ候得共、

末諸有志之藩ニ於ひてハ世ガ若ヒト申事ニ而、併交到來之上は如何様共御都合出來候得共、只今之処ニ而は

京師ハ頼ミニ不相成と之論之由○関東ノ義内憂ハ不及申外患別而差迫り、其上凶荒之色モ差見得別而大事之

時節云々○水大湖隼藏ト申人は文武ノ士ニ而、大男ニ而別而人望有之人物之由、以上堀之説、其余追々可録、

一旧臘節季窮士御患有之、家督前金一両、家内人別江弍朱一片ツ、被下、惣休小番・新番・御小姓与迄千弍三

百有之候由、

一正月十一日

表 出水 島津左衛門(久徳) 高岡 川上式部(久美)

谷山 島津隼見 伊集院 菱刈左之介

顯娃 島津親負 大崎 末川久馬

大根占 (島津伊勢) 諏訪數馬

御目付 白尾登五左衛門一代 日高喜三次

不及目勤 寺社方 川上班之進

御馬預 佐多弥之助 御側 格 安田助左衛門

見習 樋口休八 御運役奉行 折田平十郎

是迄之通 相良量右衛門 右同 折田平十郎

奧御 相良新左衛門 六人賄 河野玄仲

御広敷番々 頭是迄之通 病 寺尾庄兵衛 御勘定方小 中村善兵衛

右御側 同 野元一納右衛門 同 萩原清右衛門

同 岡村新之丞 旅 吉利仲次郎

同 伊集院伊右衛門 山奉行 肥後平左衛門

御作事奉行帖佐爲右衛門 見習 阿多六郎

物奉行勤方 春山休兵衛 郡奉行 和田乗助

是迄之通 千田壯之丞 御細工奉行 平田源之丞

右同 物奉行見習 佐々木伊右衛門 勤方是迄之通

右御勝手方

一 正月十五日

大番頭御勤 定奉行勤	堅山武兵衛	伊佐	福崎助八
水引	中村新助	御馬預	堅山八郎
病	大野四郎右衛門	始羅郡 山田	柳正之進
小林	郷原轉	曾於郡	町田孫太夫
櫻島	平田伊兵衛	曾木	伊集院權右衛門
内之浦	名越左源太	御使番	井上新右衛門
当番頭	島津良馬	詰衆	二階堂 蔀
同	市田隼人	同	義岡左平太
右表			
御小納戸	伊集院周八	同	伊東仙太夫
右御側			
表御小姓	新納用之丞	同	
右御側役御用			
御船奉行 高奉行勤	伊東正兵衛	御細工奉行小笠原彦八郎	
御船奉行 御用部屋	四本助左衛門		
右御勝手方			

一同十七日

御供目付 中原周助 御馬預 田中七右衛門

一同十八日

助教 (伊地知貞憲) 堀仲左衛門

一同廿三・四日

御広敷御用人格 上村良節
御同朋頭 三原玄甫
奥御茶道

一同十九日、於二ノ丸造士館御召出シ、講釈素読 御聞
被遊候由、御賄共被下候由、

一同廿四・五日比、堀士入来、左州江建議之次第承知、
(島津左衛門)

御参府御供人数御調変ニ応スルノ御用意被為在度、有志之者御撰ヒ斥候ヲ御出シ被成度、此ニ策ヲ主意ニシテ申上タルトノ事、何分十分之処六ヶ敷勢之由、其余段々機密之嘶モ有之候得共略ス、

一廿三・四日比、飛脚一左右、堀江田直之〔田中直之進〕一左右、礫〔小石川本戸邸〕ヨリ至今何之返答モ無御座候間、紫印ヲ以美野江引合相

尋候処、国元ヨリ有志之音信不通国奸甚敷、乍然隱密

ニ働様子ニ御座候、貴兄御出立之事申候得は、直ニ国

元江申遣猶又返答も不遠内ニ致候趣ニ而、毎日因州・〔池田慶徳〕

右近將監其外御親類之諸侯御出ニテ、安藤對馬守モ參〔倉正〕

り何哉六ヶ敷様ニ聞得、美野申処ハ

勅之事ニ而は有之間敷やの事ニ御座候、側用人御小納

戸急速ニ国江出立ニ相成由、美より義民馳足ヲ以有志

ノ人数江先ニ廻シ申遣との訳ニ而、万一是ヲ渡候得は

途中ニ而首ヲ刎ルとの事故、余程混雜ニ見得、幕より

是非出シ候様当君江申渡、国奸手ヲ下ノ糸口故最早迫〔切〕

切ニ相成、浮沈相定ル事ヤとも被察候〔間密〕○間モ御免ニ相

成久世再勤之模様、此節亞米利加船使參、来春早めに

村垣淡路守・新見豊前守參ル御定ニ相成、益暴奸ヲ行

フ上外夷之難事モ差迫り日々ニ深く相成、

○印モ手ヲ付候説モ御座候、

一〔永戸〕小石此機ヲ以憤発仕候得は仕合ニ御座候、天下安危ニ

相成十分之名ヲ以事ヲ果ス急務之談話無之、何分緩々

の模様故此節は是非非常之御処置御活計、先生之任ニ

御座候間云々○鮎沢ノ子追放五歳、茅根之子共遠島七歳

○日下御赦一条、立花江面会引合之処、上野ノ方は来

春ニ相成候而宜敷トの事ニ而、御法会来夏ニ相成筈御

座候由、先ツ右之儀ニ付其通ニ致置、来春早めに手ノ

抜サル様周旋可仕云々、其余略ス、

田太書状之内公辺之御都合此末弥大丈夫、乍然天下之

形勢如何ニ成立候や愚考付兼候、略御嘶之御普請之義

モ専下々之風聞ニハ大木朽候付、暫見合候様子杯ト承

候得共、当座杯ニハ承不申候、御金納モ昨日御願濟相

成候、

十二月廿四日

間部下総守〔倉勝〕

名代松平織部正

病氣ニ付御役御免之義、猶又相願候趣不得止無抛被思

召候、依之願之通御役御免、辰之間席被仰付候、心永

ニ致養生、気分快節は登 城御機嫌伺、月次御黒書院、

五節句ハ御白書院ニ而 御目見可仕旨被 仰付候、

一 正月廿八日 物奉行御趣法方 調掛是迄之通

三原善兵衛

同 高橋金五郎

御代官御役料 三拾貳表

田原十太郎

御代官格御役料 銀五枚三拾目

中村新十郎

郡奉行見習 御役料金壹枚半

山内作次郎

御弓奉行御役料 米七十三石

田尻務

奥御小姓 伊集院勇藏

奥医師

万膳玄昌

旅行 川上復右衛門

同

重久筑次郎

病 上原藤太夫

一同日ヨリ 太守様妙円寺御参詣、伊十院御泊、加世田

日新寺御参詣、翌日朔日踊 御覽、三日御帰殿之由、

踊之節は鹿兒嶋ヨリ段々見物人多ク、御城下諸士は凡

而御仮屋内江押巻敷セ御見セ被成候由、御旅中御閑暇

被為在候由ニ而御書物杯モ御持越、於御仮屋モ御小姓

杯江鎗術御イタサセ御自身様ニモ被遊候由、御中門杯

破裂シ御庭ハ鋤タルカ如相成候由、

一 二月朔日比造士館ヨリ児御小姓兩人御撰拳相成候、白

石、

一 禁廷江五千兩、堂上方江二千兩宛トカ、幕ヨリ金子獻

上相成候由、実否可札、

一 久我様ニは九條様ニモ宜ク所司代ニモ御通シ、尤

叡意御親ミモ被為在候由、此条德田ヨリ之書状ニ申越

シ、

一 二月四日、山口三齋着、去月十九日立也、尤礫亦々切

迫之勢相成、先度

一 勅書之一条愈幕より責、去年十一月 勅使伝奏衆御下

向

一 叡慮之御旨被為在、御返上相成候様 勅書相下候趣ヲ

以、十二月廿五日安藤對馬守ヲ以、是非御返上相成候

様御達、若不相調候得は 御違勅ニモ相当候付、当公

江、御国元江御下御返上可被成頻ニ迫り候由、仍而木

村ヨリ有雄等江引合之趣、此上幕より奪候得は不願前

後勃起、五十人ヲ以一手ハ井伊、一手ハ商館放火、一

時征伐スルトノ決心ニ而一先有志上京、 勅ノ実否可

糺賦ニ而兩人十五日発足之由、仍而有雄次・田直決心(有村雄助)(田中直之進)

ニ而、一先国元方江同志差立候段申入候処、別而満足其通取計呉候様申事ニ而山口出立、京師守衛御差立

相成候様手策頼と之趣也、尤 勅書之実否不及糺事拳御決心相成候様、有ヨリ議論イタシ候処、御尤之義併

一存ニ而難決一旦帰国之上相談、何分可申入と之由ニ而木村罷下候由○五十人之人數何卒御屋敷近辺潜居候

場所相頼と之事候由、兩三人は日下親類之名目ニ而彼(伊三次跡)方江潜メ呉と之事候由○木村ヨリ堀江一封参候○横濱

異人ヲ差殺候由、是ハ本紀州之産ニ而俗名休助ト申者候由、内実は此御方足輕江前以失礼仕懸其場罷帰候、

后同志之者共難シ候処、暫相待呉と申右異人其后子共ト戯レ候処ヲ突キ刀ハ其儘捨置候由、

二月八日比

道奉行

四本彦兵衛

同比

御馬預ニ而
山奉奉行

相良弥兵衛

同十一日

御供目付

原田才之丞

同十一日 物奉行 平田善太夫
(新納久仰) 新納駿願之通御免、

川上矢五太夫(久運)

若年寄

大目付

御軍役惣頭取

御小姓組番頭 桂小吉郎(久武)

穎娃織部(島津伊勢)

諏訪數馬(中三・久備)

新納次郎四郎(久備)

同十二日 御勘定方小頭

同 野崎良八郎

凶師崎良助

一前条江府一左右ニ付、則堀ヨリ防総之間ニ書状被差出候、尤是非堀士急出府被 仰付候様建議、然処養田(兼田佐兵衛)

リ十日晩参呉候様申来被差越候処、堀出府之処嫌疑も有之不相成、三士江以書面得と御趣意申越、諭解イタ

シ候様無之候而は難相濟と之政府定論ニ而、先々有志中熟談イタシ候様と之事候由○今一左右決拳ノ注進有

之候得は、御参府当秋迄御延引ニ而も可相成計様可

有之候得共、只今之処左様ニモ不参ト之由、

一 防州江堀拜謁相調篤〔鳥津久光〕〔堀仲左衛門〕とは迄事情時体及言上候、政府議

論は如此、有志中評議ケ様と申上候処、成程此節之義は書面ヲ以申論ス筋ニ被聞候、夫ニ而安シヤふかと御沙汰之通堀申上候ハ、成程安心可仕候得共追々御参府も近寄、其上ニモ追々礫ヨリモ引合等可仕、其節ニ臨ミ何分只今通人数ニ而は御国元事情モ委曲不相達故、何分懸念仕候段申上候処、右文面ニ而申論之義、同志中熟談ニ及候ヤト御沙汰、未熟談不仕段申上候処、左様ならハ篤ト談合イタシ決定之処、明日可申上ト之御事ニテ候、

一 右御返詞申上候趣は、御請申上候得は御趣意相貫、三士弥承伏仕候様無之候而は不相濟、然共仮令書面ニ而申越候共、礫発拳相成候へは中々夫形罷居候処六ヶ舖、仍而此義御請難申上、何れ此節之義堀出府被 仰付被下候様奉願候段、翌日堀士又々拜謁ニ而言上致候処御承知相成候、養田方江モ其通返答相成候、然る処偏ニ公ノ御英断ニ而堀急出府被 仰付候、

二月十八日、堀出立〔堀仲左衛門〕、其内 防公江三度拜謁相調、内外

之御所置之義等建白、至極御同意之由、左州方江モ度々被差越候、建白之条々〇御参府之節筑公江御立寄、

万一変事到来之節筑迄御引返、御国兵御待、筑ト合附御出馬相成候様、彼是篤と御立寄ニ而御談合相成候様、

若京師近辺ニ而候得は、川上江人数被召附為御名代奉護被残置ノ賦〔式部〕〇粮米御困ノ義下ノ関大坂江御困相成候様、下ノ関義は白石江相托候筋〇出府之上及変事候節

外邸ハ捨波谷・芝御屋舖両所ヲ固メ、有志ノ諸藩〔因長〕土・尾 江応接、幕江意趣無之斬姦之所為ニ而候旨申開、

跡安堵ノ処置ヲ尽シ而国兵ノ続ヲ待、成丈静り居候主意ニ而其余ハ臨機応変〇炭屋間道一条ニ御手相付度〇

変当日御屋舖近辺米屋米御買円ノ手策〇京師江立寄礫〔水戸〕勅返上可相成とノ 勅諭真偽探索〇変事之節は喜入江

実ヲ明シ表向田直差立候筋、変江臨ミ候得は君意ト申

由、其余瑣細之義略ス、

右之趣左州方ニ而評議ノ上、防公江申上可具ト之事ニ

而、堀建白ノ処至極御同意之由○防公ヨリ我党岩江一和之一条、且一同過激ニ出サル様可申談と之御内諭有之、

一 左州御軍役惣奉行被仰付、

防公ヨリ當時別而不穩世体、既ニ御参府モ近寄候付万

一 変之上は、如何様処置可致見留候哉之御内達有之由、

一 万一変事ノ節は人数被差出候ニ付、百人内々調置候様

御軍役方江御当有之、〔中三〕新納至極正論、〔助左衛門〕安田等平々ノ

吟味ニ而、富家ノ調等イタシ候処打破り、有志取調ト

申場ニ成シ、極内調方等差出候人数ノ義此方手ニ出来

候、

一 御発駕三月十三日と被仰出、間ノ飛脚着候、早目之方

御都合宜敷トノ由申来、尤最初之御日限通ナレハ、四

月十四日御着、直ニ十五日御登城ノ都合不相調、仍而

早目相成ト云々、

一 二月十九日、

〔島津茂久・忠義〕太守様五社御参詣、諸士惣御供被 仰付、

一 二月末山荘着、〔山荘右衛門〕關東諸都合ノ為御出シ相成候得共、ド

クナル事ハ不相叶返而早川杯同意ニ而、防公もドウ

モナラスト御意之由、

一 名越偶御拔擢相成候得共、何分固陋ニ而甲州流ヲ主張

スルノ蔽有之、安田ヲ登庸セシハ兄弟ノ所為ニ而、就

中町田弥無用、此ニ至リテモ平穩論ヲ唱へ、左州杯手

荒ト 防公江諭シ、〔金山武兵衛〕豎山其外君側正邪進退之義大ニ妨

ケ候由、最早 防左ヨリ見抜カレ、兄弟共サルトヨモ

也ト 防御沙汰之由、右人数調ニ付新納不承知ニ而名

越江談シ候処、安田義万事成熟殊ニ人望モ有之、何モ

任シ置候方可然ト申候由、町田ハ兎モ有レ名越ハ実以

信シ候処、如斯不明ニ而は不足取、残情々々、

一 平田モ旧格ヲ墨守スルノ蔽有之由、〔左衛門〕

一 二月廿一日、田中直之進急ヲ告ル、大意左条之趣、

〔安政五年戊午〕一 昨年秋被相下候、

勅書之義、夫形召置候而は禍ノ根源是非取返候奸策類

ニ幕ヨリ相廻シ、〔翁川慶齋〕当中納言殿ヲ色々欺罔シ候得共、高

一郎・愛語橋杯君側ニ在テ朝暮相輔ケ諫言イタシ候ニ付、先々懸念モ無之、併何分御賜居サル御方故、高橋漸々トスカシ奉リ

勅書相請取、有志奉護シテ国下江駈下リ、（兼川齊母）老公御請

取御宝蔵江御格護相成候由、然処高橋君側ヲ離サレ跡之処別而御危ク相成ル、

一（安政八年）去未十一月例年之通

勅使伝奏衆御下向、

叡慮之御旨被為在、先

勅書御返上相成候様、同十二月十七日若年寄安藤對馬（安藤信忠）

守ヲ以テ中納言殿江相迫リ、今日ヨリ八日之間御差出（徳川慶篤・水戸藩主）

不相成候而は、水戸家ノ為不宜トノ事ニ而、中納言殿

御弱リ、家老并御小納戸兩人御差下シ、是非

勅書差出シ候様命セラレ候由、然共本家老大場弥右衛門・高橋多（愛語）一郎一同決而御返上不相成ト、若此上

勅書持出シ候得は刎首スベキノ決心ニ而、有志中国境

ヲ固メ候ニ付、右仕宜ニ而國中議論不穩訳ヲ以、幕御

申出相成候処、亦々對馬守ヲ以、左候而は水戸家ノ御

大事御違 勅ニモ相当リ、御改易可被 仰出候間、是

非中納言殿御帰国御返上可相成ト、ヒドク責付候由、

一（万延元年庚申）当申正月元日有志二十人急出府、如何様之義候共

勅書御返上相成候而は不相濟ト、屹ト諫争申上候由、

乍漸重役ヲ被召付国許江御差返相成候由、

一安藤若御年寄ニ而ハ權威無之、正月十四五日比閣老江

出シ、是非共中納言殿御帰国御返上相成候様相迫ル、

一威義二公以来水戸家江

勅書相下リ候事多々有之、幕ヨリ取次候義無之、況乎

此節之義偽

勅ニ相違無之と之事ニ而、正月十五日両使モ差立候由、

木村權納右衛門（事）一旦帰国イタシ居候処、於国元有志一

決之上正月廿七日出府、外ニ海野慎八・神田浦三同行、

此方江以書付引合之趣左之通、

一斬姦期日は来月廿日前後、

但詰ル共不延、

右之段尊藩ニ而モ速ニ飛檄御差出可被下候、

一天朝より云々ヲ以、本条約御取返シ被遊候様云々、手

段ヲ以致し候事、

一勅云々下り候ハ、百人也(人脱カ)二百也守衛トシテ上 京之

事、

但事は臨機応変、人数ハ(水戸)蔽藩ヨリモ差出可申候、

一斬姦云々打消シ候上は、一物ハ(南品川)南品迄馬上ノ者ニ而モ

速ニ相廻シ、右より船路、

一尊藩三千御人数は 京地守護奉願候事、

一雪人数は諫争ノ名ニ致シ、屋舖江繰込来月上旬ヨリ、

一木曾街道・東海道両道江は人数差出候事、 但蔽藩人

数差出申候、

別紙ニ合詞

一花桂 月武 浦浪赤伊井 両馬対安藤 沖石金讃州

雪吹水

清帝君(筆) 老公 十四君(茂久) 星月夜也也薩 清狂高橋

西逐錦木村

海野慎八・神田浦三(兩人目下所ニ潜ル)

一外ニ高橋ヨリ堀・高崎江宛決定書翰参ル、別ニ無子細

右之書面ニ而、起り口委曲之次第、

一斬姦誅伐之義は、兼而紅葉山江人数忍ハセ置候ニ付、

火ノ手ヲ揚候得は幕役登城相成候間、人数ヲ伏置相果

ス、其策不成候得は、登 城先キヲ討トノ両策ニ決ス、

但紅葉山放火之義、御廟所外ニ離レ家有之候ニ付、印記シ

ヲ揚ル迄也、

一人数之義二月初旬ヨリ(水戸中納言)当公江、諫争ノ名ヲ以テ三人五

人ツ、駟出、五十人ノ人数ヲ以所々ニ配り置、透ヲ伺

騒動ニ乗シ、誰スルトモナク打スマシ候半トノ策、多

人数ニ而は返而仕損スル基故、必粹ノ者ヲ相撰フ、是

迄機密ノ引合イタシ候義、此五十人ニ限ルトノ由、偏

ニ成功ヲ主トシ候故、初手ノ処右通定策、併一挙ノ仕

宜ニ依而は、全国応援無相違、此節ニ至リテハ正好共

ニ振起シ、勿論有志ノ者ハ国境ニ五十人六十人ツ、昼

夜相固、夜ハ烽火シ候故入者ハ出ル事ヲ得ス、出ル者

ハ入ル事ヲ得スト云々、

一井伊(直弼)・讚州(松平頼胤)・安藤三姦ヲ主意トス、姦ノ首ヲ得候上は

直ニ両三人ニ而相護シ、馬上ニ而品川迄駟付、商人体

ニ紛ラシ、海路ヨリ上京、主意奏達

勅諭申請、幕府安堵ノ処置ヲ付ルトノ定策、諸侯伯江モ同断、且外夷攘除ノ義、全是迄姦ノ所為ヲ以如斯ト御示シ相成候様、

一 京師奉護ノ義は

勅返上ヲ名トシ、百人也、二百人也正々ト上京イタサス賦、実ハ

勅書ヲ出スニ非ス、

一 横浜商館大風雨ニ乗シ、放火イタシ置ノ賦ニ而、人数ヲ疾ニ出シ置候トノ事、東海寺其外ニ滞在夷人ヲ共ニ討トノ決策、

一 有志諸藩江引合ノ義は、先度ノ告文近々差廻ノ賦、討課候上幕江御届、在府ノ諸大名江布告ノ義は、主意如此トノ訳ヲ以人数ヲ配り早々ニ廻達ノ決策、

右之通大意ニテ、何れ 京地ノ義御手薄ニ而懸念仕候ニ付、御国（薩摩）ヨリ直様為奉護人数御差出相成候様、依頼スルトノ事、併最早右通決定候故、往復ヲ待ス事ヲ拳ルト云々、堀在府中御国元 御書取迄モ相下り、上下振興ノ趣モ相達シ候故、愈全国義応相調候段、礫江引

合置候故、此節は水ヨリモ不相疑、且田直モ御国元事（田中直之進）実委曲不相達故、容易動兵相調候トノ見留ニ而罷下候仕宜ニ候、

一 右ニ付而は是迄田直ノ注進（田中直之進、盛明）、一日三秋ノ如一同相待候事故、同志中勃起イタシ候、

一 即日御殿ニ而城陰江引合、右之次第篤と演説、是非人数御差出相成度、当時御邸モ御手薄、且 御姫様方モ被為入、勿論

天朝御難題顯然タル事故、此節御延引相成候而は、決而不被為済と之次第申述ル、

一 防公江（島津久光）は同日兒雄ヲ以、一同ヨリ右之趣同様奉誠願、（兒玉雄一郎）同日八後城陰ヨリ尚亦委細次第承知談合イタシ度候ニ付參候様申来差越候、右之趣委曲及演説候処、何分差迫り候、右ニ付而は是迄手続ノ義

勅書相下候以後、礫引合之趣、終此拳ニ及ノ根来ヲ悉書調、且右ニ付而は人数御差出ノ義、一同ノ存慮建白ノ一紙ヲ認遣可具、何分ニモ政府ノ処モ纔ニ有志（護田・市来）二人ニ而、鳥渡此大事ヲ申出シ候而モ、俗耳ニハ驚駭ス（有川）

ル迄ニ而候間、何レ根来ケ様ノ次第也ト付候様無之候而は不相濟、仍而其考ヲ以テ認候様とノ事、就而即晚相認差遣候、主意は第一

(鳥津秀彬) 順聖院様御在世中水・越・尾有志之藩江御結合、畢竟

皇国外夷ノ禍端ヲ被為憂、御忠誠ヨリ攘除ノ御主意ヨ

リ、内外寛急ノ御定見ヲ以、外ヲ除クニハ内ヲ強スル

ニ如ストノ御定策ニ而、独木橋西上ノ議ニ及、右ニ付

御内命ヲ奉シ、西 京師関東周旋奔走候趣、然処衰世

ノ然ル所以カ、姦威弥増事不成シテ、(家茂) 幼主ヲ押立、

終ニ (家冠) 將軍薨御直精忠ノ三藩江暴命ヲ下シ、其后姦計

至サル所ナク、於此

皇国ノ御大事始如懸糸、忠士ノ面々尽力ノ至誠ヲ以

勅諭相下候仕宜ニ及ヒ、然水不断ニ而、愈御難ヲ醸シ、

御精忠ノ堂上方ヲ奉初、有志ノ藩士・浪人尽ク召捕、

非命ノ死ヲ遂或ハ配流等ニ及候仕末、雲州滯京御請ノ

次第、月照和尚ノ始終、礫其后有志交も出テ、是非與

復ヲ謀ルノ赤心不止、我藩 (鳥津秀彬) 先君ノ御遺志ヲ奉繼述有

志出沒、堀・西ニ代り是迄引合終此拳ニ相及候、来歴

是迄伝聞ノ次第ヲ以、吟味ノ上精微書記シ、右之通次

第故 先君御深意御繼述、(永吉) 礫結合ノ信義ニ不背、且

御姫様方モ被為入事候間、御名目は当時外患モ有之、

不平ノ世上故、関東守衛ノ処ヲ以テ 京師関東江一百

ツ、海陸二手ニ分ケ

天朝御興復ノ御大志被為貫、御差出相成候様と云々之

趣ニ而差出ス、

一廿二日、(雄一郎) 児玉ヨリ防公御返詞之趣は、争乱ノ上は非常

ノ義故自然ノ事候得共、未前差出候義は無名ノ兵ニ相

成候、只今ニ而モ

勅諭ノ上は差出候得共何分無其義、兎角何ク迄モ名ヲ

正スルトノ御趣意ニ而、御諭之事何レ此大事ニ付而は、

一同御手前様御英断ヲ奉望候趣申上候処、是ハ一存ニ

而決断不相成、屹度左州杯評議ノ上可相決トノ御答ノ

由、

一廿三日、(鳥津左衛門) 左州右書附持參、(鳥津久光) 防公江篤ト御談合相成候

由、

一同日亦々児玉ヲ以奉敷願候趣は、是迄水ノ機会度々有
之候得共必定見留無之、併此節一挙ニ付而は、万々可
疑ニ有ラス、是迄前条通御結合ノ義故、御延引相成候
而は不被済、且水一挙ノ上は 京師御危急は顯然なる
次第、成程

勅定ハ無之候得共、御危急ヲ傍觀ト申場ニ相当候而
は、返而名分ニ違ヒ候半、全此挙御承知無之候而は無致
方候得共、既ニ注進相成候而上は、是非被差出度、尤
御姫様方モ被為入事ニ付、可被為忍御訳ニ無之、名目
ヲ替御差出相成候ヘハ、仮令一挙延引スルトモ跡御難
題ハ無之、若哉此節御延引相成候而は、有志中安然難
罷在段理ヲ尽シテ申上候、然処御答之趣、今日左州江
篤ト御談合相成候、此義幾回承知候共、昨日申聞候通
ニ候、争乱ノ一左右有之候上は、非常ノ事故少モ可猶
予ニ有ス、仍而昨日モ一左右次第ニハ人数差出候様、
屹度治定可致段分而申達置候、尤無命ニ兵ヲ動候義不
相成御法ニ候、是ハ幕私ニ立タルニ無之、天下ノ大法

ニ候、然ルニ少々ノ人数差出、水若ヤ仕損シタラ如何
様御難題可相懸ル存候ヤ、成程 京師御危急モ去ル事
候得共、愚見ニハ水一挙早速直ニ

主上ヲ奉擁、御潜行ト奉申程ノ義ニ及間敷、能々相考
候ニ茲ノ巨魁ハ纔兩三輩ニ而、其余ハ凡而勢ニ就キ候
者ニ候、當時は上古ヨリハ格別名義モ開ケ候間、決而
夫程ノ義ハ及間敷、尤井伊ハ 京師隣国ナガラ、是モ
主ヲ被討タルト聞、狼狽シテ直様

京師江寄ルト言迄ニハ至ル間舖、自分愚考ニハ変事一
左右次第駈付候而、間ニ不逢ト申訳ハ無之ト見留候、
此一条ニ付而は、何様申候共決定イタシ候付、未前兵
ヲ出シ候義は不相成トノ御主意ニ而、篤ト申論候様と
ノ御事候由、未瑣細ノ御論モ有之、水ヨリ表向断然ト
引合候ヘハ、亦処置ノ仕様モ有之候得共、内場ノ事ニ
而遊学生杯ヨリ建白ノ一言ヲ取、大切成御国家ノ大事
ヲ、何共御処置被遊兼候趣モ有之大略ノ趣也、
一右ニ付而は、万一此節御延引ニ付而は、我党迄ニ而モ
突出ノ議論モ有之候ヘ共、是迄ノ処は万々全国義不

相調サルノ見留ヲ以、不得止決心イタシ候訳合、至當時而は其節トハ変シ、勳

王ノ御誠忠ハ、深被為貫候処ヨリ右通出テ、是非大掌ヲ成スノ御深意ト被伺、且亦 太守様御書取之訳モ有之、纔ニ遅速ヲ相待迄ノ事御座候間、兎角

天朝御興復ノ処、大本ノ主意ニ出テ候儀、仮令我党小人数突出候而モ、弥興復之見留無之、以全国奉護ノ仕宜相成候得は大功業無疑、止ルト止サルノ軽重・大小ノ議論ニ及ひ、何れ今一左右ヲ待ノ定論決シ候、仍而御返詞ノ趣一同御趣意奉承服候趣ニ而、此上変事一左右当日ヲ不出人数御繰出相成、屹と御治定被為在候条、万々一 御発駕迄一左右無之候ハ、是非御延引被為在度、兎テモ難為調候ハ、御供人数被召加、仮令如何様之不慮到来候共、御動揺不被為在候様之御治定有之、御発駕被為在度一条、〔西郷〕西御召返相成候様一条、〔直之進〕田中早速今形召置候而は、返而嫌疑モ有之候間、出立為致度候付、御聞通被下候様奉歎願候、右之通廿三日ヨリ廿四日迄ニ而衆議一決、即晚田中同道ニ而谷村江〔直之進〕

差越、右之趣演説、田中ヨリ尚亦関東形勢申述候、尤御返詞は谷村ヨリ可申上と之事、

一廿五日、谷村〔久光〕重邸江参上之処、無抛御客来故大抵右之趣以書付申上、委細明日参謁可奉言上トノ主意ニテ、差上御承知之御返答ニ候段返答承、即晚田中義不待御答差立候事、次第ハ翌日城陰江不得止差立候次第引合、〔兼田伝兵衛〕則左州江可申上之事也、

一廿六日、晚御殿江参候様申来、右御返詞承ル、変事一左右次第ニハ愈可被差出之事、御発駕之義多分其内一左右可到来、万一無事ニシテハ只今何分難決、依其仕宜御吟味モ可被為在トノ事、〔西郷〕西一条変一左右次第以飛船可差返、一七日ヲ不出往復可相成、只今之処死去之御届相成居候得は、差返候ハ、則世上流布スルハ案中、段々間モ入居候折柄、返而当人ノ難ヲ引出候而は、御差返ノ詮モ無之、残情之御事候ニ付、御大切思召候訳ヲ以テ、右之通御治定相成候由、〔田中直之進〕田中義昨夜差出候

段御聞通、返而宜舖ト御意之由、

一 左右次第人数繰出之処大抵治定相成、於此者新納別

而差ハマリ(島津久光)防公江拜謁、我党之主意ヲ汲取、初手續

出人数ハ大方治定相成候、一番手関東京師江一百ツ、

二番手三百ツ、三番手ニ御出馬ト申処ニ治定之由、

是迄何モ御治定不相成候故、別而混雜ト被聞候、新納

ナカリセハ、実ニ六ヶ敷次第御座候、

一 二月廿五日御金二拾五両、菊地源吾跡困究之段、被

聞召通

(島津忠義)太守様 周防様別段之以思召、極内拝領被 仰付候段、

町田内膳ヨリ谷村江相達、直ニ持参、(久慈)

一 二月末飛脚ヨリ徳田一左右、大略左之通、(参次)

爰許何も相替義承り得不申候、(有馬頼成)宮様御事相国寺ヨリ

北岩蔵江御幽居之由、今朝承候、但シハ実否詳ニ不

糺付候間、後便ヨリ可申上云々○旧臘諸侯伯官位昇進、

仙臺正四位下中將、長州從四位上中將、鍋嶋從四位下

中將、伊豫西条同断、久留米少將、彦根正四位上中將

也、仙臺宰相任官ノ筈ニ而、手当共為有之由候処、彦

根申妨候由、依之奥州懐不平ト云々○兵庫交易館及ヒ

長州守衛館等近々造立之筈也、○当分諸色物価大ニ貴

ク、就中金直成甚舖者ニ而、小判金百両三百両計ニ相

成、大判一枚八拾兩計、式朱金サヘ高ク、真米芫石書

損壞百拾五匁位、縮緬羽織一枚四兩位、準右野菜・雜

物悉直増相成、世上因究皆外夷ヲ惡マサルハ無之、怨

恨ちまたニ満申候云々○先比ヨリ矢野玄道ト申士江心

易交遊イタシ候、是ハ古道学ヲ奉シ、玄学ヲ好ミ博覽

強記、於当地モ無双ニ候、諸縉紳家江モ侍読等イタシ

候云々、

一 三月八日、三十人出府被仰付、十五人ハ来ル十六日、

十五人ハ廿二日出立被仰付候、

右ニ付我同腹御請之人数不被仰付候ニ付甚不伏、尤前

日比岸良ヨリ内分承知之訳も有之、於政府我人数差出

候而は、事ヲ引出ストノ吟味モ有之由、仍而岸良ヲ以何

分此節我人数不被仰付候而は、一同難安堵候ニ付、七

八人ニ而モ是非被仰付度、防公江内願相託候、則岸

ヨリ言上之処御吟味可被為在趣也、仍而八日四後(義田江兵衛)引合、是非我人数四五人ニ而モ被仰付度旨致内願候処、此人数は京師之方江振向ケ、防・左別段ノ御吟味ニ而、京師方第一之訳ニ而、我人数御手厚思召之処ヨリ、関東人数江ハ不被召入訳候間、能々右之御趣意モ汲受候様、只下ヨリ無理ニ申上候様ニ而は、御上モ別而御処置被遊兼候間、一同承伏イタシ可然と之趣再三承候得共、於我人数は御請之訳モ有之、且是迄之処変事ニ就而之御処置、既ニ関東之一左右モ無之、御参府之時宜相成ニ付而は、無事之御処置ニ而、尤関東之内情委曲存知候ニ付而は、別段情義モ難忍訳候ニ付、是非四五人ニ而モ被仰付度旨推而及演説候処、御吟味モ可被為在と之返答ニ而候、然処当日八前右ノ人数被仰付候、当日八後新納次郎(中三・久徳)四郎ヨリ御内諭之趣ニは、此節御参府ニ付御供人数被仰付、盟中人数江不被仰付候ニ付而は、氣受如何と思召候得共、全次ニ思召之訳ニ無之、京師之守衛肝要之義故、変事之節一同京師之方ニ尽シ吳度、偏御手厚御趣意之訳ヲ以之事情間、

一同安堵イタシ候様と之次第、防公ヨリ御沙汰之訳ニ而、左州ヨリ被達候云々、
一同右之御内諭奉承知、御趣意違背之訳無之候得共、何分政府吟味之趣前以承知之訳モ有之、殊ニ御請人数一同不被仰付訳候得は、安心可致義ニ候得共、養ノ方へ都合宜舗人数は被仰付候義ニ而、甚不公平ノ処置故、一同不伏之訳ニ候、人々中々難忍養田江押寄及議論、其上不被仰付候得は、公然ト御駕江奉附御供仕と之決心ニ而、逆モ難安人心也、仍而当日晚(天山三五衛門・綱良)大三宅ニ而谷村江引合、右内情之訳篤と演説、御内諭之趣ニ付、寸毫奉違背ノ趣意ニは無之候得共、右様人心ヲ挫候御処置ニ付而は、後來ノ処実ニ大害顯然タル訳合、尤兩立之義分而御手厚、御内諭迄モ奉承知候訳モ有之候得共、右様次第ニ而は御趣意奉貫義モ不相調、訳合之義篤と申入候処、谷(谷村昌武)ニモ甚不快ニ存、至極御尤ノ訳合、於私モ残情存シ候、況乎御一同ノ御御当然之訳ニ候、是は兎角七八人ニ而モ被仰付候様無之候而は、難相濟候ニ付、明日一盃之処尽力可致候間、名前認吳候様承、八

九人之名前認即座差遣候、

一同九日、八後有七ヨリ(養田伍兵衛)養田方江御用談之義有之、早々

參候様申來候、仍而則差越懸出 殿、谷江引合今日防

公ノ御都合相伺候処、篤と形行言上、然処昨日新納(中三)ヲ

以テ京師之方第一ノ事ニ而、彼方江振向候訳モ申候、

夫共ニ不伏候哉ト御意、左様ニ御座候段申上候処、し

からハ御供不被仰付候ハ、突出候所存カト御沙汰、

左様御座候段申上候処、左候得は無是非訳ニ候、兎角

政府之方江談合可致段、御沙汰云々之次第ニ候、養田

江差越候処、谷村ヨリ差上候名書ヲ以、口上之趣是ヲ

御差出シ相成候筋ニ被聞候、其通ニ哉ト承候、谷村江

相託候次第演説ノ処、此人數若御供不被仰付候ハ、

突出候決心之由、弥其通力誰々ニ候哉ノ事ニ付、何ソ

誰ニト限リタル訳ニ無之、如此非常之時節御參府ニ付

而は甚難忍候ニ付、一同御請モ申上置候次第モ有之候

得は、突出テタイト云フ趣意は一同其通ニ候、此内ニ

誰々ト差別ハ無之段申候処、左様ナラハ宜舖候、右御

内願ニ付、(島津久光(島津左衛門、久慈)防公・左州篤と御談合被為在、昨日御手

厚御内定之訳迄モ御諭シ相成候得共、夫ヲモ不承知、

是非々々ト願出候義我意ヲ立候筋ニ被思召候、是迄一

同志ノ処頼母舖思召之処ヨリ、度々御内諭被仰付、此

節は殊ニ別段之訳ニ而、御申諭シ相成タル事ニ候、左

様御手厚次第ヲモ不存、突出ソルト云所存候得は、不

及是非思召候、左様候得は、乍不敏モ表向御手可被召

附、其上は大目附前取拵ニ相成、御手元ニ而御計ハ不

相調訳ニ候、夫共不伏候哉之旨、私ヨリアナタ迄御達

申候様致承知候段承候ニ付、委細致承知候段申演候処、

明朝何分可致返詞ト之事ニ候、左候而養之口氣(島津久光)防公

甚御不興、此上卒爾之義有之候而は、御用捨有之丈ニ

無之坏、威シ懸候向ニ候、且私ヨリアナタ江、ケ様之

義御達申候義モ甚心配ニ候、アナタヨリ御一同江御演

説ノ義モ御難問ニ候、アナタノ事ハ防公モ能御存知ニ

候、私ニモ追々御引合ノ含ニ候坏、欺キ引キ候口氣有

之候ニ付、是ハ以ノ外ノ訳ニ候、野生ニモ同意ニ候而

御内願申上候、於是差別之義無之段申切候、彼方無詞

候、丈夫敢而甘言ニ惑ハス、

一右ニ付篤ト勘考ノ処、夫形承伏候而は、罪ニ恐レ默止候訳ニモ相当、且一同ヲ御捨テノ御詞甚殘情、防公ノ御疑モ不解、我主意モ不立候而ハ、死而モ不安、実ニ我党主意立ト不立トノ境大事之訳候間、是非防公江拝謁、篤ト素志申開度決心、岩佐江及談合候処同意ニ而候、一同盟中江モ談合ニ及候処尽ク同意也、仍而弥及決心候、

一十日、今日御用也、早目於御殿(兒玉確一郎)見雄・谷愛江引合右之

趣演説、是非防公 拝謁尽力給度、万々六ヶ舖訳合

候ハ、御無用被下度、直ニ押懸拝謁奉願、再三再応奉

願、御逢不被下間は、御屋舖ヲ不出合ノ由及相談候処、

両士雷同、兎雄引請尽シ可與ト之訳故云々約シ置候、

当日八後重邸江差越兎江逢候処、随分御逢可被下、今

日大鐘後明朝之間ト申事ニ而候、仍而引取大鐘後差越

候得共、御客来故明朝可参ト之趣承候、

一十一日、早天差越候、拝謁相調候、篤ト趣意言上之次第、此節御内諭之訳ニ付、寸毫奉違背主意無之候得共、

無抛安心難仕内情之訳有之候は、是迄我人数ニ於而は、

彼方ヨリ疑ヲ受候義云々故、中々一同ニ於テ承伏之訳

無之候、殊ニ此節ノ義ニ付而は、我人数ヲ差出候而は害

ヲ引クトノ事モ、(島津左衛門)サ杯ノ吟味有之候段極内承居、弥承

知難仕、兩立ノ義云々御手厚御内諭承知ノ事候処、如

此不平ノ処置ニ付而ハ、御趣意相貫候義難相調、只今

ノ処害ヲ生シ候訳無之候得共、万々一非常ノ節ニ臨ミ

候而ハ、人心一涯引立候訳ニ而、如何様ノ義到来モ難

凶故、実ニ前後御難題ヲ存シ不得止言上云々、再三不

奉恐不敬御供御内願ノ主意、少シモ我意ヲ立テ言上ノ

訳ニ無之、此節(島津忠義)太守様御参府ニ付而は、死地ニ赴カ

セ玉ふ同様、実ニ古今未曾有ノ御大事、我党ニ於而は

御請之訳モ有之、且関東変事内情ヲ委曲存知ノ事候得

は、他ニ変リ情義難忍、自ラ安シ候ニハ御供被相重候

ハ、此人數被 仰付可被下奉存候程ノ所存ニ而候得

は、他江被仰付候而実ニ臣子ノ至情難止処ヨリ、前後

不敬ヲ忘却シ奉願候訳候間、夫丈ノ主意御聞届被下候様云々建白ノ処、御意尤ニ候、児玉杯ヨリ主意承居候得共、委曲承知、尚亦委曲聞届候、一同ノ主意少モ御疑無之、忠節ノ志慥ニ承居候、決而サヨリ達シ振り主角有之候半、能々鳥津左衛門、久徳サノ為人御存知無之、容体ハ始終御覽被遊候、何分圭角ヲ立候人物ト見受候ト云々○両立ノ義ニ付而は思召モ被為在、何れ左州江御熟談可被成、併尚又御勘考可被遊云々○一左右次第人数御差出ノ義ハ無相違御治定、京師ノ方一同人数差向候筋致治定候ニ付、一同安心致候様、此義ニ付而は、左州ニモ随分差ハマリ一左右次第、表向此人数ノ名書ヲ以可致治定段モ承候ニ付相違無之、何分ニモ政府ノ吟味ニ付而は旧格有之訳、其上有志ノ者モ少ク、万事思召通不参訳多ク、別而被遊悪ク候間、左様ノ上ノ情実モ、下ヨリ推察致シ呉候様云々○一同人心如何可有之哉、夫共是非御供可仕トノ考候哉ト御沙汰ニ付、夫程御主意奉伺候上は異議無之、一同ノ素志御聞届被下候得は、全二念無之段申上候処、左様候得は御安心思召候主意ノ

処、能々御聞届ノ段云々○サ方疑念ノ義其方杯而已ニ無之、（維一郎）（昌茂）児玉・谷村杯モ矢張疑有之タル由、併此比少々解ケ候様相成、先夜児玉サ江差越篤ト及談合候処、何篇同意ニ而仕合ノ由、児嘶ニ而候、然共児ヨリ左様ナラハ、此趣左公江一夜寛々参謁、主意可申上置段申候処、サヨリ当時左公モ別而御寸暇無之、決而御都合無之候間、先差扣候様申タル由ニ候、其義ハ児玉江ハ未相嘶候得共、昨日左州被参候節、（源之丞）^{◎才藏}仁禮・伊東杯彼方江参タルトノ嘶モ有之候、左候得ハ全都合無之筋ニアラス、児玉ノミ寸暇無之訳モ無之、是モサヨリ押留候筋被考候ト云々○京師江人数出候上は、如何ノ考ニ候哉ト御尋ニ付、何れ御主意モ被為在訳ニ可有之、第一奉救御危難、何ク迄モ御奉護ノ処主要ニ可有御座段申上候処、夫ハ其通ニ候、併京師無事ニ而関東変乱ノ時宜ニ依而、京ノ人数直様関東江差向候義如何ト御沙汰ニ付、夫は乍恐人心モ難伏、何れ為御奉護、御差出ノ上は、京地ヲ動候テハ御差出ノ詮モ無之候、此義は幾重ニモ左様御座候而は宜舖有之間舖、併京地十分

御手厚守衛全備、御国ヨリモ十分御差出ノ上ノ仕宜ニ依テハ、左様ノ義モ可有之訳候得共、只今ノ処決而不可然段及言上候処、公ニモ左様思召、此義其通吟味有之由被聞候、併其仕宜ニ臨ミ候得は、思召被為在候段御沙汰云々○主将之義御伺申上候処、其方抔如何存候哉ト御沙汰ニ付、桂・関山之間可然、第一人望婦服、天下ノ形勢モ心得候者ニ無之候而は決而不宜、新納ニテ候得は、十分ニ候得共、此者一番手ニ被差出候而は、跡御軍備六ヶ舗、成程安田・名越罷居候得共、安田は論モ無之、名越は木偶人ヲ居タルカ如候得は、新納ハ何レ被召置度、其節は非常ノ事候ヘハ、非常ニ御拔擢モ可然、左候得は岩下江被仰付候得は、人望且天下之形勢モ熟知候得は、不足有之間舗段申上候処、何れ御勘考可被為在ト云々○右之外段々瑣細ノ御議論モ有之候得共、大抵左ノ主意ニ而其余略ス、当日八後谷(谷村)・児毛(兼忠)・岸御暇乞参上ノ処、事実御直ニ御聞取、御安心ノ旨御沙汰ノ由云々、

一 三月十三日

(茂久)
太守様 御発駕、

同十六日拾五人出立、

一 御書取之写、

[安政六年九月]
昨年申達候通、聊緩怠者無之候得共、愈文武之道を精

励し、誠忠純孝之徳ニ基キ、礼讓を專にして、淳和之

風俗ニ立復候様有之度、各を初此旨を存し、末々迄も

趣意相達候様、殊更軍政之儀は国家之急務候間、各申

談有之度候事、

右御立後十四五日比、組頭宅ニ而拜見之筋ニ心得候様

御廻達有之、

同廿二日拾五人出立、

一 同廿三日、町飛脚着、別紙落手、

追啓申上候、江戸表大變、三月三日朝井伊掃部頭様御

登城御かこ江、水戸様御家来拾七人ニ而仕懸、駕越ニ

刺留御首討取持逃候趣、右之人数ノ内七人ハ、肥後様(細川家)

御預相成申候次第、昨夜承及候ニ付、御中途迄極御

内々仕立、早飛脚ヲ以此段御注進申上置候、此度ノ御用封、多分其御事モ御申向ケ奉察候、乍序此段申上候、言語同断ノ次第ニ而御座候、

三月

村上銀右衛門

中村善兵衛様

右御趣法方江參、別段一封大坂御留主居ヨリ、左州江

宛参候得共、何共色地不相分由、仍而則サ江引合候処、

急成御用取込居、後程引合可與トノ事○則新納江引合

候処、別勤ノ由、八後推参ノ処、未存知無之候、大鐘

時分出殿、サ江引合候処、決而江戸ノ義御聞及御引合

可有之、此節ノ義不容易訳ニ付、先御引合無之方可然、

無左候而ハ返而アナタ方モ御嫌疑モ相懸リ候間、左州

ヨリ其段御達可申旨承候ニ付、御尤之訳候間、其通御

承知、先扣候様承候ニ付、左様候得は致方無之、是迄

御引合申上、且此節変事ノ段承候間、非常ノ義ト存不

憚段演説候処、何ソ変事ト申ニ而は無之ト云捨被立候、

仍而実事頓と不相知候、

一有村頼類江御裁許方ヨリ御当り有之候趣は、〔有村〕雄助龍下

候由、着候ハ、以親類土師吉兵衛・梁瀬源之進・郷田仲左衛門間へ届申出候様御達有之、

一次左衛門・雄助右人数江相加、次左衛門は戦死、雄助水人兩人同道、上京ノ賦ニ而四日市迄参候処、御屋鋪

ヨリ追手相掛縛ニ就キ、肝煎付添罷下候段相知レ候、一右通ニ而事実不相分紛々ノ説ニ候間、新納江篤と談合、

是非左州江押懸関東変事ノ形行聞届給候様、左候得は防公江拜謁、建白ノ主意ニ候段申詰候処、最前有七参

候処、別段相知候義無之、左州江御留主居ヨリノ一封は、余事ニ而候段承候間、仮令左江押懸候而モ、別儀

無之ト之事ニ而候、一右様談合之折柄、〔有村〕雄助今晩着之段相知、則水上迄差越

候処、委曲之事情相知、直説左之通、〔盛明〕一田中直之進罷下候後、去ル二月十九日関鉄之助ト申者、

江戸表江出府、勅書差出候一件は、水戸之姦物側用人久木直次郎・桑

原何某兩人ニ而、是非勅書差出候方可然申募候故、彼藩有志ノ者共五十八人位三四人申

談、去ル二月十四日ニ久木直次郎(久敏、水戸藩士)カ夜罷下り候ヲ、中途ニ下城ヲ待伏討果候、依之同十八日之朝、彼藩評定所ヨリ関鉄(久木通)之助・金子孫次郎(教孝)・高橋多一郎(愛譜)・野村彝(鼎美)之助・矢野長九郎・住江虎之助(信順)之六人江御用被申渡候処、矢野・住江兩人而已罷出、外人数之儀は追々江戸江出、或ハ潜居ノ由、

此条両姦罷下り候を、中途ニ待伏討取候由、警固三百人位有之候得共、有志五十人ニ而一人モ不損仕済シ候由、凡而

高橋計ヒト被聞候、

一 関鉄(通、水戸藩士)之助義去ル二月十九日江戸江着、同廿日ニ有村江

致面会、前件之趣等巨細ニ雄助承届、是非近々決挙可致と之趣ニ御座候由、

一去ル二月廿五日、金子孫次郎(教孝、水戸藩士)江戸江出府、同廿六日之

朝雄助御長屋江参り、江戸中幕府ヨリノ探索弥敵密ニ付、何卒雄助御長屋江潜居ノ義ヲ無抛及相談候ニ付、

雄助ニモ是迄天下ノ事及示談、殊ニ有志ノ情義難黙止、

御長屋江潜メ置候由、

一 三月二日ニ野村彝(鼎美、水戸藩士)之助儀江戸江出府、此者は奸賊ヲ討

取候上、四方有志ノ諸藩江布告、江戸ノ所置ヲ付候賦ニ御座候、尤布告ノ文面モ持居候故相待居候由、彼表弥切迫ニ付、同月三日に井伊掃部頭(直孝)カ登 城ヲ待伏、可討取致決策候段、金子孫次郎ヨリ雄助江引合候由、尤御国元弥義心相違無之哉之旨分而承、当時 先君遺志相統、勤

王之志有之、上下無相違段相答候処、別而歎弥決心之由、

一 金子儀は 京師江罷登、右之形行を奉達

叡聞度、左候而

勅諭ヲ申受、四方有志之諸藩江告ケ、奉護

天朝度、尤 御国元人数も最早 京師江出張之筈ニ付

右江牒合、幕府跡之处置以此奉 皇室御興復ノ処相謀

度、有村江是非致同行具候様承候ニ付、何分斬姦ノ主意一凶ニ思込候儀、此場ヲ迦候義不本意存相断候得共、

跡ノ処大事ニ付、是非其通致納得具候様、一同ヨリ無

抛承、不得止同意イタシ候、申三月三日ノ晚有村次左

衛門・佐藤武兵衛・黒沢忠三郎・大関和子次郎(和七郎カ)・廣岡

子之太郎・山口辰之助・森五六郎・横山弥一郎・遠田(遠カ)市五郎・斎藤監物・鯉淵要・廣木松之助・稲田市蔵・増子金八・関鉄之助・海渡崎之助右之人數愛宕山江屯(海後磯磯之介カ)シ、同日井伊掃部頭カ登城を待伏セ、討取候決策ニ而御座候由、雄助儀は同日ノ早天ニ金子孫次郎・佐藤鉄三郎(寛・水戸藩士)筋ニテ候由(是ハ鎗持ノ致同行、)鮫洲江一左右相待居候、尤右之成否ヲ告候為ニ、物見之者兩人程差出置候由、然処無程右物見ノ者馳参り、只今桜田御門外ニ而掃部頭ヲ討取、彼方屋敷之者共も聞付、馳付相さへ候得共、右さへ候人數丈ケハ悉ク討取、水戸人數之内二三三人程手負有之候由、尤掃部頭(井伊直秀)カ首を持越候義難叶時宜候得は、主意巨細相認、書面結付置賦候得共、首尾如何様共不相分然印見事ニ討取凱陣ヲ唱へ引取候義無相違段承届、早速三人打立候由、

一三島駅ヲ過候節掃部頭家来之者共、四人早駕ニ而罷登り、兩人は国許江罷越、兩人は京師江罷登候賦ニ御座候由、雄助儀ニ承届候、

一同十一日之晚四日市駅江致一宿寝入居候処、夜九ツ時

分ニ而モ候哉、肝煎坂口勇右衛門外ニ足輕六人参り、有村初メ金子・佐藤之兩人江も繩をかけ相捕候ニ付、有村ヨリ何様之訳ニ而詞をも不掛無体ニ繩ヲ掛候ヤト申候処、ケ様争騒動ニ乘シ御屋舖ヲ出去候ニ付、万一幕府之手に被捕候而は不相濟候ニ付、私共江差越無事御帰国之様承知仕候ニ付、右次第ニ相及候段承り、然ラハ繩ヲ懸候義何様之訳ニ候哉ト申候処、混雜に紛レ此通ニ及候段申候付、足輕共之儀忽カ、又御手前之下知不行届訳カト申候処、全私之行届サル処ト申候由、仍而雄助陳述いたし候ニハ御屋舖ニおひても、乍憚天下ノ形勢ニ暗キ故ニ如此ニ及候半、拙者杯義主意ケ様ノニ而天下ノ大事奏達ノ為上京之訳ニ候間、是非繩ヲ解候様申論シ候処、坂口低頭して無詞、再三申入候而も無益候故、拙者義ニ於テは兎も角モ候得共、外兩人江恥辱を掛候義難心得、不容易大義ノ御方ニ候間、是丈ケニ而モ早々縛ヲ解候様申入候処、一存ニ而難決汾陽次郎右衛門殿石葉師江被罷居候ニ付、彼方へ相伺(光遠)候上差函次第可致と之事候由、左様ならハ金子・佐藤(孫二郎)(鉄三郎)

之兩人江是非面会致度候間、暫時繩を解候様申候処、

面会丈ハ致承知候段坂口ヨリ承、夫ヨリ坂口義は何共(勇右衛門)

不申、石薬師之様差越候、左候而面会丈之処不苦と足

輕共ヨリ承り、乍双方繩付之儘致面会候処、金子申候

ハ、誠ニ残念至極、無此上恥辱ニ逢候、最早致方無之

候ニ付、舌ニ而モ喰切可相果ト申候ニ付、雄助申候ハ

ケ様御恥辱を奉懸候義、何共言語も無之、御決心之程

御尤ニ候得共、輕卒之者共金子細モ不存無止ニ此始末

ニ及候義候間、其故ヲ以死シ候而は近比遺恨千万御座

候、命ノ限り是非上、京主意ヲ果度候間、暫恥ヲ御忍

被成度類ニ死ヲ止候ニ付、御尤之事ト金子モ其意ニ同

シ、何分坂口ヘ可追付と差急候所、土山駅ニ而坂口ヘ

追付、猶亦金子・佐藤江繩ヲかけ置ク可キ訳無之、及

再応有村ヨリ坂口ヘ理ヲ尽シ申論候処、漸ク繩ヲ解候

由、

一同十二日ニ伏見迄差越候ニ付、雄助主意是非汾陽江面

会大義ヲ説論シ、如何様共して難ヲ遁れ、奏達ノ事

謀度存候間、面会之義坂口ヘ相談いたし候処、坂口中(勇右衛門)

候は汾陽(光遠)は最早大坂ヘ罷下候と之事御座候由、尤伏見

御飯屋守有川藤左衛門ヘ汾陽ヨリ申置候由ニ而、坂口

より有村江達候訳ハ、早々大坂ヘ之様罷下候様と之事

候由、有村ニモ大ニ力ヲ落シ、左様候ハ、有川ヘ致面

会度旨申候得共、是以不相調、何分早々発足ヲ進メ候

ニ付、有村ヨリ坂口ヘ申候ハ、是迄天下之大事を謀致

同行候金子・佐藤之安堵を不見届候而は、拙者一人難

罷下段申候処、左様候得は致方無之、万一幕ヨリ手を

付候得は、御身夫切りと相心得候様、坂口ヨリ承候ニ

付、其儀は固ヨリ覚悟ノ前ニ候得は、少モ不辭段申切

り、翌朝十三日ニ金子ヨリ申候ハ、一先致潜居度候ニ

付、同行は出来申間舖ヤト承候ニ付、有村ヨリ坂口ヘ(勇右衛門)

其段及相談候処、坂口ヨリ京都御留主居方ヘ申出候処、

御国元迄は難相成候得共、中途迄は差支有之間舖候ニ

付、可致同行と之事候段、坂口より返答承候由、尤金

子・佐藤一所ニ大坂江下候而は、万一幕府ノ手ニ掛候

得は、水戸浪人を此御方より御抱之訳ニモ相当り、以

後御難可相成候ニ付、少引分レ前後ニ罷下可然トノ事

ニ而、同日之七時分有村は伏見ヨリ大坂江下り候処、

翌朝坂口江京都御留主居方ヨリ問合参り、金子儀は有

村出立後ニ幕府ヨリ手を廻シ、伏見御仮屋ニ於テモ却

而嫌疑を受兎角致方無之時宜ニ而、水戸ノ御屋敷江引

渡候都合相成候ニ付、有村義は早々大坂出帆いたし候

様申来候由、尤汾陽義は最早大坂出立相成候と申事之

由、雄助義都而計策ニ落チ候義残念存候得共、無是非

次第ニ而、且帰国之処夢々非本意候得共、君公弥御

発駕之由慥ニ承候ニ付、御中途迄は是非生を忍形行遂

言上、速ニ人数御繰出 御奉護相成候様相謀度決心い

たし候、依之七ツ時分大坂致出帆候由、船中ニ而初テ

縛を解キ候由、

一同十九日小倉江着、廿日晚瀬高駅江

太守様御泊ニ付、坂口より御家老座書役岩山八郎大江

形行申出候処、八郎太ヨリ相達候は、誰ニ而モ逢候義

不可然事候間、下着之上巨細申出候方可然存候ニ付、

其段有村江可相達旨、坂口致承知候旨達シ候由、然共

奈良原御供ニ而る有村通行之段承、則面会是非主意相達

度、奈良原ヨリ児^(兒主)谷^(谷村)岸^(岸良)三士江形行及談合候処、三

士直ニ面会次第承候上可及言上と之事ニ而、奈良原同

道ニ而差越筋ニ而候処、坂口是非押留、岩山氏ヨリ屹

度承知之事候ニ付、一先相伺候間相待呉候様絶而申事

ニ而相扣居、然処坂口罷帰、奈良原へ岩山ヨリ御用談

有之と之事ニ而罷出候処、段々問掛候趣有之、且有村

余人江面会之義不相成候ニ付、委細主意奈良原承届、

取次ヲ以相達候様可致と之事故、不得止奈良原ヨリ三

士江巨細形行申演候処、最早及深更候ニ付明朝早目可

達 御聴と^(事脱カ)之候由、雄助義御国許変事一左右次第人数

御差出之御治定相成居候ニ付、何分早目駈下り形行初

通候方可然と之段承候ニ付、何ク迄モ主意を果し度所

存ニ而、夜中早々発足いたし其儘御元江罷下候、

一右之趣於水上委曲承り候、然共坂口初輕卒共付添居候

ニ付、大抵九ツ時分引取、野生ニは右之趣意寸時も早

ク相達度、新納江差越得と形行演説いたし候処、委細

聞届候ニ付早速明日ハ左州江突懸ケ候と之事、

一大抵八時過有村方へ差越候処、親類御届之者共不能帰、

無心元存下会所迄差越候処、只今親類承知ニ而罷掃り候段承、直様有村方江差越候処、案外之敵命下り候、最初本田弥右衛門・梁瀬源之進宅江罷出候処、大切之御用向御一人江ハ難相逢候ニ付、只今親類兩人江御用申渡候間、会所之方へ罷出候様と之事ニ而、会所へ罷出候処、児玉喜藤太・境田善助御用ニ候得共、病氣ニ付名代児玉喜藤太二男罷出候付、兩人江御裁許掛土師吉兵衛ヨリ相逢候趣は、此節有村雄助義於関東表一挙之義、主意を果シ候義ニ付而は潔キ次第ニ而、对御国家不忠と申訳合ニハ不被思召候得共、不容易御国難を醸、既ニ幕府之追手モ踏入候時宜、彼是難黙止、自ラ当人ニハ最所ヨリ決心之答候ニ付、乍不慙も致切腹御断申上候様、左候而着直ニ自尽之形、何ク迄モ無相逢相見得候様無之候而は不相濟候ニ付、毎之義ニ候得は介借杯之習モ有之事候得共、此節雄助義ニ付而は決而左様之義無之様、乍併自身夫丈之処不相叶、無抛手ヲ添候義は何共我々共ヨリ難申上候ニ付、能々親類共右之趣相舍候様と之事ニ候由、

一右之次第盟中一同承知、案外之仕合ニ而中々於情義被忍候処ニ無之、一同必死ヲ決定し死ヲ共ニし而可奉歎願、種々及議論候内、短夜之義既ニ鶏鳴ニ及皆々進退窮り候次第、乍併於是如何様歎願仕候而も、彼是上ノ勢推察致候に、逆モ御取用有之処六ヶ舗、尤表向之御決定監察前之処置ニ相成候上は、兎角延引スル内返而催促ニモ預り候義必定、一同歎願之処モ御取用なき而已ならず、犯上之名を以御処置ニ及候義も顯然タル訳ニ而、最所ヨリ一命は決定之事ニ而不及論候得共、既ニ大事眼前ニ差掛候に、無故事ヲ破り候而は軽重ヲ失ヒ候義ハ勿論、雄助本意ニモ不相叶訳ニ可有之候間、兎角於是は命ヲ奉し、跡之主意ヲ受継、万死ヲ以尽候処肝要ナルベシト、不得已致決断候、於当人は初掃国之事サヘモ背本意候次第候得共、前条主意を以無抛罷下り候訳、依而帰着之上直ニ兄武次へ心腑ヲ告候趣は、此節罷下り候義夢々私の本意ニ無之候得共不得止候、則人数御差出相成、右江相加候得は大幸ニ候得共、万々一御延引ニモ相成候得は、私ニハ余人とハ相変り可

存命訳無之候間、自殺いたし候決定之趣潜ニ相断、武

次ヨリ篤と申諭趣有之タル由候得トモ、表向承知之形

ニ而中々心伏之体ニ無之由、夫故右之殿命ヲ蒙リ泰然

トして、申述候は、固ヨリ覚悟ノ事ニ而、於私は実ニ

安心之訳ニ候、此上は跡之処此機ヲ以テ人数御差出相

成、主意相達候様云々相託置、改服して東方を拝シ是京都

を遙拜ノ意なるへし 父祖の廟に拝礼し、盟中一同江長別ヲ告從容

不迫トして及臨終候、行年二十歳名嗚呼天乎命乎、一同愁傷憤激不

可言、

一当日有川七之助御中途迄極急ニ而出立之由、

一金子孫次郎・佐藤武兵衛ヨリ、有村へ託同志中江之一

封、

一昨年非常之

叡慮ヲ以、幕府并水藩江

勅諭御下相成候ニ付、両寡君ハ勿論闔国之有志頗尺

力仕候得共嫌疑甚舖、昨年ニ至候而は幕府より嚴重

被蒙

御咎候程之時勢ニ而、今以

勅諭伝達ニモ不相成、

勅意奉行被致候義モ不行届、上下一統奉恐入悲痛仕

候ニ付、各冤罪洗雪仕 勅意奉行被致候様周旋仕度、

志願ニ而、屏居之身不願万死、去月十八日国元出発

仕候処、〔薩藩〕尊藩ニは 〔齊彬〕先公之御遺志御継述、専勤 王

之御精忠被尽候 思召被為在候段伝聞仕、兼々奉欣

慕候間、京撰之間ニ潜匿仕、御同志之御方ヨリ達

御内聴、幾重ニモ御尽力奉希上候所存ニ而微行仕、

尤道中至而艱難之時節ニ付、御家中有村氏同伴相頼、

尊藩ノ名目ニ而通行仕候処、四日市駅ニ而不慮之次

第二及、一身之恥辱無此上候得共、元来志願を遂候

義本懐之筋ニ付、事之成否突留候迄ハ如何様之恥を

も忍び、累囚終り他郷之鬼ト相成候共、此先 尊慮

ニ御すかり申上候而本意相遂申度、勿論本藩之事の

ミにハ無之、 將軍家御幼年之時節ニ乘し、幕府之

権臣我意ヲ專にし、正義之 宮公卿方を初御貴戚之

御方を罪し、忠義之士を殺し、恐多モ

天朝ヲ奉蔑如外夷を親ミ、交易之条約を定 国体ヲ

恥しめ候義ニ而、実ニ天下之大事ニ御座候間、天下之冤罪を被為解、水藩ニ而之

勅諭奉行仕候様御周旋被成置、奉安

叡慮、国体を御維持被為在候様、御英断之御事業

奉至願候、至難世態老軀之志願空舗、就死地モ難測

御座候処、志願之趣は諸君御酌取被下、宜舗 〔茂久〕 大守

公江モ被仰立、猶御周旋御尽力之程奉願候、頓首、

三月十二日

〔金子孫二郎〕
西存

星月夜

御同志様中

君の為世のためつくす真心は

二荒の神もみそなはずらん

真そ鏡清き心は玉の緒の

絶てし後そ世にしらるへき

一 三月廿四日、八後重邸江推参、〔島津久光邸〕此節関東表大変之義承

知、御直ニ言上不仕候而不叶事件有之候間、何卒御目

通被 仰付被下候様奉願候、押而奉願候義不敬僭諭之

罪奉恐入候得共、非常之時節大事之御場合ト奉存候間、

不奉恐重罪奉万願候趣白封ニ而奉呈候処、暫相扣候様

ト之御事ニ而臆而御逢被下候、只今書面之趣令披見候、

誠ニ関東表之義不容易一大事ニ候、如何様之趣意ニ候

ヤ之趣御意ニ付、誠ニ奉恐入候得共一変左右次第、関

東 京師人数御差出之義追々御内諭之趣奉拝承居候、

此節一左右ニ付而は未御発ニモ不相成、如何之御趣意

ニ被為在候哉、御国家御大事ニ付卑賤之私共奉伺候義

如何之義ト奉恐入候得共、追々御内諭承知仕候趣モ有

之、不奉願言上仕候段申上候処、成程此節之一条関東

表変事無相違筋ニ被聞候、然共未表向モ不相達、坂口

勇右衛門口達ニ而粗相分候迄ニ而、勿論水府之義モ纔

拾七人之人數ニ而、書付ニモ水府浪人ト有之、是ハ跡

ヲ暗マス主意カトモ被察候、成程変事ハ無相違候得共、

兵乱トハ不被申訳ニ候、跡ノ動靜モ不考僥忽ニ兵ヲ差

出候義、跡之御難題如何ト存候ヤ、案内モ可有之兵国

家之大事ニ候、何れ人臣タル者、御国家前後之事モ勘

考シ、尽シ候義肝要ニ候、何れ差出候上之見留モ付ス

候而ハ不叶訳ニ候、左様之義共如何心得候哉、所存如何ト御意ニ付、御主意御尤ニ奉存候得共、此節之一挙ニ付而ハ、只今之処動靜難_(後々)候得共、天下ノ閔老ヲ征代イタシ候訳ニ付而ハ、古今未曾有之御大事ニ御座候、就而ハ迎モ夫形相済訳ニ無之、眼前 天朝御難題差知候義、且亦閔東ニハ御姫様方モ被為入、太守様ニモ御中途之御事ニ御座候得ハ、於是御傍觀被遊候而ハ決而難相済、尤一同人臣之至情難忍訳に御座候、仍而是迄御治定之通早速被差出度、於是は 京師之人数正々堂々唱大義、御奉護被為在度義御座候得共、御後難_{嫌疑}之処被為憚候義ニ付而ハ、無抛御名目之付ケ様可被為在奉存候、此節之義閔東表變事御座候間、閔東守衛之名ヲ以表向被及御届御差出相成、京師人数モ同様之名ニ而 京撰之間ニ滞在ト申処ニ而、内実御奉護之御主意ニ御座候得ハ、仮令此節之義無事相済候迎モ、御難題ハ被為在間舖、併御嫌疑不被為在様ニハ参申間舖、如斯非常之時節ニ臨ミ、少々御嫌疑被為憚候位ニテハ、何事モ出来申訳ニ無御座候間、右之処ハ御決断被為在

度、乍併安危ニ相掛程ノ御難題ハ万々無之義ト奉存候間、是非御差出相成度、勿論於是は御延引被為在、御名義ニ於テ不被為済儀ニ候段一盃言上之処、成程存付之処ハ尤ニ候、乍併今一ツ難題有之候如何存候哉、今度有村雄助兄弟ノ事ニ候一円実ニ不忠不孝ト難致承知候、其方_{手前}扨モ同意之事候や、又は兼而談合不屈訳ニ候哉、如何ト至極御不興之御口氣ニ候ニ付、此一条ニ付而ハ何共可奉言上様モ無御座只々奉恐入候、乍然只今之処同意ノ事共難申上、是は全体不得止決定之訳有之、同志盟約云々訳有之候処、去年十月五日被聞召通御旨被為在、自太守様難有御書取ヲ以御内諭被仰付、一同歎血御請書奉捧候時宜ニ而決心ヲ翻シ候、此上は何ク迄モ御主意を奉貫ト申、一同ノ決定ニ御座候得共、御国元江戸之差別有之、御国元人数は追々親舖御主意モ奉伺候得ハ、違背之所存寸毫無之候得共、閔東之義は相隔候事ニ而、親舖事情難相達訳モ有之、尤眼前水府結合之信義モ有之、且第一之主意は為

天朝斬姦之処一凶ニ思込、尤御国元変事之上御治定も御趣意も、粗相伺居可申候間、御難題之義乍存致決心候訳ト奉存候、然共固ヨリ盟中之訳同様思召被下候得は、相離候義ニハ無之候間、同罪被 仰付被下少モ不奉辞段言上、平伏いたし候、然処何ソ同罪ト存スル訳ニハ無之候、篤と勘考シ可見、兎角主君ヲ持タル者候得は、何ク迄モ国家之為を存シ尽シ候義当然ニ候、成程斬姦之処志ヲ遂候義ニ而潔候得共、雄助罷下候付而（有村）は現在薩人と相知、則幕ヨリ手ヲ付追々踏入筋ニ被聞候、実ニ無上之御難題ニ而は無之哉、ケ様申候得は一同を捨テ、斯云ふ様ニ汲受、同罪申付候様申出ル訳ニ可有之候得共、全左様之心底ニ無之、大事之時節は一同一廉御用立者共ト存候処ヨリ、主意ヲ克ク終ラセタクと之愚考ニ候、人数差出之義変之一左右次第、無相違段儘ニ申タル事ニ候、只今斯申候而は食言候様ニモ可存候得共、雄助杯一条無之候得は、差出而モ格別御難題無之候得共、此一条ニ而猶以六ヶ舖、勿論跡之処（福川齊昭）水老公正々堂々之義兵を御揚、御出馬ト申訳候得は異

議モ無之、関東表争乱ト申候得は、是以可猶予義ニ無之候、且

御内勅ニテモ有之候得は、別而致安ク候得共、何分只今之処卒爾ニ差出候而は御難題無相違候、併跡一左右動静ニ依而は、差出サル考ニハ無之候、斯申セハ天朝ヲ次にし幕を恐れる様可存候得共、全左ニ無之、

叡慮之処モ幕府御扶助之御主意ニ候得は、兎角幕之令ニハ難背、何ク迄モ勤 王之事ヲ克シタリトノ考ヨリ斯申訳ニ候、斯申テモ義氣憤発之者共候得は、承知致間舖候得共、愚考之程ハ申聞候、甚拙論ニハ候得共篤と一同ニモ申論候様、夫共不承知候得は兎角致方無之云々、

右は末瑣細之御論ニ而事長ク、且前後モ有之候得共概略之主意相記候、何分非常之時節ニ臨ミ、右様之御論押而諫争いたし度、主意幾重ニモ有之候得共、跡一左右動静ニ依而御差出可相成御主意故、今明日も一左右難凶故、今一回は是非不遂拜謁候而は不相濟候間、其節極詰必死之建白一盃申上度、先夫形承伏退出いたし

候、

一三月二日雄助ヨリ嶋津縫殿江江戸之形勢等相話し、翌

朝御屋舖を出候節此節幕府姦賊ヲ討候主意相認、

(島津忠統)

太守様江一封奉差上度候ニ付、御披露奉願候趣意ニ而、

捨文左之通、

謹而奉言上候、

被 聞召通趣被為 在、去年十月六日御書取ヲ以

御内論之趣、同腹之者共より申越、謹而奉拜誦、実

以難有奉恐入候、右ニ付一同より御受書差上候付而

は、いつく迄モ奉受 尊命、可奉尽微力儀候得共、

幕府之執權奉蔑如

天朝、方今奉奪

勅書暴計、難黙止、水戸有志之面々申合、斬姦之決

心仕候、御受書仕候とて、

天朝御危急之時勢傍觀仕候道理無之、依而如斯誠恐

々々謹言、

申三月三日

右書付嶋津壬生へ託し候由、尤先便江戸之形勢申置候

由ニテ、相添候書付左之通、

昨晚申上置候得共一条ニ付、此一封奉達御聴度奉存候

間、筋々御披露奉願候、

天朝御危急之時勢御座候故、急ニ御屋敷出足仕候間、

右之趣乍恐書付を以奉願候、以上、

申三月三日

連名

一雄助・次左衛門兄弟二月廿日仕出之書状宿元江相達、

短冊二枚ニ歌書記し有之、

大君の憂御心をやすめすハ

ふたゝひ國に帰らさらめや

雄助

皇祖の御為と思ふ丈夫の

矢竹こゝろの通らさらめや

次左衛門

一一挙之節次左衛門勇々舖働いたし、姦魁の首を打取、

是ヲ提ケ一人衆に後辰辰之口ノ方ニ向ひ候処、井伊屋

舖ヨリ又々兩人討懸り候を容易討すまし、しかれとも

腕に重創を蒙りけるよし、依而首を風呂敷に包、遠藤様

辻番所へ上り、血に染ミたるを清潔に仕末し、右包を

膝元に居へ凜然として割腹いたし候由、誠に古今未曾

(有村雄助・次左衛門)
兄弟連名

一風説書左之通、

有之勇功、聞人感歎せざるハなし、就中印を揚し事其誠心の感応ありしなるへし、井伊の家中討死の内見事に兩段ニなりしは、ミな此士の業なりしとそ嗚呼可惜、

今朝登 城掛外桜田松平大隅守門前ヨリ、上杉弾正(齊憲)

米沢藩主大弼辻番所迄之内ニ而、狼藉者鉄砲打掛ケ、凡式拾

人余拔連駕籠江目掛切込候ニ付、供方之者共防戦いたし狼藉者一人討留、其余手疵深手為負候ニ付悉逃

去申候、拙者儀捕押方等指揮いたし候処、怪我いたし候付一先帰宅いたし候、尤供方始即死手負之者、

別紙之通御座候此段御届申達候、以上、

三月三日 井伊掃部頭(直徳)

深疵 日下部三郎右衛門 手疵 片畑權之丞

即死 河西忠右衛門 即死 沢村軍太

手疵 桜井猪三郎 手疵 小河原秀之丞

同 柏原徳之丞 即死 永田太兵衛

即死 加田九郎太 手疵 薬師鉄五郎

手疵 松居貞之丞 手疵 萩原吉五郎
同 越名源次郎 薄手 取持甚兵衛

薄手 渡辺泰太 同 水谷求馬

岩崎徳之進 薄手 草履取 吉田太助

陸尺 弥右衛門

手疵 勝次郎

右之通御座候、

若年寄遠藤但馬守様御届左之通、(風統・三上藩主)

龍之口但馬守頭組合辻番所廻り場所内、今三日五ツ半

時比侍体之男、喉ヲ突切害いたし候者之首を持罷在候

旨、辻番人届申出候付、早速掛之者為見届候処、相違

も無御座候、主人名前承候処、松平修理大夫家来之由

申候得共、言舌綻と相分不申候、依之手当仕置候此段

不取敢御届申上候、以上、

三月三日 遠藤但馬守家来(風統)

木本七左衛門

徒党之者共脇坂候ニ参り直訴之口振左之通、

一我々共事国元二月十六日出立、一兩人ツ、方々へ止宿

仕、今朝愛宕山ニ而同意之者寄合、桜田御門外辻番ト、

松平大隅守様御門之間ニ而、御駕籠之左右より仕掛申

候処、一旦は多人数立塞り及争鬪候内、御駕籠両方ヨ

リ御駕籠越ニ刺留、御引出申御首討取申候而、右拾七

人之内四人、龍ノ口御屋舗表御門ヨリ入込案内を乞候

処、御取次立出候付、水戸家来ニ而只今井伊掃部頭様

を討取候ニ付、此段御役人様方へ罷出、公義之御裁

許相待覚悟ニ付、夫迄之処御育被下候様ニ、委細之儀

ハ御重役方へ懸御目御咄可申上と申出候由、

細川越中守 (細邦・熊本藩主)

水戸殿家来大関和七郎・森五六郎・森山盤之助・杉山

弥一郎町奉行へ引渡候様最前相達候処、直ニ御預ケニ

被仰付、不及引渡旨細川越中守家来へ可達事、

覚

松平肥後守 (容保・会津藩主)

酒井左衛門尉 (忠篤・庄内藩主)

大久保準之助 (忠礼・小田原藩主)

松平越中守江 (定敬・桑名藩主)

今朝掃部頭登 (井伊直弼)

城掛ケ水戸殿家来共及乱妨候ニ付而は、水戸表ヨリ若

多人数致出府候義モ有之候ハ、時宜ニより可及沙汰

旨早々人数差出候様、兼而手筈可被申付置候、

三家家老衆

水戸殿家老衆江

今三日水戸殿家来之者多人数、掃部頭登 城於途中短

筒等相用乱妨ニ及ヒ、輕我人等モ有之候ニ付而は、此

上末々心得違之者可有之茂も難計候間、追而相達候処

迄昼夜共居屋舗、下屋舗等門々出入之者嚴重相改、重

役之内相詰候様可被心得事、

町奉行 御目付へ

今朝於外桜田水戸殿家来及乱妨候付、水戸殿上屋舗怪

數体之者出入有無等、何れも組支配向之者昼夜相廻シ

敵敷心附候様可被致候、尤水戸之街道ニ多人数罷出候

哉之趣ニも有之候間若出殿モ致シ候模様ニモ候ハ、其

段月番之老中宅へ早々申越時宜以召捕候様可被致事、

松平讚岐守 (頼胤高松藩主) 松平大炊頭 (頼徳・大戸藩主)

松平播磨守(慶應・明石藩主) 松平大学頭(頼升・松川藩主)

水戸殿屋舖門々出入之義達ニ有之、

細川様へ御預之内

森(直忠) 五六郎

右稲葉伊予守様へ

森山盤(繁之介)之助

右田村賢次郎様へ

右之通御預替相成候風聞

右二之腕被切候得共、丈夫ニ而願書差出候上一味名前等申立、無間モ中務大輔様宅ニ而相果、直ニ町奉行へ引渡相成候、

井

堅からも横から見ても二本棒真向に見れば井伊のべら

棒

御家門の上に立へき井伊様を辻切なんとは余りどふよ

く

武士の太刀風強き一としきり外桜田にちらすあけばの

申三月三日

松平大隅守様大下水前簾場辻ヨリ式百軒程

人数三拾人程

右不残着込着用いたし候様、死人釣台ニ而井伊様へ引取候者五人、肩へ掛候者老人、

四人ニ而釣台乗候者老人、

手疵ヲ受刀抜通し屋敷へ入者老人、

八代洲河岸弾正様伯耆様之間ニ死人袴着用二人、

龍ノ口龍之堀ニ而切腹いたし居候者一人、

遠藤様前ニ而何者之首ニ候哉、我前ニ置切腹いたし、

度々支度ニ掛り目之前ニ切腹相成候着込着候者老人、

脇坂様御玄喚江刀抜候儘ニ而、後八巻白晒ニ而罷候者

四人、

右之通林屋佐吉方より書出尤自分見分いたし候、

薩州

有村次右衛門(全)

遠藤但馬守様辻江掃部頭様御供頭、服部三郎右衛門首

を引提死ス、

水戸

佐野竹之助(光明)

黒沢忠三郎(勝算)

鯉淵要人(鈴鹿)

廣木松之助(有良)

御月番脇坂中務大輔様江名乗出、同夜細川越中守様へ

御預り内一人死、

廣鳴子之太郎(岡カ) 森(直長) 五六郎

関 鉄之助(遠) 森山盤之助(繁カ)

三月朔日人相書ヲ以御尋者、

大関 和子太郎(七カ) 山口辰之助(正)

横山弥太郎(影カ、イ) 蓮田市郎(正吏)

齋藤監物(一徳) 稲田市藏(重カ)

増子金八 海渡崎之助(海後徳藏之介カ)

一大守様筑後松崎駅ヨリ御病氣ニ而御帰国、来月二日御

着之旨被仰出候事、

一三月廿四日町田内膳出立有之、同廿五日朝稻三益被召

列左州出立、皆御中途迄也、

一川式部書役岩山八郎太召列出府之由、

一三月廿四日郡山一介、町人波江野休右衛門・池田藤太郎召列出立也、他領天草・長崎御用之名目ニ而、内実

ハ浦浪拳動伺之由、

一同比高崎善兵衛出立、筑前・肥前其外御用有之と之事、

米御買入欵之由、

一宮原甚五兵衛同断、町人両三人召列出立、郡山同断之

由、

一江戸守衛人数御城下六拾六人位、諸郷四十八人、近々

出立被仰付と之御当り有之由、

関山糺儀全体江戸詰被仰付置、来月六日比出立之賦、

一三月朔日晁田中直之進着、

一田直於大坂・関東変事承、則上京之処、姦手探索敵重

徳佳江面会モ不調地藏堂江入候処、是迄幕手相廻り居、

不得止 御所ヲ志シ差越候得共、中々踏入事不相叶、

空敷大坂之様罷下候処、〔米邊伝内〕田中仲右衛門木傳・田中等之進メニ依罷下

候由、

一所司代酒井若表〔忠義〕向敵重威ヲ張、尤国元人数多ク取寄候

由、高松は京ノ人数引取、関東之方へ多人数取寄候由、

江州は勿論ニ而、日々五十人位ツ、毎日駈登り別而騒

動之由、尤大坂伏見之間、浪人体之者ハ勿論通行甚六

ケ舗、水人は切捨、薩人は御屋舗江引合之上、無相違

ハ差通スト云程之事候由、

一 只今之処先奉擁

主上抔ト之御危難は不被為在由、何分ニモ姦魁打倒シ候故余程勢ハ挫ケ候由、夫丈は先安堵之事候得共、何分跡之処如何可成行欤、此機ヲ以大挙不相調義、千載之恨ト云ヘシ、

一 閏三月二日 (島津茂久・忠義) 太守様御安着、今晚直ニ谷江大宅ニ於テ

取会云々存慮及弁駁候事、同四日比(兒玉)兒江差越得ト及談合打合セ候事、

一 同六日(魁)関山出立、

一 同九日土屈着、三月十八日江戸着、同廿二日出立之由、

一 屈伸モ大坂ニ而変事承知、金子一条ニ付(光通)汾陽・松(十兵衛)元抔云々之訳有之、早々関東ヲ志シ驅下り候、則喜入江突

懸、当時天下之形勢御国元之事情云々ニ付受 御内命出府、且 順聖(島津奇形)公御深慮為 天朝国家、御終世御配慮

被為在候義篤と事実及演説候処、存外ニ感服被致、此

上は無疑心志見抜、先ハ正論ニ相違無之由、

一 此節変事ニ付而モ喜入至極差はまり、御屋舖中手当向は勿論、雄助義ニ及極々入念、坂口江直ニ言含、叨ニ

繩ヲ掛ス候様ニト之事迄相達、何ク迄モ趣意ハ汲取、内場之処置可致之存慮ニ候由、

一 一挙ニ付(安宅・竜野藩主)閏老脇坂ヨリ西筑右衛門迄内諭之趣は、此節御参府御延引相成候而は決而御都合不宜、尤薩州之義

武名無隠事ニ而、此節之義ニ付御延引ニ付而は、御比與ニモ可相当候ニ付、是非御参府有之度演達有之由、

勿論井伊家之義は幕ヨリ敲重御当り相成、万一水戸家ヲ恨事ヲ起シ候得は、井伊家夫限断絶之事候ニ付、相

静り候様ト之事ニ而、若哉押寄候時宜モ有之候ハ、打亡シ候様御手当人数江御当リニモ相成居候由、依之

御国之義全御難題無之ト之事候由、右之次第飛脚便ヨリハ難申上候ニ付、堀江急キ致帰国候様、喜入考ニハ

御参府相成宜トモ不被申、亦御参府不相成候而は無限事ニ而、是以宜トモ不被申、何分御裁断次第ト之考之

由、

一 防公江拜謁関東一挙之事体、且閣老内達之趣迄詳悉遂

言上候処、御参府之義は御控之思召ニ候由、万一御参府相成候得は、人数二三百モ御引列不相成候而は、難相濟御趣意候得共、当分ニ而ハ御扣被遊、幕ヘハ嫌疑

ヲ御避隨從之姿ヲ見セ、變之時宜ニ依而は堂々勤王之御忠誠可被為尽、其内は可成御沈静被遊居と之御事、

当分ニ而は平穩之形候とも詰ル所乱ヲ引候ニハ相違無之、只今通ニ而は何分御道中は勿論、御登城之処甚御懸念之由、御沙汰被遊兼候得共、乱ニ相成候得は一凶之御裁断被為出来候ニ付、実ハ乱ヲ御好ミ被遊候と御意も有之由、其余略ス、

一 雄助一条ニ付而は汾陽杯(光通)モ是非無事之処相働、大坂ニ

而亡命行衛不相知訳ヲ以及御届候筋、御留主居三人ニ而談合、其通ニ而書付も出来居、汾陽出立後大坂御留守居(藤左衛門)徳尾自分ニ難題相掛候半と之臆病ニ而、書面認替

有筋ニ罷下候旨及御届、則幕ヨリ追手掛り候訳ニ候由、右ニ付木傳(木場伝内)・田中・徳尾江激論イタシタル由候得共、中々不聞入当分別而不和之由、雄助出立后右様追手相

成候ニ付、木傳則船ヲ仕立罷下、右之趣雄助杯江無事

帰国いたし候様取計度、徳尾江及相談候得共、却而難事可致到来と之事ニ而不承知、木場一身ノ決心ヲ以如何様共御断り申上候間、是非々々及論候得共是以不相成候由、

田直大坂江参候節モ、万一モ幕ヨリ手ヲ掛(田中直之進)為致切腹差出と之義御留主居申事故、是以木・田兩人(木場)ニ而及激論候由、

一 有村次左衛門一挙之節、比類なき勇功は如前条次第ニ而、分而哀之一卷ハ、日下部裕之進亡父之訳ニ依流罪被仰付当分入牢之由、就而祐之進母儀并妹共ニ貞節之女ニ而、兼而伊三次之志を受継、無限災難に処して尋常婦女子之顔を成サす、一志確乎として動カス、祐之進右之次第ニ及ひ候ニ付、是非有志之人を養て娘に嫁を願ひ、同志堀江此事ヲ謀ル、堀是ヲ次左衛門ニ告ク

トいえとも云々、決死之我を以て他家ヲ継事本意にあらざるヲ以諾ハス、堀実を告ル事能ハス、祐之進未落着ざるを以其意ニ難応旨を母儀に通ス、其后祐之進叔父何かし等ヲ以切ニ請トいえ共、同事を以答ふ、然処

何月何日比俄然として頻ニ是ヲ請ふ、其故は娘或夜亡伊
三次父嚴然トして枕上に来り、次左衛門ヲ養ふて汝を以是
ニ嫁せんと言ふ、是を母に語ル、母儀是ヲ聞て願意愈
切也ト、然トいえ共次左衛門更に諾ハす、事を左右に
託して固辞ス、娘又同夢ヲ蒙る事再ひ、母儀如何共す
る事能ハス、既ニ一挙期定前夜諸同志会テ日下部氏時
三月二日也、廟議已熟客散時母儀有村兄弟ニ用有ルヲ
以是ヲ留ム、兄弟再就席問其故、母儀告以前事、次左
衛門莞爾云、不肖之某ヲ養子とせられん事、身ニ余忝
存トいえ共、此儀に於ひては更難話、勿論明日之挙に
赴候得は再ひ帰さる之身に候間、尚以御断之段申述候
処、母儀云妾婦人之身といえとも、粗其故を知る、然
といえ共、亡父之靈夢之詛モ有之、是非其主意を達ス
る迄ニ候、去なから其志を御汲受なきにおひてハ不及
是非候ニ付、此席ヲ御立セ申事ハ不相成と、涕泣して
相迫り候故、次左衛門情義難黙止快然として、夫程之
思召ニ付而は随分応其意候段相答候処、母儀喜悅不斜
娘を呼て盃をなさしめ、仮に夫婦之契ヲ結ける由、母

子共誠ニ無双之貞節故、兼而大義之詛モ聞り知、一挙
廿八日也前日敵之登 城ヲ伺ひ、且三日之登 城有無時刻等探
索の爲間牒を勉られし由、娘は一七日前より江誠
願を込、大志を遂給ふ様にと日参致されしとそ、然る
処一挙容易仕果、次左衛門戦死いたし候処、母子之悲
哀無申計候得共、義におひて断する所尋常にあらず、
此上は娘の心底一生再嫁セサるの決定ニ而、母子共其
志操動べからず、
一次左衛門和歌の贈答モ有之ける由、娘平日軍書を好ミ
大抵あらゆる書ハ歴見しけるとそ、草紙本杯ハ好まさ
る由、
一右追々委事探索可記置候得共承候形行記置也、実ニ大
事ニ臨次左衛門鬼神を動かす勇烈の士にして、如此や
さしき振舞尋常の及所にあらず、堀部氏の古事トイヘ
とも恐らくハ其下に立す、
一岩かねも砕けさらめヤ武士の国のためにと思きる太刀
此一首有村次左衛門腰に提けしふんそへ入居候由、
一春風にさそわれてちるさくらはな、とめてとまらぬわ

か思ひかな、

兼清

一君かためつくす真心天津日の雲の上まで匂ひゆくらん

日下氏娘〔登〕

右二首一挙前夜日下氏ニ而贈答の歌に可有之、追而

日下氏より有村氏江送ける短冊之内ニ有之候、

わか袖のかわくまもなし春雨のふるたひことに故郷恋しき

兼清

此一首兼而読置し歌と相見得右同断之内ニ有之、

大君の憂御心をやすめつゝ鬼住国に桜かりせん

水府

佐野竹之助〔光明〕

右佐野竹之助日下氏ニ潜居致居候由、生年二拾一歳

器量拔群ニ而、兼而次左衛門と莫逆ニ而、我奸首を

得ん彼得んと争ひ云し由、佐野重創を蒙ながら脇坂〔安老〕

江出一人ニ而申開キいたし即晚死去之由、

一又三月十九日定式飛脚着、関東形勢先平穩之由候得共

井伊掃部頭思召之訳有之、御役御免と被仰出候由○久〔直野〕
周・関徳藩主
世様御老中御再職之由、

一井伊家老木俣右京と申者近日出府、是迄岡本半助等之
説寛怠也ト至極激シ急迫之論ヲ成シ候由、仍而家中兩
説分れ候向ニ而不穩向之由○勢揃杯イタシ候風説有之

〔表紙〕

文久二年壬戌

三月十六日

日記

大久保氏

比間原書ヲ欠ク 文久元年辛酉 自十二月十六日 至同月十六日

大久保日業 文久二年壬戌 自三月十六日 至十月十日

文久元年 辛酉

十二月朔日

十二月八日

写本

一 覆載万安方 五拾九冊

但黒塗箱入鑰相添

右順聖院様御代平川玄齋へ誤脱等相糺差上ケ候様、暨

山武兵衛殿取付ヲ以被 仰付置候処、無程 御逝去被

為在、其涯不頓着いたし置 当御代様ニ至り候而、御

趣旨通手ヲ付差上ル考之処、御菓園掛被 仰付候ニ付

返上仕候旨ヲ以テ法允太郎左衛門ヲ取次 御聴ニ達シ

候処云々之旨有之、法允ヨリ拙へ引合有之候ニ付、同席

相談シ御用部屋へ申出候処、医学院講釈医師へ相下ケ

候様 御沙汰被為在候ニ付、我々共方ヨリ可相下旨承

り候ニ付今日御用申渡候処、講釈医師木原道一罷出候

ニ付本行之通相渡、尤誤脱等相糺差出候様申達置候事、

十二月九日

一 今四時 泉公御登城、罷出田中一件其外申上ル、田中

一件ハ御許容 御前へ申上候様 御沙汰ニ付申上候、

一 七ツ後 御馬御式日ニ而被遊御馬候、暮時分御引入、

一 島津壬生馬宜敷、御用見合ニ而、今日被遊 御覽候、

御馬預伊集院彌右衛門乗候、御用相成可申候、尚亦役

々相揃吟味ノ上申出候、左候得は御殿へ御預ニ而、其

通可仕旨承り候ニ付奉伺候処、左様可致と之御事ニ付

彌右衛門へ其段申達置候、

今晚泊、大奥より御入被召候ニ付 御前へ罷出、色々御咄等申上四前下ル、則御寝、

同 十日、

一八ツ退出懸〔小松〕小家へ罷出、今日柴山〔愛次郎〕へ今晚鈴木〔武五郎〕へ

同 十一日、

一今日四時出勤四後重邸〔久光邸〕へ罷出段々相伺候、八過退出出殿ニテ小家へ差越、

順聖院様御言行録伊集院仁左衛門、碑銘著述今藤新左〔善士館〕衛門〔助政〕へ被 仰付候

右同断、御記録奉行伊藤彦助・伊地小十郎〔知脱力〕へ被 仰付候、

全 十二日、

一今日谷山御遠馬、昨日山本五郎左衛門ヲ以重邸へ御用、四後罷出、筑前使者藤井五兵衛云々之旨有之、御内用承知仕出殿之处、小家ヨリ早々可参一封到来参亭、亦

〔伊半田尚平変名〕善積敬助一条云々有之、則谷元作之助へ御用談申越云々、則樺山休兵衛へ差越引合夜ニ入重邸〔久光邸〕へ罷出云々、亦樺山へ引合小家〔小松〕へ差越、今夕藤井ヲ呼ヒ旨趣承り候、

全 十三日、

一善積一条請取方之首尾相成候間九ツ時退出、善積へ云々引合八ヨリ重邸へ罷出首尾合申上候、又小家へ差越善積へ面会旨趣承り候、

一今晚京ヨリ飛脚着十一月廿七日立、

同 十四日、

一四時出殿、島津壬生馬一条云々御沙汰ニ付、御馬預伊十院弥右衛門へ達置候、八後御前へ被召罷出善積〔伊半田尚平〕・藤井一条ニ付云々申上置候、今晚宿衛、〔野田臣〕

一今日江戸ヨリ急飛脚着、十一月廿六日立、

同 十五日、

一八ツ後撰州〔善入撰筆〕へ差越、小松家へ今晚藤井・善積一条決着、

藤井へ篤ト議論よふく安堵、明後日出立之筋相決ス、

同 十六日、

一八ツ後重邸へ参上、兩人首尾申上、且今日は(島津齊彬)順聖院

様御忌日故御廟所へ参詣、心祈丹誠ヲ凝シ大事云々

(島津久光)

泉公へ奉願候処、別而克御都合御深意段々承知仕、感

激落涙嗚呼難尽言語、今夕御式夜ニ而罷出、小家へ参
上談大事、

同

一四ツ時出勤、今晚宿衛、小家今日重邸参閣云々嗚呼々々、

「右文久元年十二月十六日迄記事原書ヲ欠ク、

以下文久二年三月十六日以後ハ原書存シ其ノ表テ書キ左ノ
如シ、

〔表紙〕

文久二年壬戌

三月十六日

日記

大久保氏

三月十六日、晴、

今日

和泉様二丸より御出立ニ付鶏鳴出殿、四ツ前〔島津茂久〕大守様
 被為入、御一門方・御三役 御目見相濟、御出、水上
 横井御二度〔午食ノ通儀〕五本松御休、苗代川江七時過御着、
 一於御仮屋毎之通鶴之舞〔朝鮮舞〕・亀之舞之式有之、

三月十七日、晴、

今日六ツ時

御立

右之通御休ニ而七時御着、

一今日御先番ニ而七ツ過出立、市来湊ニ而昼飯たべ八ツ
 時向田江着、今夕宿衛、

一於御仮屋万歳之式例之通、

一自 御庭千台川網引〔川内〕 御覽有之、

三月十八日、晴、

今日六ツ半 御立

右之通諸所御休ニ而七ツ過阿久根へ御着、

一表方へ御酒被下之、

一今日は御供ニ而西村瑞□宅江宿ス、

一今夕吉仁〔吉井仁左衛門〕・海武〔奈良原喜左衛門〕・奈喜士〔海江田武次〕入来、

三月十九日、

今日六ツ半 御立

右之通諸所 御休ニニ而出水江 御着、

一今日御供 御飯屋へ罷出直ニ退出、楠元宅江旅宿、早〔七〕

崎氏当所紙屋へ被参居、八ッ後参候様申来差越、七ッ

過小松家旅宿へ差越帰宿、

一今夕久泰一条ニ付奈喜士入来、五過ニ帰、又藤井氏当〔久木山繁藏〕

所藏方勤ニ而被参居一剋見舞有之、〔助市〕

三月廿日、

今日七ッ半 御出立、

出水御立 老里半老丁七間

米之津御茶屋 御小休

老リ拾七町五拾六間

笹原 御立場

二リ

水俣 御休

老リ半

貫村 御小休

宮原敬之助

老リ

貫峠 御野立

老リ

湯之浦 御立場

老リ 宮嶋善之助

佐鋪〔敷〕 御泊

一今日御先番七ッ時出立、

三月廿一日、晴、

一御目覚曉七ッ半時

佐鋪御立六ッ時〔敷〕

式拾六町計

佐鋪峠〔敷〕 御野立

老リ半計

田之浦 御小休

二十丁計

赤松峠 御野立

老リ余

二見村

御立場

百姓寿助

老リ四丁

日奈久

御休

二リ

高田村

御小休

二リ

八代

御泊

一今日昼後より雨 御供ニ而日入前着、

一今夕岸良士^{〔七之丞〕}入来、

豊福村

御立場

三角屋清藏

一里拾丁

古保里

御立場

北郷惣左衛門

老リ

川尻

御泊

右之通諸所 御休ニ而日入前 御着、

一今晚五ツ過肥藩川上^{〔河上〕}彦齋・青木 入来、是非逢度と之

事候得共、供頭へ御逢可被給申入不逢候事、

三月廿二日、雨、

一今日六ツ半八代 御立、

二リ

種子山

御小休

小田貞之進

小川

御休

一里拾丁

三月廿三日、晴、

御目覚七ツ半時

川尻六ツ半時

御立

老リ半余

熊本入口

御小休

老リ余

松田亦右衛門

同所出切

御小休 荒木新藏

川床村

御立場 木場栄右衛門

巻リ四丁

巻リ

御馬下村

御立場 亦木直三郎

上坂下村

御小休 江副清左衛門

巻リ

巻リ式拾八丁

植木

御休

南関

御休

式リ

式リ

木之葉町

御小休 柏原源八

原之町

御小休 松尾伊兵衛

巻リ半

式リ

高瀬御泊

瀬高

御泊

右之通諸所御休ニ而七ツ時分

右之通諸所御休ニ而七ツ時分瀬高へ

御光着、

御光着、

一今日御先番にて暁七ツ半出立、中途歩行等いたし八前

一今日泊明にて御供いたし候、

高瀬へ着いたし候、飯給へ御本陣江出勤宿衛いたし候、

三月廿五日、雨、

三月廿四日、陰昼後少々雨、

一瀬高御立、

一御目覚六ツ時

御目覚六ツ時 御立六ツ半時

高瀬六ツ半時 御立

二リ

巻リ余

一羽犬塚

一リ

一一条町 御休 はたご宜しく香々名物

二リ

一府中

一リ

一古賀御茶屋

二リ

松崎 御泊

今日右之通御休ニ而七ツ時

御光着、

一御供也、

三月廿六日、晴、

一松崎 御立御定剋、

一リ半

乙隈 御野立

一リ半

山家 御休

一里式拾丁

西山村 御立場

一リ半

肥前屋長左衛門

内野 御立場

二リ七町

天道 御立場

一リ

飯塚 御泊

右之通御休ニ而七ツ過御光着被遊候、

一今日御先番にて九ツ当所江着、宿衛、

一高崎〔正原旧名〕左太郎子今日被致着候由ニ而於 御本陣逢候、御

国元形行承候、

一〔次右衛門〕尊父老ヨリ御書高子より届承候、吉左右可祝、〔税所書三〕税喜よ

一〔左衛門・舊旧名〕封同断、

三月廿七日、晴、

一御目覚七ツ半時

飯塚六ツ時 御立

沓リ式拾五丁

小竹 御立場

沓リ半

直方 御立場

沓リ六丁計

木屋之瀬 御休

沓里

石坂 御立場

二里

黒崎

右之通諸所御休ニ而大鐘時分(午後六時) 御光着、

三月廿八日、雨、

御目覚七ツ半、

黒崎六ツ時 御立

沓リ半

大倉村 御立場

沓リ半

龍徳屋兵太郎

庄野小兵衛

茶屋貞治

小倉 御小休

沓リ半

大里 御休

御渡海

下之関

御泊

右之通諸所御休ニ而七ツ前下之関江首尾克被遊御光着候、

一大里九ツ過 御光着之処、風雨ニ而暫時は六ヶ舗模様

ニ候処、七ツ前平和相成候、

一今夕奈良原・吉井・松方⑤助左衛門子入来、白石兄弟⑥正一郎・波江野⑦体右衛門も

入来、

三月廿九日、晴、

一今日御滞在、

一出勤前小松家・中山江差越〔仲左衛門〕

一中山江云々之訳有之論判いたし候、

一昨夜白石正一郎より一封落手、愈諸藩士浪人切迫追々

出坂大事之勢顕然たり、此一条於御国元聊憂ふる処にて、屢小松家中山江示談、終ニ激論ニ及び候訳も有之、且建白ニも及び不敬を顧ス顔を犯し候時宜ニも至り候得共、実に至誠之貫キ得ざる故言行はれス一身を恨外無之、然るニ当所まで出懸候処前条通現事差見得黙止かたく、今日幸宿衛ニ付切に建白ニ及候処、云々出坂被仰付小松江談合可致 御沙汰ニ付、寸時旅宿へ差越則舟都合等手当相成候、亦々出勤形行言上中山江代合退出、

一岸良士入来、段々及論談候、

一今夕風雨ニ相成出舟不相叶候、

三月卅日、雨、

一今朝随分平和相成出舟いたし候段届申出六過乗船、船仕舞ひま取四過出舟、随分追手ニ而昼之内十里余走り、夜之内上之関を過キへぐり嶋迄着、

四月朔日、晴、

関より四十里位

一へぐり嶋へ汐かゝり北風強く迎も出舟不相調候、

残花

さき出てゝ時をまかはず散はなの

いろこそ道の守りならめや

さき出てゝ散行はなはなかゝりに

時をまかわぬ色香ならずや

七ツ時分少々平和相成解纜候、亦々夜半汐不宜又ハツ

ハト申嶋へ汐かゝりへぐりより拾里位

四月二日、晴、

又ハツハ出舟七八里走り五ツ比より雨になり候、九ツ時分に亦又もやみなぎに相成候、七ツ時分御手洗近辺江汐不宜汐かゝりいたし候、暫時上陸風呂へ入候、直ニ乗舟大鐘比出帆、夜四時分入江イチト申処江汐かゝりいたし候、

仰ことかふふりて難波に赴ける舟中にて

君かため砕くこゝろはあら磯の

岩間にあたる浪は物かは

四月三日、陰、

今日ハ順風不宜六ツ半入江出舟、九ツ比備後鞆前を漕
通り候、昼後順風宜四五里位走り、七ツ時分讃岐金毘
羅前相過高松城遙ニ見得候、暮前汐不宜備前下ツイト
申処江汐かゝりいたし、しはし上陸風呂江差越候、随分
繁華之場所ニ候、五ツ前出舟上戸嶋前辺にて夜明候、
上下嶋より十里位なり、

四月四日、陰、

夜明わたり景色無申計、遙ニ八嶋壇之浦を跡に見なし
頗る感懐、

天か下春をしめたる花にして

やかて矢島の秋の夜の月

今日風無之七ツ時分播州室前を過キ、姫路前辺にて夜
ニ入小島へ汐かゝりいたし、九ツ時分舟を出し候、
此日赤穂の城を遙に見て

此城の根に居りたる大石の

動かぬ道を世にてらすかな

四月五日、雨、

今暁より風雨にて淡路島辺帆を掛候得共、やかて風益
悪舖相成、明石手前へよふ／＼漕着汐かゝりいたし、
亦々少々漕出し明石へかゝり候、昼時分より平和相成
そろ／＼舟を出し一ノ谷前を過候、

千代を経しみとり松原一ノ谷

魁し名の色添にける

やかて帆を揚兵庫和田の原を過キ、兵庫前伊丹辺を過
しハ既ニ日も入相に相成候、夜入五時分着坂いたし候、
〔千兵衛〕
加藤江引合候処堀子過刻 御中途江差向出帆之由承候
〔仲左衛門〕
〔定宿土佐堀ニ在リ〕
〔甚 助〕
今晚寅屋江着候、加藤・伊十院参候、

四月六日、晴、

今日早天御留守居へ罷出、四ツ時出帆伏見江差向候、
夜入前伏見江着候、則御飯屋江差越候処、弥右衛門其
〔本邑〕

外〔西郷実名〕〔森山〕〔村巴〕大島・森・村三士外出にて兼春江一宿、四ツ時帰館
故則差越候、彼是京地模様等承別而大機會ニ而候、且
大島江少々議論有之候処、一盃振はまり故先ツく安
心いたし及鶏鳴候、

四月七日、晴、

今九時分打立帰帆天氣宜格別之景色ニ而候、八幡江参
詣心願を凝し候、尤狐渡りと申処より上陸、橋本江下
り乗舟いたし候、七ツ時分着坂いたし候、今晚則舟手
当いたし大蔵谷之様差向候処順風宜舖候、

四月八日、

今日八時分大蔵谷へ着舟、未

御着無之七ツ時分 御着、堀氏未滞り居候、御先江被
参候間段々咄承り、且大島一条承知故云々申置、奈良
喜士入来、〔有村武次〕有武子入来云々承、大鐘時分堀子江鳥渡逢
否承候処、不分明則小松家江差越云々、帰懸堀子行逢
旅宿江同伴云々論し候、

御本陣江罷出候処既ニ御引ケニ而候、

四月九日、雨、

今日御供六ツ前出勤、六ツ半時分
御立、七ツ時分兵庫江

御着、大島風与参り云々心中々難堪候、尤森・村等
も参有村宿江参居候、篤と申含候処従容として許諾、
拙子も既に決断を申入候、何分右通にて安心ニ而無此
上、則

御前江相伺候処、〔奈良原〕〔海江巴〕奈良・海江・拙子同船大坂ノ様廻舟
可致

御沙汰ニ而候、今晚舟都合致候得共順風不宜出帆不相
叶、拙者旅宿へ一宿、

四月十日、雨、

今日大雨にて候処、四ツ後晴上り直様出帆いたし候処
八ツ時分着舟、尤上陸不致御届申出候様承知故、則帯
刀殿江届申出候、大鐘時分御用ニ而罷出候処、今晚中
出帆候舟有之候ニ付、乗舟いたし御国元之様帰帆可致
承知、

一今晚中舟仕舞不相調、

四月十一日、晴、

今日四時分出帆ニ付本船江三子乗付、拙子共三人相送り候、其段帯刀殿江届申出候、

一拙子大島一条ニ付而は、初御請合申上置候趣有之候ニ

付、帯刀殿江申出候趣有之出勤差扣候、

一吉仁・海武・奈喜・本彌旅宿江入来、

一今晚又本田入来、岸良同断、

四月十二日、晴、

四前林休子入来、又橋口壮介子入来、引統海武・吉仁

入来、

一九過谷愛子入来、帯刀殿より云々御達之趣有之、承知

いたし直ニ出勤、今夕泊番相勤候、

四月十三日、雨後晴、

今日大坂

御立六ツ過御乗船、暫時雨強ク候へ共昼時分より晴上り、暮前 御都合克 御着伏、

四月十四日、晴、

四時出勤八後退出、今夕林休・加十暫時入来、奈良喜子入来、

四月十五日、雨後晴、

四時出勤八後退出、今夕本彌子一刻入来、

四月十六日、晴、

今日七ツ半 御供揃ニ而京都錦御邸へ御立寄、巳刻陽明殿江 御参殿、今晚八ツ過 御供揃ニ而 御立、明方伏見江御帰館被為在候、

一今日中山様正親町三条様ニモ 御同席之様被奉伺候、

暫時御帰殿 御参内ニ而、亦々 御両所様共 御出被

為 在候、

一岩倉少将殿ニも御出之由、

一 御酒御着於

御前被下候筋ニ而、賜候との事ニ而いたゞき候、

一 兩度御膳被下候、

一人形一・御色紙二枚御筆被下候、

一 今日御地廻御行列故 御跡乗相動候、

四月十七日、晴、

浪士共蜂起不穩企有之候処嶋津和泉取押置候旨(久光)

叡感不淺被 思召候、先以於

御膝元不容易儀発起有之候而は、被惱

宸衷候ニ付、和泉当地へ留置鎮靜有之度旨被 思召

候事、

右昨日御両所様より御達相成候由、御供奥向表方へ拝

見被仰付候、

一 右ニ付今日八時御供揃ニ而御上京被 仰候、

一 八ツ半時御地廻御行列にて御立、七ツ過錦御邸へ御着

被遊候、

一 今日御先番にて九ツ過打立御邸江着、今夕泊番、

一 昨日之御次第今夕 御直ニ奉承知候、

四月十八日、晴、

一 六ツ半 御目覚八ツ後退出、

一 岸良罷下候ニ付旅宿へ差越暮帰宿、今夕本田子入来、

四月十九日、

一 四時出勤、八前下坂被仰付候、八後退出相仕舞、七ツ

時伏見江着、高道江宿いたし船都合ひま取暮前出舟、

淀辺にて夜入七ツ時大坂江着舟いたし候、加藤処江宿

いたし候、

四月廿日、

一 早朝柴山・橋口江引合候、左候而有馬(新七)・田中(藤次)へも同断

其上田河(田中河内介)・小彌(小彌彌若衛門)兩人江引合談論数烈にて被帰、亦橋口

相扣云々之首尾にて大抵大鐘時分比出舟いたし、桜之

宮辺にて夜入伏見江へ曉天着いたし候、

四月廿一日、

一早天伏見高道江着、朝飯たべ四ツ時京着いたし候、早速形行言上仕置候、今夕泊番、

一八後御物見江被為入候、今夕五ツ時 御寝、

四月廿二日、

一六ツ半 御目覚、

一八後退出、今日御国元江飛脚被差立、紙包三ツ書状卷通差出候、外ニ税所江^(喜三左衛門)彦通紙包一ツ本田彌士^(親雄)入来、

四月廿三日、

今日四時出勤八ヨリ退出、八後吉仁同道知恩院見物いたし、会々堂へ立寄集たへ日入前罷帰、

一今日変事到来、高崎左太郎子入来之由故直ニ出殿、詠は大坂江滞留之浪人並ニ御国江戸亡命之人数、守衛方之人数三四十人申合、所司代江切入之企ニ而、今朝大坂出帆いたし、右注進として高子駈着られ候、則

上意打ニ致し候へと之事ニ而、左之人数伏見をさして

被差出候、

鈴木勇右衛門^(重高) 大山格之助^(綱良) 奈良原喜八郎^(繁)

道嶋五郎兵衛^(正邦) 江夏仲左衛門^(宗孝) 山口金之進^(直孝)

森岡善助 上床源助

右打手ニ而候、直様出立日入前、

一九ツ時分ニ而も候哉、山口金之進重創を蒙りながら駈帰り、只今有馬新七^(正義)・田中謙助^(金助)・柴山愛次郎^(道隆)・橋口壮介^(兼徳)・橋口伝藏^(分右)・弟子丸龍助^(永徳)・森山新五左衛門等都而打すまし候段演説、則形行遂言上候、別而

御満足ニ而候、

一山口申ニハ右人数ハ切伏セ候得共、跡浪人且御国人数取鎮として、喜八郎折角相働候得共、承知候体無覚束

候ニ付、早々諭解之ため御差出相成度との事故其段も申上候処、小生奈良原喜左衛門^(喜)・海江田武次^(信義)・吉井中助^(安)同道ニ而差越候様奉承知候、則差急候処中途ニ而喜

八郎子など江行逢もふハ跡さし支無之、一同安心相成候との事ニ而候、尤すへて同道ニ而参候、

一其場之次第ハ初打手一列伏見江着、則彼等挙動相伺候

処、京橋近辺茶屋江上陸、一同既ニ打立之用意之由間

之注進有之、打手一列勇ミ進んで差越、有馬新七・田

中謙助・橋口傳藏・柴山愛次郎呼出シ、二階より下り

上意之趣申聞自殺相進め候処、中々承知之体無之候ニ

付、上意ト呼懸先太刀道嶋相始候由、夫より一同拔列

及争戦、終に四人を切伏セ続て弟子丸龍助・森山新五

左衛門・西田直五郎

等走付抜懸り候ニ付尽ク切伏セ候、

一右之外残り人数且浪人之処、全奈良原喜八郎神妙之働

ヲ以取鎮候、各二階江罷居候ニ付刀を投捨、大肌抜に

て抜身持たるなか江立ふさかり、決而御騒被成候事に

無之、次第ハケ様々々之訳候間、静り被成候様詳細申

含候処、何れも必死を約したる者共に候得共、奈良原

終に屈服せしめ候次第感入に堪えず候、

一右ニ組し候人数左之通、

- 大山彌助 (感)
- 是枝萬助 (景)
- 柴山龍五郎 (勇)
- 吉田清右衛門 (清甚)
- 林正之進
- 深見休藏
- 有馬休八
- 岩元勇助
- 谷元兵右衛門 (道之伯色)

岸良三之丞 橋口吉之進 篠原冬一郎 (國陸)

吉原弥二郎 (重俊) 三島彌兵衛 (通勝) 西郷真吾 (從進)

河野四郎左衛門 森 真兵衛 町田六郎左衛門

○伊集院直右衛門 (兼寛) ○永山萬齋 (弥一郎) ○木藤市之介

○坂元彦右衛門

右丸星之人数江戸より亡命之人数ニ而候、外ハ守衛方

に而候、

一浪人人数左之通、 田中河内介 (殺敵) 青木頼母 中村主計 (重善)

右京都 海賀宮門 (重求)

右秋月 右秋月 (保臣) 真木和泉守 (道武) 同 菊四郎 (重威) 酒井傳次郎 (重威)

鶴田陶司 (道徳) 原 道太 (重徳) 荒卷平太郎

右筑後久留米 右筑後久留米 古賀管二 (裕利) 中垣健太郎 (幸雄) 吉武助左衛門 (信善)

淵上謙三 (裕利)

右同

右同

右同

宮地誼藏(正寛)

右土州

富田猛十郎(通信)

池上隼之介

右佐土原

一 右大坂より暴発之人数、

河内介伴田中左馬介(兼忠) 同人甥千葉郁太郎(徳池)

土州

重松緑太郎 僕式人

右追而参候人数、

一 山口一(金之進、直秀)左右にて何分跡取押之義六ヶ敷候ニ付、誰そ差

越鎮撫いたし可然と之事ニ而、其段形行細々及言上候

処、早速奈良原・海江田同道、小生江差越候よう被仰

付直様駈付候処、中途にて右人数江行逢、尤喜八郎よ

り細々形行承候、則亦出殿細々申上候処、右人数先ッ

御長屋江召置候様被仰付候、依而七番御長屋江被召置

候、

一 右同意一味之御国守衛方人数、江戸亡命人数一緒に被

召置候得共、別御長屋江被移候、

一 今夕終夜大混雜夜明ヶ候、

一 即晚右之人数御切米拾石御感状被下候、

同 廿四日、

一 今朝浪人江面接被仰付、田中河内介江引合及議論候、

返答ハ真木和泉など談合可及返答と之事也、

一 今日亦秋月藩海賀宮門より、堀並ニ吉井中助(友実)・小生江

面会いたし度と之事故同道、海賀江面会いたし議論云

々、

一 今日も終日通宵詰通し、

同 廿五日、

一 今日海賀より小生・中助子江面会いたし度申来、則差

越逢取候、彼方田中・真木等談合之趣有之云々承知、

詳細曲折弁論ニ及ひ候処大抵安心之模様也、

一 今日詰通し也、

同 廿六日、晴、

一今日も同断詰通し也、
一廿三日上意打之人数、

即死

道嶋五郎兵衛(正邦)

奈良原喜八郎(繁)

薄手
少し深
同

山口金之進(直秀)

右於御殿養生方被仰付候、

少し深
薄手

江夏仲左衛門(栄孝)

右於御長屋養生足輕兩人被召附候、

重創

森岡善助

薄手

鈴木勇右衛門(重寛)

右於伏見養生方也、森岡義既ニ危篤之由候得共次第に
快方ニ而大幸也、

大山格之助(綱良)

鈴木昌之助

上床 源助

右無疵、

同 廿七日、

一今日は浪人御処置、且浪人一味御国人数凡而御差下相
成候、

一浪人者田中一列、海賀二ツニ割、御国人数も二ツニ分
チ、今晚被差下候、混雜無申計候、今日も同断詰通し
也、

同 廿八日、晴、

一今日真木一列大坂江被差下候、凡而浪人引払当座静謐
相成候、今晚は久々振退出、

同 廿九日、晴、

一今朝高崎猪太郎子(五六旧名)・吉中子入来也、四時出勤八ツ後退
出、

同 卅日、晴、

四時出勤、八後退出、

一於関東市橋公・越公・尾張公・土佐侯御慎解ニ相成候
由吉左右承知、

〔久遠百朝彦〕
一粟田宮様・近衛様・鷹司様等御慎解今日被 仰出候由、

実ニ今日は千載之一日昔年之苦心一時解積、言語之及
処にあらす、

一今夕吉中・本彌〔本巴〕〔伊地知熊石衛門〕・伊龍子〔伊地知熊石衛門〕入来、心祝いたし候、

五月朔日、雨、

一四時出勤、今日泊番也、

同 二日、陰、

一今日八ツ後退出、大鐘時分堀子江差越同道、四条辺寛
步噲々堂江差越、跡より本彌〔本田親雄〕子入来、今晚堀江差越、

同 三日、陰、

一四時出勤、八時退出、

同 四日、陰、

一四時出勤云々談判有之、草稿相認一書出来入 御覽、
今日大鐘時分より正親町三条家江中山同〔仲左衛門〕道参殿、拜謁

被 仰付夜入五ツ時退出、又中山江立寄堀も入来、段々及談合候、堀は今日中山家江差越候、
〔忠能〕

同 五日、晴、

一四時出勤、八後退出、中山江差越、帯刀殿〔小松〕、堀入来、
節句祝いたし候、

同 六日、

一早朝中山同道正親三条家江差越、御目見被仰付候、亦
中山家江差越、拙者岩倉家江参殿、御目見被仰付段々
押切而建白仕候、早速出殿言上、又 御書正親町家江
持参田中大進江相渡候、八後中山江差越御用談、大鐘〔午後六時〕
時分帰ル、岩下氏入来被帰夜入堀入来、中山正親三条
家江差越、今日御左右承知出殿ニ付直様堀同道出殿、
亦中山江差越、今日御評決愈事成候也、可祝々々、

同 七日、晴、

一四時出勤、八後退出、寸剋小河子入来、大鐘時分出勤、
〔彌右衛門〕

堀泊ニ而候得共、岩倉家江差越候ニ付其内相勤也、五時堀出勤故退出也、

同 八日、陰、

一四時出勤、八後小松家江一剋差越又出殿、

一今朝工藤左子入来、本田・吉井・伊地知入来、(村山下餘變名)波江野(休右衛門)

一正親町三条家より参殿仕候様申来晚景より参殿、今晚四時過 御退殿、御 目見被仰付云々承候、実ニ

行奉伺置候、尤伺通被仰付候、
皇国之大慶也、九時過退出、又々暫時出殿ニ而帰ル、

五月九日、晴、

一今日左之通御発相成候、

当月中旬大原三位様(重徳)関東江為

勅使御出立ニ付、同日

和泉様ニも当所

御発駕可被遊、御出府旨被遊

御承知候段

御沙汰被為在候条、可承向江可申渡候、

但御日限ハ追而

御沙汰可被為在候、

五月 御家老座

次書略

右夜前近衛家より御達相成候、可祝々々、

一今夕本彌・吉二・林休・加十など入来、(本巴)(香井)(休左衛門)(加藤十兵衛)堀子(伊地知貞繁)遅方入来

云々、

五月十日、晴、

一四時出勤昨夜岩倉家より、今度 御出府御差留御内評

之趣有之、今晚銘々手分いたし拙子中山家江参殿、云

々一盃言上先克御都合也、

五月十一日、晴、

今朝中山家江参殿云々御請合宜敷、夫より出勤云々言

上、今夕宿直也、

五月十二日、晴、

今日泊明八後退出、小松家江差越、堀泊名代として一
剋出勤五時退出、

五月十三日、晴、

夜前近衛家より御書附御渡相成候由、於御前拜見仕
候、亦々云々評議有之、今日銘々議奏衆陽明家等江參
殿、拙子三条家江晚景より參殿、先克都合也、夜入過
退出、則出勤云々言上仕候、又々中山江差越候、

五月十四日、晴、

一今四時出勤、今岸良七之丞着、
尊書且稅所一封相達、御国元直左右承安心仕候、八後
小松家江立寄堀子江差越、七之丞も參居承候、暮時
分又々出殿、明日陽明家御參殿申来候、四ツ時帰、

今日

五月十五日、晴、

四過御供揃ニ而御參殿御扣席江御着座、暫あつて御

対顔、暫時御引入ニ而御料理御頂戴、又々御休息所

にて御対顔、尤中山大納言様・正親町三条大納言様・

岩倉左中將様御入来、拙子共堀・中山罷出候様被仰付

三人共罷出候、段々大事之御評議被為在、実ニ冥加共

何とも難申次第也、今日申半剋比御退出、

一今日は御先番相勤、御立前御先江罷帰泊番相勤候也、

一今日江戸より飛脚到着、越前公御相談役・会津侯同断、

一橋公・尾張公御懇之上意被為蒙候由、

一久世並若年寄加納遠江守、大目附大久保越中守上京被

仰出候由、

右於御前拜承仕候、誠ニ多年之本懐達候と可申、右

拝写被仰付則

陽明殿江御書被遣候、

五月十六日、晴、

今日於御前関東模様相替候付、評議いたし云々相決
八ツより退出、

一 今日林休左衛門江下関米一条、大坂金談一条於宅云々
相托候、波江野も参候、

一 岩下氏も入来、承知之趣云々相達置候、

一 暮時分より正親(町脱カ)三条家江参殿五ツ時退出、(弥右衛門・親雄)本田彌子所

へ立寄候、(岩下佐次右衛門)岩佐州も入来、

五月十七日、陰、

一 四時より又々陽明家江 御参殿御先番相勤候、九ツ時

分より御休息所へおひて 御対顔、暫時あつて御扣席

江御引入御料理・御酒御頂戴、やかて

御対顔、申刻比 御退出、

一 拙子共江御料理・御酒被下候、

一 今夕本彌子・吉二子・奈良原喜八子入来、(兼)

五月十八日、雨、

一 四時出勤、

一 出勤前堀子入来、岩倉家より又々云々ニ付書附相認候
(仲左衛門・伊地知貞親)

而、九時分より正親町三条様江参 殿、神谷主殿江一
(実親)

封託置候、又々出 殿、八後小松家江差越罷帰、山田
材子一剋入来、海江田入来、今夕五時より出 殿、岩
倉より云々の義有之堀より問合有之、明朝堀両卿江参
殿之筋也、

五月十九日、晴、

今五時より大徳寺

御代参相勤候、九時出殿、明日帯刀殿御取次にて御差
(小松)

廻御用承知仕候、

一 波江野差立候、北條江被下候金三十兩相渡候、八後波
(林右衛門)

江野参ル、吉中子も入来、

一 今晚中山三条家江参殿之処御不快、御面談不相調、

五月廿日、

一 今朝中山家江参殿、弥廿二日

勅使御下向

三郎様御出立、且久世御差留之儀推而及歎願候、
(島津久光)

一 今日御用左之通被仰付候、

一 御小納戸頭取

一 勤方は迄之通、

大久保一蔵

右は未年功は無之候得共別段之

思召を以右之通御役替被

仰付、御役料金は迄之通被下置候、

五月

御家老座

右之通被仰付候、誠以難有不堪恐懼、

一 御側詰にて

一 御側役兼務

小松帶刀(清藤)

御用は江戸御家老座江相勤候様、

一 御納戸奉行

一 御小納戸頭取御小納戸兼務

中山中左衛門

一 江戸御留主居

京・大坂江相勤候様、

堀次郎

一 御供目附

一 御広敷番頭

海江田武次(信務)

一 御留主居附役兼務

本田彌右衛門(親雄)

一 御供目附御留主居附役

吉井中助(友寒)

一 御供目附

奈良原喜八郎(榮亭)

一同

江夏仲左衛門(栄亭)

右定供本之通、

一 明日弥御立出之御発相成候、

一 今日小松家江谷川家江御礼廻いたし候、今晚は小松家(次郎兵衛)

江一刻さし越、中山氏江差越共ニ祝いたし候、

五月廿一日、陰、

一 今日四ツ時出勤、八ツ時より長州江御使者相勤又々出

殿、七ツ時分退出、仕舞方いたし及混雑候、

一 小河子其外藤井良節入来也、

五月廿二日、陰、

一五ツ時御立御邸

忝リ計

蹴上 御小休

弓屋八郎兵衛

忝リ半余

追分 御小休

有川市郎兵衛

忝リ

大津

忝リ半六町

鳥居川御立場

鍵屋庄兵衛

忝リ六町

草津

右之通諸所御休ニ而七ツ時過被遊 御光着候、

一勅使大原左衛門頭様(重徳)ニも被遊御発足候、大津御泊也、

五月廿三日、晴、

一七ツ半 草津御立

忝リ半

梅木村 御小休 織田彦十郎

忝リ七町

石部 御立場

御本亭 三代寺小右衛門

忝リ六丁

田川 御立場

植木屋庄右衛門

忝リ半六丁

水口 御休

忝リ半

大野 御立場

小畑屋栄之助

忝り拾一丁

土山 御立場

御本亭 土山平十郎

忝リ

猪之鼻 御立場

中屋武右衛門

坂之下 御泊

一七ツ過被遊御着候、

一 今日も御供にて暮時分退出、堀子今夜出立ニ付差越候、

五月廿四日、晴、

一 御目覚六ツ時

坂之下 駅六ツ時 御立

沓リ半

関 御小休 川北休左衛門

沓リ半

龜山 御立場 樋口太郎兵衛

式リ

庄野 御休

式拾五丁

石薬師 御立場 岡田市左衛門

沓リ式拾七丁

追分 御立場 鍵屋長太郎

沓リ

四日市

右之通諸所御休ニ而七ツ過被遊 御光着候、

一 今晩泊にて七ツ半打立堀子同道、八ツ時分四日市江着いたし八過出勤、

五月廿五日、雨、

一 御目覚六ツ半時、

四日市五ツ時

沓リ

富田

沓リ四丁

小向

沓リ四丁

桑名

右之通御休等にて八時分被遊

御光着候、

一 勅使大原様被遊御同宿

(島津久光)

三郎様御見舞被為在候、御供相勤候也、

一 今夜半京より飛脚本田より書状問合着、今夜高崎・吉

井入来、

五月廿六日、雨、

桑名 六ツ半 御立

川御登り 三里

佐屋 御小休 岩間権右衛門

沓リ九丁

神守 御休 猪飼猪三郎

二里

岩間 御小休 御本陣 武藤平八郎

二リ九丁

宮 御泊

右之通御休ニ而七ツ半御着被遊候、今夕吉井入来、

五月廿七日、陰、

今日六ツ半宮 御立

沓リ半六丁

鳴海 御小休 下郷良之助

前後 御立場 辰巳屋忠三郎

沓リ拾弍丁

池鯉鮒 御休

沓リ三拾丁

大浜 御小休 高井善兵衛

弍リ

岡崎 御泊

右之通諸所御休にて七ツ時被遊

御光着候、

一今晩帯刀殿同道

大原様江伺御機嫌参殿、御目見被仰付寛々御嘶拜聞

仕候、

御扇子

御盃

拜領被仰付候、(中左衛門)尤中山も参ル、四時御暇仕候、

五月廿八日、陰、

一御目寛六ツ過、

岡崎 御立五ツ時

沓リ半

藤川 御立場 御本亭 森川休左衛門

沓リ

法蔵寺 御立場 鈴木新ノ助

沓リ九丁

赤坂 御休

式リ式拾四丁

伊奈村 御立場 加藤彦助

沓リ拾六丁

吉田 御泊

右之通諸所御休にて七ツ前被遊

御光着候、

一今泊番、

五月廿九日、晴、

六月朔日、晴、

御目覚六ツ時、

御定刻 御立

浜松

式リ八丁

池田 御小休 上 平野太郎兵衛 下 市川伊平次

二リ

見附 御立場 御本亭 神谷三郎左衛門

沓リ半

袋井 御休

沓リ八丁

原川 御立場 伊藤又左衛門

掛川 御立場

御本亭 沢野彌右衛門

一リ廿九丁

日坂 御泊

右之通諸所御休ニ而七ツ半比被遊

御光着候、

一今晚谷村氏^{〔愛之助〕}入来、

(六) 五月二日、晴、

六ツ半 御立

日坂 御立

沓リ式拾四丁

金谷 御小休 佐野佐次右衛門

沓リ

嶋田 御小休

御本亭 置塩藤四郎

式リ八丁

藤枝 御休

沓リ式拾六丁

岡部 御立場

内野九兵衛

四リ九丁

鞠子 御泊

右之通諸所御休ニ而大井川首尾克御越、七ツ過御機嫌
克被遊 御光着候、

六月三日、雨、

御立 五ツ時

鞠子

沓リ半余

府中 御小休 御本亭 小倉平左衛門

沓リ半

小吉田 御小休 稻葉孫右衛門

沓リ九丁

江尻 御休

沓リ式丁

興津 御小休 御本亭 市川新左衛門

一リ拾式丁

倉澤 御立場 川嶋勘兵衛

一リ

由井 御泊

右之通御通行ニ而阿部川等御都合克御越ニ而、七ツ半
時分被遊

御光着候、

一今晚高崎子入来、九ツ時分被帰候、

六月四日、雨後晴、

御目覚六ツ時、由井

御立 五ツ時

耆リ

蒲原 御立場 御本亭 平田休兵衛

一リ半

岩淵 御小休

耆リ廿二丁

吉原 御休

耆リ半六丁

柳原 御立場

波嶋屋 利左衛門

一リ半

原 御小休

植木屋 長左衛門

一リ半

沼津 御泊

右之通諸所御休、富士川首尾克御越にて被遊 御光着

候、

一今日御先番にて六ツ時打立、中山士・白尾士〔貞奔待医職〕同伴、原

辺より富士嶽八合位顕れ出候、今朝大風雨富士川渡之

時分ハ敵敷、しかれとも漸々はれわたり候、八ツ時沼

津へ着、七ツ時分前より出勤、今夕泊也、

六月五日、陰、

六ツ時

沼津 御立

耆リ半

三嶋 御小休 御本亭 樋口傳左衛門

耆リ半

三ツ谷 御立場 松 雲 寺

廿八丁

山中 御小休 宗 閑 寺

耆リ半

箱根 御休

耆リ八丁

畑 御小休 茗荷屋 畑右衛門

耆リ

湯本 御立場 米屋紋右衛門

式リ

小田原 御泊

一今日は六ツ時大原様江御使相勤、程か谷駅御泊急キ差

越候様被仰付、さし急ぎ此夕五ツ時致着、大原様江罷

出候、則

御目見被仰付、御口上之趣申述数刻御断等有之、八ツ

時退出、今晚は御本陣江泊り候、

六月六日、晴、

六ツ時御供揃次第 御立

小田原 御立

二リ

梅沢 御小休 松屋作左衛門

二リ

大磯 御立場 御本亭 小嶋三郎

廿六丁

平塚 御休

一リ拾丁

南郷 御小休

二リ余

藤沢 御立場 御本亭 蒔田源右衛門

一リ三拾丁

戸塚 御泊

七ツ時被遊御着候、

一今朝六ツ時程か谷出立戸塚迄着奉待候、堀も江戸より

着いたし吉井も跡より参候、今晚吉井直様出立候、

一御着直ニ大原様御口上之趣、且御書さし上亦々御返書

被下ヶ候間吉井へ渡、

六月七日、晴、

六ツ時挑灯御用意御立

戸塚 御立

二リ余

程か谷 御立場 刈部清兵衛

老リ九丁

神奈川 御休

式リ半

川崎 御立場

萬年屋半七

巻リ九丁

大森 御小休

山本休三郎

巻リ計

品川大仏前 御小休

半里余

御屋敷

右之通御休ニ而七ツ時御機嫌克被遊 御光着候、今晚

五ツ時退出〔高輪別邸〕

一山科兵部入来、岸良士入来、白尾氏も暫時入来候、〔吉井友実〕
〔七五五・兼巻〕

六月八日、陰、

四時出勤、

一今日五時御供揃ニ而常盤橋越〔春越〕前様御邸江

御出、八時御帰殿、

一七時退出、岸良・谷村被参堀子暫時入来、山科兵部入〔吉井友実〕

来、今夕奈良原喜八士も入来、〔繁〕

六月九日、晴、

四時出勤、

一四後より〔忠寛〕佐土原公御出大奥より御入御、錠口御通御扣

なしに而御座江御通り、御嘶、八後表江御扣御料理

上ル、又々御座へ 御出御吸物・御銚子差上ル、七ツ

半御退殿、

一七ツ後退出、岸良江暫時相嘶、

一中山次左衛門御側役江御役替、〔中佐衛門名〕

一大鐘時分より中山氏江差越、夜入過山科兵部より致出

勤候様申来出勤退出、又々山科入来ニ而候、岸良も参

谷村も帰懸入来、

六月十日、晴、

一今日四時出勤、

一木藤角太夫・谷村愛之助御小納戸江御役替、肝付万之

進・和田郷右衛門・中嶋健彦・田中八郎左衛門奥御小

姓一篇被仰付候、

一今日八後より堀同道、西向御邸へ立寄酔月楼へ出張、

長藩周布政之助(兼)・小幡彦七江面会、種々論談後及俗興

候、夜九ツ時分帰邸、

一愛宕山江登り暫時眺望絶景也、

六月十一日、晴、

一四時出勤、

一昨日

大原様御登城御対顔、御都合向別而宜敷由大慶也、

一今日泊番也、

六月十二日、晴、

一泊明也、

一八ツより退出、

一今日亦々西向江差越、堀同道、萬年屋と申船問屋江差

越候、長藩周布先來船用意有之乗舟、墨田川登り風景

可愛一亭江上陸、此処へ穴戸九郎兵衛(左馬之介)・小幡彦七外ニ

一人先來頗及暴論候、今夜九ツ前帰邸、

六月十三日、晴、

一四ツ時出勤、

一今日八ツ後佐土原公江参上、

御目見被仰付候、

六月十四日、晴、

一四ツ時出勤、

一今日脇坂侯江御出八前御帰殿、

一帯刀殿・中山・四本(助左衛門)・伊集院同道、村田屋古道具見ニ

差越、尤舟ニ而参候、拙者大原様江参上、段々頂戴物

いたし難有、暮過帰邸、出殿形行言上、

六月十五日、晴、

一四ツ時出勤、八ツ後退出、堀入来、

一今夕小松家江参上、中山・堀・海江田入来、段々議論

有之候、

六月十六日、晴、

一 今日四ツ時出勤、

一 飛脚京都より着、

一 大原様より御書到来、差上ル御返書持参候様被仰付、

又々 大原家江参上、明日御出立之儀云々、五ツ過罷

帰形行言上、

六月十七日、晴、

一 吉井参ル、出勤、早々出殿形行云々言上、

一 七ツ時御供揃ニ而

大原様伝奏屋敷江

御出、

一 中山同道、御先番、今日は御座末江兩人罷出候様御沙

汰ニ而罷出、御酒被下七ツ半御帰殿、

六月十八日、晴、

一 今日四時出勤、泊番也、

一 今夕五ツ過大原様より御書翰御到来、北川大膳御使也、

今日御登城御都合宜敷、越公政事総裁職御請相成候也、(松平慶永)

一 橋一事ハ些故障有之、

六月十九日、晴、

一 泊明也、

一 四後大原様江御書被進、御使相勤云々委曲言上也、七

時帰邸、御左右申上候也、

今夕谷村・川上(勲八郎)・岸良参ラル、明日岸良御用也、

六月廿日、

一 四時出勤、八後退出、岸良子江為祝儀差越候、表御小

姓ニ而新番勤被仰付候、

一 今日飛脚京江立候ニ付本田江問合出ス、

一 今夕高崎子入来、

六月廿一日、

一 四時出勤、八後退出、

六月廿二日、雨、

一四時出勤、八時より大原様江御使相勤候、尤云々今夕吉井入来、

六月廿三日、

一四時出勤、大原様より御書到来、八後より御使相勤帰懸堀江立寄同道帰邸、御前江形行申上、堀子止宿、

六月廿四日、

一四時出勤、大原様云々ニ付書付したゝめ方有之、八ツ後より堀子御使被相勤也、今夕泊也、
今夕御引後小松家江参上、

六月廿五日、

一八後退出、堀子入来、大原様形行承ル、晚景より堀・谷村同道歩行、海月江差越五時帰邸、

六月廿六日、

一四時出勤、八後退出、

一 早天吉中入来、昨日閨老板倉周防守・脇坂中務大輔(安宅)伝奏屋鋪参ル、一橋公一条御達之処何ソ將軍様御不承知之訳ニ而も無之、又家中なと人氣なとの事ニて、一橋

後見にて權威相付候得は將軍威勢(ツツ)、左候へは外藩より

一 橋公を云々之訳申立候由、仍之今一応考候上可及返答と之事ニ而相濟候由、早速形行及言上、何分今日罷

出尚亦形行承知之上臨機応変可申上と之旨被仰付候、
一 八後中山同道伝奏屋敷へ参 殿、然処今日は両閣老御

招呼之旨奉承知候ニ付、大幸と尊慮伺候上扱申上候へ、
今日は幸之折柄にて、万一御請不申上候ハ、閣老を

返し申ましく決心にて申上候、余程御振はまり夫程の
事候ハ、自分屹度可差はまりとて、やかて閣老参り
十分御決心にて御達之処、此ニハ御請宜鋪尤御請不致

候得は、只今変ニ及と之事も被仰付候由面色相変由也、
御請之方ニ勘考可仕と之事之由、

一 明日何分申上候賦也、

一 婦懸板倉用人山田江差越大議論ニ及候也、

六月廿七日、

一四時出勤、昨日之形行申上候也、

一山科江今日之都合間越候処、明日登城御断申上此御方

江御招呼之賦也と申来ル、

一堀子入来、

皇国之大慶無此上、昔年の變を散候心持也、早々御暇

早馬ニ而帰邸形行及言上、小松家江三人共差越、

六月晦日、

一今日四時出勤、

京師江飛脚被差立本田江問合出ス、

一八後汐留江差越、船といたし中山同道伝奏邸江差越候、

又々舟にて墨田川江出、尤小松家谷村同道也、早馬ニ

而帰邸、

六月廿八日、

一四時出勤、八後伝奏屋鋪江参殿、今日兩閣老参上之賦

候処御断ニ付、明日御登城被遊候様申来、於御前書翰

為御見被下候、則帰ル、

(七)
六月朔日、

六月廿九日、

一四時出勤、八後より堀・中山同道伝奏屋江参殿、実ニ

今日

勅使御登城御大事ニ而、御左右奉待候賦ニ而罷出候処、

早御下城有之則

御前江罷出候処、愈一橋公後見御請申上、頓と御安心

被遊候旨御沙汰拜承、実ニ難有

一四時出勤、今夕泊番也、

一今日 勅使御登城 勅答有也、

(七)
六月二日、晴、

一泊明也、

一今日

(島津久光)
三郎様自 公辺片山正真御腰物御拜領、御書附島津三

郎儀用事有之上京候処、浪人鎮撫之命を蒙り取押方行届、為骨折被下と之御趣也、

一 御庭於亀子御茶屋角力

御覽有之、逆銚江御記且千とせ川と改名被仰付、逆銚能取れ別而能都合也、

(七) 六月三日、

一 四時出勤、八時帰邸、八後

大原様御使暮罷帰、今夕奈良原子入来、

(七) 六月四日、晴、

四時出勤、

一 昨夜飛脚着

〔次右衛門〕 尊父君御翰・税所一封到来拾六日立也、皆吉家祖母君

〔番三左衛門〕 六月六日御死去之由、凶左右到来直ニ御暇退出いたし

候、

同五日、晴、

一 祖母君凶左右ニ付遠慮出勤不仕、

同 六日、

一 今日迄も同断、

一 八後山科入来、堀も入来、
(吉井友実) (伊地知貞徳)

一 市橋公御後見今日被 仰出、

七月六日、

御使

脇坂中務大輔 (安宅)
松平豊前守 (信義・龜山藩主)

徳川刑部卿殿 (慶喜)

右以

思召再相続被 仰出、一橋領十万石被進旨今朝被

仰出之、

御座間

御同人

右御登城

御対顔、今度

叡慮を以被

仰遣候侍

御後見被 仰出之

右同断ニ付、詰合布衣以上之面々江於芙蓉之間、老

中列座豊前守演達之若年寄中侍座、

右再相統一橋領十方石被遣旨御使を以被仰出 御登城

之上 御後見被仰出之由也、数十年苦心焦思せし事今

更夢之様心持、

皇国之大慶難尽言語次第也、

一京都江飛脚被差立本田江問合出ス、

七月七日、

一四時出勤、

一今日泊番也、

七月八日、晴、

一泊明也、

御目覚御仕舞平日之通、

一御国元江飛脚被差立、父君喜三殿江一封出ス、今日谷
村同道兩國辺江買物ニ差越夜ニ入罷帰也、
(祝所喜三左衛門・舊旧名)

七月九日、

一四時出勤、八後退出、堀子入来同道にて神明前辺買物

いたし、暮時分打立てノ家江立寄めしたへ帰る、
(料理屋)

一今日越公政事総宰職左之通、

今度以

叡慮被仰遣候ニ付、松平春嶽御政事総裁職被 仰付旨

被 仰出候、

七月十日、

一四ツ時出勤、八ツ後退出、

一小松家江参上、

七月十一日

一四時出勤、四ツ過御暇、

一越前江此節之御祝儀として御使相勤候、

一 今日は両公御出職之御祝儀御祝として、小松家・中山・谷村・堀同道汐留山崎屋よりして墨田川登り、大七楼江差越、景色奇妙実ニ天下ノ祝筵ニ而歎を尽し候、夕景月東阜ニ登り涼風颯々絃歌舞踏大愉快也、五ツ時分ニ而も候乎出船汐留江着九ツ帰邸、

七月十二日、

一 四時出勤、八ツ後退出、高崎子入来、今晚与谷子相噺候、

七月十三日、雨、

一 四時出勤、八後退出、
一 八ツ後奈良喜左子(浦)・海武子等入来、堀士入来、
一 大鐘(午後六時)時分より谷子・堀子同道
大円寺江参詣、曾祖父君御墓参詣いたし度、場所不相知相尋候処、不思議ニ見当り拜香仕候、

七月十四日、陰、

一 四時出勤、九ツ過退出、晚景より 大円寺参詣、堅道廓心居士御墓江参詣燈籠点し暮過帰、今晚木藤子・奈良原子入来、千とせ川も参、

七月十五日、

一 四時出勤、終日風雨、泊番也、

七月十六日、

一 泊明也、八後退出、
大原様江御使相勤候也、

一 明日 大原様江

一 橋公・越前公御出
三郎様も御出之賦候処、一橋公より御断之趣云々高家より申上候由、依而頻ニ御責申上、又々高家江御書御出ニ相成候、左候而堀も相呼談合、もし此上御故障申立候ハ、夫切

両公御出御断之筋ニ御書草稿迄したゝめ差上置候、六ツ過早馬ニ而罷帰候、則出殿形行言上仕候、

一 九ツ時山科參ル、高家之返事明日ならでハ難申上ト之事ニ而、明日ハ当座御所勞にて御断、返詞次第突切御断可被成筋ニ 思召決シ候由、

七月十七日、

一早天山科一条ニ付 殿、山科五ツ過歸ル、四時小松家江立寄出殿八ツ後退出、
一 八ツ後大原様江御使相勤候、中山にも同断、木藤ニも差越、帰懸テノ家江立寄めしたべ罷帰候、

七月十八日、

一 今日四時出勤、八後退出、
七月十九日、
一 今日四時出勤、八後退出、

七月廿日、

一 四時出勤、八後退出、七ツ後中山同道大円寺参詣、

七月廿一日、

一 四時出勤、八後退出、八後川崎江乘廻いたし候、

七月廿二日、

四時出勤、八ツ前 大原様江御使相勤候、七ツ前帰殿泊番也、

七月廿三日、

一 今日は 伝奏邸江市橋公・越公御出
三郎様も御会議四時御供揃也、中山同道為御先番五ツ過より差越、四時御出直ニ 御対顔、御熟話被為在御
扣所江御転座、九ツ半 両公御出、やかて
御一緒ニ御会議晚景御退散、

七月二十四日、雨、

一 四時出勤、八後退出、大原様江御使者相勤候、帰懸中
村屋江差越、谷村士約束也、則舟といたし両国柳橋迄

差越、彼兩人乗舟則中村屋迄参り、五ッ過とおほしき
打立四ッ前御邸へ帰ル、

一今日京師より飛脚着本田問合達ス、

七月廿五日、雨、

一四時出勤、八より退出、堀入来、今日は越江^{〔秘前〕}面会之賦
候処、暴風雨故断申越候、堀子七ッ過帰家、

一今夕山科入来、奈良原・海江田入来、

一今日御国元飛脚着、

七月廿六日、晴、

一今日四ッ時出勤、八より退出、八ッ後より堀江立寄同
道、大原様江差越候、夜入過帰邸、

七月廿七日、

一今日四時出勤、八より退出、

七月廿八日、

一今日四時出勤、八より退出、堀子入来、

七月廿九日、

一今日四時出勤、八前より堀同道靈巖島越前中根鞆負^{〔曹江〕}処
へ差越及議論候、尤外ニ村田已三郎^{〔氏義〕}・酒井十之丞・井
上権平・大石彌十郎会議也、段々及談論候、帰懸同所
より舟といたし汐留へ着舟帰ル、堀も高輪へ同伴、

八月朔日、晴、

一四時出勤、九時御暇、堀同道大原様江御使相勤候、暮
帰邸、

八月二日、雨、

一四時出勤、八より退出、
一今日登殿より依御差^{〔幕津久包〕}函、関山^{〔金生〕}糺より御用致承知候、御
合力是迄之通被下候段被仰付候、御取次川上右近、

八月三日、

一四時出勤、八ツ後退出、堀一条云々之詔有之、今日拙
処江堀滞在、

八月四日、

一四時出勤、八ツ後退出、今晚中山次州脇坂江被出、

八月五日、

一四時出勤、今日重役御用申来登殿脇坂江被罷出
(島津久包)

御前江云々言上、登州承知之趣云々実不堪残懐、今日
終日御評議也、今日泊番也、

八月六日、

泊明也、八ツ時退出、大原様江御使相勤暮罷帰、大
原様御上洛日限 越上洛ニ付、御登城一条、此御方様
御立日限等之儀

御前江言上、(伊地知貞鑑)堀夜前罷帰今日入来止宿、山科止宿、今
晚中山江差越、

八月七日、

今日四時出勤、四ツ後小松家物見におひて登殿江議論
ニ及、今日八ツ後堀一条ニ付脇坂江出テ候筋ニ而、登
殿江拙者附添之賦と

御沙汰也、

一八後上御屋敷登殿所江差越候処、(筑右衛門)西筑参居登州議論相

変居又々及弁駁、暮時分同伴脇坂江出張之処、病氣に
て登城無之御逢御断也、

一佐土原も御出之賦に候処前条通にて御取止、明朝板倉
(忠寛)江御出、登殿・拙ニモ同様也、今夕引取、

八月八日、

今日早天より板倉へ出張之賦ニ候処、西参り亦々異論
有之云々返答、何分佐土原江寸時立寄板倉江御出を進
め、其儘板倉江出公用人□□江逢拜謁願候処、色々六
ヶ敷申立候、再三再応答いたし候処、佐土原引取之
上御逢可相成旨返答ニ而相待居候処、已ニ御大鼓打、
直様登城相成候故先ツ引取候、直様

御前へ形行申上亦登同道退城之上板倉へ出候筋也、七時分より上御屋敷へ出懸候処登殿病氣之由、岩山八郎太早馬ニ而注進、其儘引返シ小松家江立寄、帯刀殿出張之処

御前へ相伺候処、先ッ一人差越候様被 仰付候、則飛(周防守)か如ク西向江立寄、御留主居附役西村喜作同伴板倉江

出張候処、夜五ツ時分面談相叶十分及演説候云々返答内分ニ而聞置と之主意上手ニ会釈候、一先引取候、今夕中山江差越帰ル、海江田・奈良原参ル深更ニ及び談話、

八月九日、

四時出勤、則昨夜之形行言上、此上ハ表向御届相成ルト不成ト之境にて御決定奉伺候処、十分此方之主意申解候上ハ、聞抜キニ相成趣意を推サレ候場に無之、先ッ此上ハ堀を夫成召置可然と之御沙汰云々也、一八後中山江立寄中山次州江(次左衛門)も差越西江御用談、海江田・奈良原江差越、夫より伝奏邸へ御使相勤云々、暮前よ

り山科同道兩國へ参り、乗舟両妓をのせ墨田川之月ニ棹し、風景微妙苦心中之鬱散ニ而候、汐留へ着山科相別れ、中村屋へ上り休息にて駒もより四ッ過の比帰ル、一近衛様諸大夫進藤式部(長巻)権少輔・藤井良節着也、

八月十日、

一出勤掛中山江立寄、四ッ後伝奏邸へ御使相勤候也、尤今日御登城之筈承り、御したゝめ替之御書持参、しかる処藤井も参り云々之訳ニ付早々帰邸、待合セ之賦候処間違、又々出懸候処ニ藤井中途にて行逢直様帰邸、寸時

御前江罷出罷帰ル、山科も入来談合、明朝参殿之筋ニ決ス、

八月十一日、

一早朝芝進藤之旅宿へ差越云々談合、伝奏江罷出云々言上、帰懸進藤江立寄帰邸、中山江立寄出殿、今夕泊番也、今夕亦寸時進藤拙旅宿江入来、

八月十二日、

一 泊明也、八より退出、

一 今日進藤御使ニ被參、御逢涼風軒へ扣ニテ御馳走、小

松家中山次小生ニモ加席也、

一 今日

勅使御登城云々之御都合、山科暮時分參ル、形行進藤

江申入候処、山科へ面談ニ而云々被託候、

一 進藤夜入過退散、

一 山科拙旅宿へ参り四時分帰ラル、

一 京師飛脚さし立本田江問合出ス、

八月十三日、

一 今朝進藤江差越云々、四ツ後出勤泊番也、

一 上様土佐様〔知鏡院〕・本多樣江御餞別として御出、夜入五時御

婦殿泊、

八月十四日、

一 四時出勤、八後退出、

八月十五日、

一 四時出勤、八後退出、

八月十六日

一 四時出勤、八前山科御使ニ被參、八後又大原様御使相〔吉井友実〕

勤、今日は

大原様浜御殿江御出、山科同道かんきくと申茶店江差

越、夜入伝奏邸へ罷出候処、御婦殿候得共御逢不申上

空敷罷帰候、

八月十七日、

今日五前大原様江御使相勤九時帰、出 殿八後退出、

七ツ半比より谷士同道中村屋へ差越、兩人参夜入過罷

帰ル、

八月十八日、

今日九時出勤、泊番也、

八月十九日

一 泊明也、

一 今日八時御供揃ニ而

(鳥津久光)

三郎君市橋江御出、越前も御出之由、夜入過御帰殿、

則 御前江形行拝承、先々御都合宜敷難有退出仕舞方

いたし候、

大森 御小休

山本休三郎

壱リ九丁

川崎 御休

壱リ半

生麦 御立場

富士屋 傳七

壱リ

神奈川 御立場

御本陣 石井源右衛門

壱リ九丁

八月廿日、

今日四時出勤、九半大円寺参詣、

一 今朝来嶋又兵衛(段久)入来云々引合、

一 八ツ後松平(元徳)長門守様御出、

一 今日仕舞方混雑也、

八月廿一日、

一 今日六ツ半時御仕舞、四時高輪御屋敷 御機嫌克被遊

御発駕候、

拾四丁計

品川 御小休

大仏前釜屋半右衛門

壱リ九丁

退出、

一 神奈川ニ而高崎猪太郎(五心)・土師吉兵衛へ夷人拳動探索相

託置候、今晚問合度々相達、夜明ヶ高崎猪太郎参り則

出殿云々、

八月廿二日、

一七ツ半時

程か谷 御立

式リ九丁

戸塚 御立場

澤邊九郎右衛門

式リ三拾丁

藤澤 御立場

御本陣 蒔田源右衛門

式リ

南郷 御小休

松屋清左衛門

式リ拾丁

平塚 御休

式リ式拾六丁

梅澤 御小休

松屋清左衛門

式リ

小田原 御泊

右之通諸所御休ニ而夜入過被遊

御光着、

一 今日御供也、今晚兎玉源(御兵具方肝製役)五右衛門・土師吉兵衛屈とし

て入来也、

一 南郷御小休にて京師本田問合達ス、此内より参居候飛脚今晚三組差立返答いたし置、

八月廿三日、

一七ツ半時分小田原 御立

二里

湯本 御立場

米屋紋右衛門

一リ

畑 御小休

茗荷屋畑右衛門

一リ八丁

箱根 御休

式リ半

山中 御小休

宗関寺

二拾八丁

三ツ谷 御立場

松雲寺

式リ半

三島 御小休

樋口太郎兵衛

沼津 御泊

右之通諸所御休等ニ而夜入時分被遊 御着候、
一御国元より廿八日立之飛脚着税所喜三書状達、
一高崎江戸より着形行云々則言上、

八月廿四日、沼津江一日御滞在、

今晚藤井良節・高崎子・奈良原子参ル、

八月廿五日、

一七ツ半時沼津 御立

沓リ半

原 御小休

植木屋 与右衛門

沓リ半

柏原 御立場

浮島屋 和右衛門

沓リ半六丁

吉原 御休

一里式拾丁

岩淵 御小休

ときは 弥兵衛

沓リ八丁

蒲原 御立場

御本亭 平岡休兵衛

式リ

倉沢 御立場

沓リ拾式丁

興津 御泊

右之通諸所御休にて暮時分被遊 御光着候、

一京師ヨリ飛脚着本田問合来ル、

八月廿六日、

一七ツ半時 御立

興津

沓リ式丁

江尻 御小休

御本亭 寺尾与右衛門

沓リ廿丁

小吉田 御小休

稻葉源右衛門

式リ余

弥勒 御小休

かめ屋 五郎右衛門

三拾丁程

丸子 御休

式リ九丁

岡部 御立場 御本亭内野覚兵衛

耆里廿六丁

藤枝 御泊り

右之通御通行阿部川御都合克御渡り被為在候事、

一今晚京師江飛脚差立本田へ御用封仕出候事、

八月廿七日、

一御目覚六ツ時 藤枝 御立 六ツ半時

耆里余

三軒屋 御立場 岩崎屋太郎兵衛

耆里余

嶋田 御小休 御本亭置塩藤四郎

耆里

金谷 御小休 佐塚左次右衛門

耆里廿四丁

日坂 御休

耆里廿九丁

掛川 御泊

右之通御通行大井川御首尾克御渡、七ツ過被遊御光着

候事、

一今夕岸良七之丞(兼兼)・法亢太郎左衛門入来、

八月廿八日、

一御目覚六ツ時 掛川六ツ半時

御立

耆里式丁

原川 御立場 伊藤又右衛門

耆里八丁

袋井 御立場

御本亭田代四郎左衛門

耆里半

見附 御休

式里

池田 平野太郎兵衛
平川伊平治

式里八丁

濱松 御泊

今日天龍川御都合克御渡、七ツ時分 御光着被遊候事、

吉田 御泊

一今日京師より飛脚着、

右之通御通行新居御渡御都合克被為濟、七ツ過御機嫌

(近衛忠顯・忠房)

陽明家御父子様より 御内書被進候、本田問合参ル、

克被遊 御光着候、

一山科より一封参ル、

一今日御供也、

一今夕泊番也、

一今夕江戸へ飛脚被差立山科江卷封差立、

八月廿九日、

八月卅日、

一七ツ半御目覚六ツ時 濱松 御立

吉田 御立 六ツ時

卷リ半

卷リ拾六丁

篠原 御立場 糍屋喜兵衛

伊奈村 御立場 加藤新助

卷リ半

卷リ式拾六丁

舞坂 御小休 御本亭 宮崎傳左衛門

赤坂 御休

海上五拾丁

卷リ九丁

新居 御休

宝蔵寺 御立場 鈴木新助

卷リ式拾卷丁

卷リ

白須賀 御立場 御本亭 大村庄右衛門

藤川 御立場 森川休左衛門

卷リ半

卷リ半

二川 御立場 御本亭 馬場彦十郎

岡崎 御泊

右之通行ニ而八時被遊 御光着候、

一今日非番ニ而七ツ時分出立、九ツ時着いたし候、

閏八月朔日、

定刻岡崎

二リ

大濱 御小休 高井善兵衛

一里卅丁

池鯉鮒 御休

一リ拾六丁

前後 御立場 辰巳屋忠二郎

一リ半

鳴海 御小休 御本亭 下郷良之助

一リ半

宮 御泊

七ツ時分御着被遊候、

一今日御供ニ而七ツ時着、今晚山科入来、

閏八月二日、

佐谷川支ニ而御滞在

一今晚泊ニ付四ツ過より出勤、

一藤井良節着ニ而御着懸、陽明家御参殿之儀云々ニ付立

返り候、直様立被仰付候、

閏八月三日、

一御目覚七ツ半 宮六ツ時 御立

式リ九丁

岩塚 御小休 御本亭 武藤平八郎

式リ

神守 御小休 御本亭 猪飼文藏

壱リ半九丁

佐谷 御休

三リ川御下り

桑名 御泊

右之通諸所御休にて大鐘時分被遊 御安着候、

一高崎・奈良原・森岡〔善助〕など入来、

一 今夕本田問合参ル、

八月四日、

一六ツ時挑灯御用意 桑名 御立

二リ八丁

富田 御立場 酒屋 五郎兵衛

耆リ

四日市 御小休 御本亭 清水太郎兵衛

耆リ

追分 御立場 鍵屋 長三郎

耆リ廿七丁

石薬師 御休

廿五丁

庄野 御立場 御本亭 浪田兵左衛門

式リ

亀山 御立場 御本亭 樋口太郎兵衛

一里半

関 御泊

右之通諸所御休にて夜入過被遊
御光着候、

一 今晩本田へ問合出ス、

八月五日

七ツ半時 関 御立

二リ

加太 御小休 御本亭 坂清次郎

耆リ半八丁

拓植 御小休 御本亭 福地彦六

耆リ半

柄山村 御立場

耆リ半

寺庄村 御休

耆リ八丁

三本柳村 御小休 中西和助

耆リ半

田川 御立場 植木屋 庄右衛門

沓リ半八丁

石部 御泊

右之通日光宮様御通行ニ付御道筋相替り御通行相成、

夜入過五ツ時分御着被為在候、

一今日御先番ニ付本街道通行七ツ過後着、今夕泊相勤候、

八月六日

七ツ半御目覚、六ツ時石部 御立

沓リ七丁

梅木村 御小休 大角弥右衛門

沓リ半

草津 御休

式リ六丁

鳥居川 御立場 鍵屋 庄兵衛

沓リ半六丁

大津 御泊

右之通御通行、今日八ツ過被遊

御安着候、

一今晚加藤十兵衛旅宿へ見舞有之候、

一本田彌右衛門(親雄)士も御用ニ付入来、則同道御本陣江罷出

中山江引合、本田又々旅宿へ同伴九ツ時分被帰候、

閏八月七日

一八ツ時御仕舞毎之通、大津駅曉七ツ時御立

沓リ

追分 御小休 有川市郎兵衛

沓リ半余

蹴上 御休

沓リ計

陽明殿

右之通御小休処て御旅装之儘

(近衛)陽明家へ御参殿、御扣席へ御通り無程於御小書院

御父子様へ御対顔、一応御引入ニ而議奏衆へ御対顔、

御用談被為在候、

一明後九日御用之義被為在候間、御参内有之候様議奏

衆より被為蒙

御内勅候、

一暮時分御退散、錦御邸之様

御帰館被為在候、

一今日御道筋三条通寺町通今出川中立売御門御入、陽明家表御門より御入被遊候、御行列拜見之貴賤老若夥敷、よふく御輿御通行被為調候位ニ候、殊ニ御所辺ハ輕キ官女之類ひ迄拜見ニ相見得御跡乘ニ而候処、実ニ恐多とも何とも言語ニ難尽夢中之心持に而候、

一今日三条通ニおひて駕籠訴いたし候者有之候、

一御帰殿之節夜入候処、御道筋ハ軒々へ行燈を出し御馳走いたし候、

一今夕出殿祝酒いたゞき候、

八月八日、

一今朝、〔祝所駕乗見〕吉祥院小河彌右衛門其外段々見舞客有之候、

一四時出勤、四ツ後帶刀殿・藤井共々陽明家参殿、

御父子様 御目見被仰付 〔島津久光〕三郎様御滞京之義云々御沙汰有之候、則七ツ過退出出殿、今夕正親町三条様江御

使として参殿云々申上候、四ツ時退殿中山江鳥渡立寄帰ル、

八月九日、

六ツ時中山大納言様江参殿云々言上、夫より陽明家江御先番にて参殿、

一五ツ半時御供揃にて御地廻、御行列にて御参殿御叩席

へ御通り、

一青蓮院宮様・三条少将様も御参殿、〔久通昌朝参親王〕

一御父子様へ御対顔、終而宮様三条様御対顔被為在候、

一八ツ時於御叩席御料理被下候、

一申刻比〔忠愍〕関白様より御拝領之御直垂御召替被為在

御参内、御台所御門より御入、奏者所御玄関より御上

り、御輿寄所へ御叩御取次虫鹿織部正案内、伝奏衆坊

城宰相江御逢又々御叩所へ御引入、直ニ虫鹿案内にて

伝奏江引合セ、伝奏案内にて長橋局御縁座敷江御着座

上段へ出

御議奏三卿 〔中山大納言様〔忠愍〕・正親町三条大納言様〔美愛〕・野々宮宰相様〔定功〕〕 伝奏坊城大

御席詰ニ而関東形行御尋被遂言上、議奏衆より被為経

奏聞、此間しはらく御被為経
引入又々御出

奏聞候処、

叡感不浅

思食候と之不容易被為蒙

褒勅 御劍一振中山様
御取次御拜領被遊、於御扨所御茶菓子御

頂戴被為在候、申下刻又々陽明殿之様御退散、御扨所

へ御通り御湯漬御頂戴、則

御父子様へ御対顔、四ツ時錦御邸へ御帰館被為在候、

一 御台所御門より内用人兩人、近侍八人、草り取一人之

外御供不相成候、

一 用人之場小松帶刀・中山次右衛門、近侍中山中左衛門

拙者・谷村小吉(昌武)・木藤角太夫御供目附兩人奈良原喜左衛門
門海江田武次

奥小姓相良量右衛門、近侍之場本田彌(親雄)右衛門御履上ケ

吉井中助(宗忠)、

一 御太刀中山中左衛門持之、御定差御腰物袋入ニ而拙者

持之、

一 御冠り関白様御持合之御品御頂戴、

一 御履左大将様御持合之御品御頂戴、◎三条齊敏

閏八月十日

一 今日四時出勤泊也、

閏八月十一日

一 六ツ半御目覚也、御仕舞平日之通り八ツ後退出、正親

町三条大納言様・中山大納言様・野々宮宰相中将様・

三条少将様江

御参内之御礼、且御土産品進上御使者相勤候、暮過帰、

本田・吉井入来、

閏八月十二日

一 四時出勤、八ツ後退出、八ツ後坊城大納言様江参内之

御礼御使者相勤候、一刻いち、正治子入来、今夕谷村

小吉子江悔として差越、(昌武)

閏八月十三日

一今朝有馬丸左衛門見舞として入来、四時出勤今夕泊番

也、夜入過佐土原能勢江(御用部屋書役)
(佐土原藩主次郎左衛門)

御用有之小松家江差越候、尤若下佐次右衛門・吉井中(分平)
助・高崎猪太郎明日出府被仰付、今晚御用談として被(五)

参居候、御用談相濟亦々出殿、

閏八月十四日

一泊明也、

一御目寛六ツ半時御仕舞平日之通、已刻御供揃ニ而青蓮

院宮様江御出被為在候、七ツ半御帰殿、

一今日吉井杯出立ニ付本田・吉井入来云々談合、

一陽明殿より参 殿御用申来一刻出 殿、云々御沙汰承

知暮時分参 殿、則正親町三条様御目見被仰付兩日中(兼津久光)

三郎様議奏衆江御対顔云々言上、大略御返事拜承引統(近衛忠照・忠房)

関白様御父子様 御目見被 仰付候、

三郎様江御秘策 御献呈相成候様云々、格別之御

内勅被為蒙拙者へ御渡相成候、則退出暫時出殿御寢後

故帰宿、

十五日

一四時出勤明日 陽明家辰半刻御参殿被仰出、三条様御

使者大塚儀八郎、中山家御使者相良内膳云々応接いた

し候、

一能勢二郎右衛門江御趣意書相渡候、八ツ後退出、七ツ

後より本田・能勢同道本国寺見物として差越候、帰懸

鰻食ニ差越五ツ時分帰、本田・藤井立寄られ談話及深

更候、

閏八月十六日、

一陽明家御参殿ニ付、御先番として五ツ時分参殿いたし

候、御側役中山次州奥御小姓相良奥ニ而候、(次左衛門)
(量右衛門)

一辰半刻比御参殿、御扣所江御通ニ而候、

一正親町三条様御参殿に而、御用に而御目見被仰付云々

承知仕候、則言上、

一中山・野々宮様議奏三卿御参殿、

一御父子様ニ御対顔、終而三卿御対顔被為在候、八ツ時

分より御用談被為濟三卿

御参内、暫時御引入又々、御父子様御居間へ御通り数刻御用談、七ツ半比議奏衆御退散、御参殿暫時、三郎様御扣所へ御引入、亦々議奏三卿御対顔、數時夜入過御扣所へ御引入、又々、御父子様御対顔、五ツ半御退散、

又八月十七日、

段々客来有之候、

一四時出勤、今日泊番也、五ツ半御寢、

又八月十八日、

一六ツ時御目覚八ツ後退出、彌右衛門士^(本巴)入来、談合書面相認、

又八月十九日、

一今朝段々客来藤井も入来、^(良節)四時出勤書面差上候、八後退出、中山家・正親町家江御使相勤候、暮帰宿小河入来、

又八月廿日、

一今朝四時出勤、

今日九ツ時御供揃ニ而

近衛様川原御殿・桜木町御殿へ被為入候、桜木御殿へ御先番として差越候、七ツ後御帰殿被為在候、大鐘時分帰邸、今晚加藤・波江野参候、

又八月廿一日、

一今日五ツ半御供揃ニ而

近衛様江御、参殿御扣所へ御着座

一議奏三卿坊城宰相様ニも御出

御対顔被為在候、暫時御扣所へ御引入、大原様ニも御出、御対顔被為在候、

一大原様より御召ニ而御目見いたし云々、

一議奏衆御帰殿之後、御休息所ニ而、御父子様江、御対顔、御寛話被為在候、

一小生中山次右衛門御休息所へ被召、御手から御懐紙拝領被仰付候、誠ニ冥加至極奉存候、

一 夜五ツ時御扣所へ御引入御夜膳被下候、
一 四ツ時御帰殿、
一 今日御先番ニ而候、御跡より退出暫時出殿、

又八月廿二日、

一 九時出勤泊也、明日御立故混雑也、四ツ過御寝、

又八月廿三日、

一 六ツ半 御目覚四ツ半時分錦御屋敷

御立、一昨日方より雨ふり続き今朝までもふり候処、
御立前より晴上り晴天相成候、四条辺御行列拝見夥敷、
伏見街道拝見人引続候、八ツ時伏見御屋舗へ御機嫌克
御着被遊候、
連日雨に而御供支也、

又八月廿四日、

一 今日六ツ時御立被仰出候得共、川支にて九ツ時迄御延
引相成候、九ツ時分川明キ之御届有之

御立、暮時分□□江御着、六ツ半大坂御屋舗へ御
着被遊候、寅屋へ旅宿いたし候、

八月廿五日、雨、

一 今日住吉御参詣被仰出置候得共、大雨ニ而御取止相成
候、四ツ時出勤、八ツ後退出、 晩景谷村士入来、今
晩本田出立ニ付一刻見舞候、

八月廿六日、雨、

一 今日四時出勤、八ツ後退出、昇天丸明日出帆ニ付御荷
物差出候、段々客来有之今夕岸良入来、

八月廿七日、晴、

一 四時出勤泊也、

八月廿八日、晴、

一 七ツ時 御目覚八ツ半時
御立、

七ツ半兵庫へ被遊

御光着候、

一 今夕荷物永平丸へ積入暮過本田彌子(親雄)着ニ而、

京師 御猷米云々之趣別而上御都合にて、則同道出殿

形行言上仕候、

八月廿九日、

一 六ツ時永平丸へ被遊

御乗船、六ツ半出帆相成候、今晚多度津手前へ汐懸り

いたし候、順風ニ而神速如射、しかしフユノ瀬戸夜分

通舟不調故御舟也、

九月朔日、

一 未明出帆順風宜敷、

九月二日

九月三日

九月四日

今日九ツ時阿久根へ

御機嫌克被遊 御着岸、則御仮屋へ御上陸被為在候、

一 周防殿御出迎として御出張相成候、
(島津多田名)

一 川上式部殿・東郷長左衛門も同断、
(久美)

九月五日、

一 七ツ時 御立

阿久根

忝り拾五丁式拾四間

伏森 御野立

忝り半拾六丁

西方 御休

忝り半七丁

椋平 御立場

忝り

新田宮

忝り

向田 御泊

右之通御通行ニ而七ツ時被遊

御光着候、

一新田宮へ御參謁被為在御供いたし候、

八月六日、晴、^(九)

一七ツ半時 御立

向田

沓リ半四丁四拾間

木場 御水茶屋

沓リ拾三丁五拾三間

五反田 御水茶屋

沓リ沓丁拾三間

湊 御飯屋 御休

沓リ拾一丁拾三間

妙見嶽 御立場

沓リ九丁五十八間

苗代川 御飯屋 御泊

右之通諸所御休等ニ而八ツ時分被遊

御光着候、

一今日は 御先ニ踏越九ツ前着いたし、七ツ時分御飯屋

退出いたし候、今晚ハ石原正殿迎として入来、五ツ過

石原直州着ニ而今晚ハ止宿被致候、^(直左衛門)

八月七日、晴、^(九)

一苗代川七ツ時 御立

沓リ半拾五丁拾八間

五本松 御水茶屋

沓リ六丁三拾六間

横井 御飯屋 御休

沓リ半八丁四拾九間

水上 御茶屋 御小休

半里拾二丁拾七間

鹿兒島

右之通 御休等ニ而午刻目出度被遊

御着城候、七ツ時二九ヨリ退出、今晚類中客来有之退

散後喜三子入来、七ツ時帰ラル、

〔七〕
八月八日、

今朝段々客来有之四時出勤掛

菅廟參詣、願望成就ニ付百拝祈念二丸へ出勤、明日御

一門方御三役二丸へ被召候ニ付云々一封奉ル、帰退掛

南林寺參詣、百拝丹誠ヲ凝シ願解仕ル、墓參イタシ帰
ル、今夕外出不致、

〔七〕
八月九日、晴、

四前出勤、今日御一門方御三役御目見被仰付、御拝領
之 御劍拝見被仰付、御側役以下一統へも拝見被 仰

付候、

一 拝見終而

〔久光〕
大守様

三郎様御列座、御書取御一門方并御三役へ御下ケ被遊

候、

〔小松〕
一 帶刀殿江御刀大小御拵相添

御手自拝領被仰付候、尤今度於

京師関東尽力骨折候段、

御賞誉之

御沙汰も被為在候、

一 中山拙者へ御縁頭鏝右同断之御訳ニ而

御手自拝領被仰付、

一 御脇差ニ而も被下度

思食候得共、差当り

御手元江御在合無之、今日之間ニ御合セ被遊度と之御

趣意ニ而、御在合之品被下候と之事、

一 表向御用御達ニ而拝領被仰付

思食候得共、

御参内之節、御劍御拝領之例ニならはせられ候、

思召之事、

右二ヶ条谷村小吉より

御沙汰之趣奉承知候事、

右之御趣意にて拝領被仰付、実以武門之冥加不過之奉

存、只々涕泣感伏言語之及所ニ在らず候、

一七ツ過退出中山・谷村・三原(支甫)同伴福昌寺

順聖院様(龜津青杉) 御廟江參詣、御願解百拝祈念奉り候、

一今夕善三(稅所應)・石原直子入來、御神酒いたゞき候、

九月十日

一出勤掛山⑤才助田氏・皆吉氏江差越出勤いたし候、八ツ後退

出、晚景より今夕喜三子入來及談話候、

九月十一日、晴、

一四時出勤、八後退出、今夕小松家江中山同伴差越候、

九ツ時退散、

九月十二日、晴、

一四時出勤、八後退出、今夕鈴木士(宇左衛門)入來九時被帰候、

九月十三日、晴、

一風邪氣不宜今日より不致出勤、

一今日内田仲(政風)之助着之由ニ而鎌田入來、於関東変革之次

第承候、

一諸大名參勤三年一度百日滞府之令発し候由、

一妻子凡而国元引取之事、

一国元出立之大名ニ而も相違次第中途より引返之事、

一服制之事上下等相減候事、

一大守様江御奉書到來之御事、

右之趣承候、誠ニ断然たる変革絶言語、

功業弥相頭れ候難有次第也、

(島津久光)
三郎公之御

九月十四日、

一今日も風邪不宜不致出勤、八ツ後(稅所應)喜三子入來、

九月十五日、

一今朝内田仲(正風)之助士入來、段々関東之形行承候、

一今日迄も不致出勤候、

九月十六日、雨、

一今日より出勤泊番相勤候、

九月十七日、雨、

一 御目覚六ツ半時八後退出、今夕喜三子入来、町田直五郎殿入来、

九月廿一日、

一 四時出勤今日泊番也、
一 三郎様御本丸へ被為入七ツ過より御供代り合五ツ過御婦殿、
一 今夕御日待ニ而夜明しに而候、

九月十八日、

一 四時出勤、八後退出、
一 出勤前御本丸へ出勤、

九月廿二日、

一 今夕石原直・川魯〔加知魯志〕・山崎〔山崎郷主〕・長野八郎兵衛入来、
一 退出懸小松家江差越、
一 九ツ時依 御沙汰中山江差越 御旨趣相達候、今日出立也、八ツ後上之園辺諸所差越、海江田氏へ今晚差越、奈良原兄弟参ル、

九月十九日、

一 出勤掛小松家へ差越出勤、八後退出、退出掛牧野氏・

九月廿三日、

一 出勤掛小松家へ差越出勤、八後退出、退出掛牧野氏・

一 四時南林寺参詣出勤、
一 御小柄 御かぶがい

九月廿日、

一 四前奈良喜八子入来、出勤掛
南林寺順聖院様御廟江参詣、出勤八後退出、

右今般

一 三郎様御供ニ而、於関東段々骨折候訳御沙汰ニ而御手自拝領被仰付候、実ニ分外之義只々不奉堪恐懼候、

②「九月廿四日、」

一四時出勤、八後退出、退出掛喜三子江用事ニ而吉祥院〔税所〕

へ一会大鐘時分引取、今夕早崎氏江差越候、

九月廿五日、晴、

一四時出勤、八より退出、木藤士・奈良原士同道楠公社

参詣暮帰ル、今夕喜志良〔摩カ〕入来、

九月廿六日、

一四ツ後出勤、八より退出、草牟田方墓参等いたし候、

今夕鈴木へ差越岸も入来、

九月廿七日、

一四後出勤今日泊也、

九月廿八日、

一八ツヨリ退出、

九月廿九日、

一四時出勤、

明日大藏〔島津〕殿依御差図、北郷浪江殿御取次ニ而御用致承

知候、

九月晦日、

四前出殿、

一御用御取次見習、

大久保一藏

右当御役ニ而右之通被仰付御用部屋へ相勤、御用透

ニは御小納戸方へも致心添様被 仰付候、

九月

大藏

右之通北郷浪江殿以御取次被 仰付、誠ニ恐懼々々当

惑之次第也、実ニ難有義ハ無申迄、此上ハ身命を奉し

尽し奉らすんハ詮方無之候、

一八ツ後より上方礼廻いたし七ツ後帰宿、類客段々有之

候、

十月朔日、

一四ツ時出勤、

一御本丸二丸〔中左衛門〕中山隔日相勤候様被仰付候得共、今日ハ御

本丸へ相勤、八ツより二丸へ罷出七ツ時分より礼廻いたし候、

十月五日、

一四時出勤、八後退出、

十月六日、

一四時出勤、八後退出、

十月二日、

四時出勤御本丸へ出勤、寸時二丸へも出勤、七ツ時分

退出より荒田方礼廻いたし暮時分帰家、

十月七日、

一四時出勤、

十月八日、

一四時出勤、八後退出郡山〔二介〕氏江差越、

十月三日、

四時出勤、二丸へ七ツより出勤、退出、

一御用取扱初而いたし候、

仰出御家老座へ罷出候、

十月九日、

一四時出勤、八後退出、城山へ差越今夕九時帰、

十月四日、

一四時出勤、八後退出、

十月十日、

〔表紙〕

大久保公日記

文久三年癸亥 九月十二日ヨリ 原書ナシ
 十月八日ニ至ル
 慶応元年乙丑 正月廿五日ヨリ 原書アリ
 十月十二日ニ至ル

文久三年癸亥

九月十二日、晴、

今日巳刻

〔久光〕 三郎様御機嫌克

御発駕被遊候、

一 御立前 御子様方御目見御供人数へ被 仰付候、

一 御一門御目見被 仰付 〔久光〕 大守様御書院迄御見送り、

鹿兒島 御立 半里十二丁余

水上御屋敷 半里五丁余

横井 御休 半里六丁余

五本松 御水茶屋 半里拾五丁余

苗代川 御泊

右之通諸所御休等ニテ御都合克暮前 御着、

一 惣御供中より御祝義申上候、

一 毎之通高麗踊被為在 御覽候、

九月十三日、晴、

一六ツ半時 御立

苗代川 半里九丁五拾八間

妙見嶽 御立場 半里拾五丁拾三間

市木港 御休 半里五丁拾間

木場 御茶屋 半里半四拾間

向田 御泊

右之通諸所御休等ニ而七ツ時分被遊 御光着候、

一 今日は隈之城地頭代にて御先番相勤、七ツ半時打立八

ツ時分向田へ着、

一 新納嘉藤〔立夫〕二殿着、公義御船鯉魚丸鶴寄へ着舟之由、順

動丸も御借舟相調候由、

一 永山清〔盛輝旧名〕右衛門大坂へ被差立候、

一 藤井良藏（節）より問合来ル、

九月十四日、

向田六ツ時御立

沓里二拾八丁余

椋平 御水茶屋

沓里拾丁五十七間

西方 御休

沓里半拾六丁余

□ 御立場

沓里拾五丁余

阿久根 御泊

右之通諸所御休等ニテ七ツ時分 御光着、

一 今日御戸土迄御先立、

一 西方迄御供西方より御先ニ踏越、

一 旅宿へ伊地知正治（季博）・得能良介（通生）、所役白濱勘兵衛同助右

衛門参ル、

一 正治義（伊地知）今晚和泉迄被差越、

一 白濱等鶴崎迄出サル、

一 京都より飛脚通行、

一 野村壮七長崎より着、

九月十五日、晴、

阿久根五ツ時御立 沓里六丁余

柴山 御野立 沓里四丁余

野田地頭飯屋 御休 沓里余

めん之平 御水茶屋 沓里九丁余

出水 御泊

右之通諸所御休等にて七ツ時分被遊 御光着候、

一 御着直ニ早鐘打勢揃 御覽被遊候、神速人数駈集御満

足 思召候、左之通

御沙汰書、

当所之儀境目之事ニ而兼而定置候相図に応じ、神速

駈集神妙之至 御満足 思召候、当時天下之形勢不

穩候ニ付、時世汲受愈抽忠勤守関之任ニ堪候様 御

沙汰候事、

上様御物見より御覽、人数揃之御届いたし御棧敷下へ

島津主殿より相広め一同御暇、

一 当所より郷士六拾人日奈久迄被召連候段被 仰付、三

拾人ハ今日ヨリ水俣迄差越、跡三拾人明日水俣迄被召

列当所より御暇、明日水俣之人数日奈久迄被召列候、

一野田地頭代ニ而御仮屋迄御先相勸当所より御供、

一今夕海江田・房村入来、
〔武次〕
〔彌次〕

九月十六日、陰、

出水七ツ時 御立 沓里半余

米津 御茶屋 沓里余

笹原 御水茶屋 二里

水俣 御休 沓里半

貫村 御小休 宮原敬之助 沓里

貫峠 御野立 沓里

湯ノ浦 御立場 宮島善助 沓里

佐敷 御泊

右之通諸所御休等にて暮時分被遊 御光着候、

一今日御供、

一今夕海江田士・横山正太郎入来、
〔安武〕

一当所馬廻り大矢野仙左衛門入来、

九月十七日、晴、

佐敷六ツ時御挑灯御用意御立 二十六丁

佐敷峠 御野立 沓里半計

田之浦 御小休 藤寄彌二郎 二十六丁計

赤松峠 御野立 沓里余

二見村 御立場 百姓壽助 沓里四丁

日奈久 御休 二里

高田村 御小休 遠山彌二兵衛 二里

八代 御泊

右之通御通行ニ而暮前被遊 御光着候、

一十四日差出候二階堂蔀初六拾人、日奈久八代へ致着候、

一出水人数日奈久より御暇被下候、

一今日日奈久迄御先番、御昼後御供、

一日奈久薩摩屋松村傳右衛門御出入・三人扶持被仰付候、

一森岡清左衛門熊本へ御使、
〔昌純旧名〕
旅宿ニおひて相達、

一藤井氏より之書状相達、母公御無事之吉左右安心ニ候、

九月十八日、

六ツ時八ツ代御立

二里

種子山村 小田平之進 御小休

二里

小川 御休

沓里

豊福村

三角屋清藏

沓里

古保里 御立場

百姓 文右衛門

二里

川尻 御泊

右之通御通行七ツ過被遊 御光着候、

一今日終日非番御先番泊相勤、

一葛城彦一当所へ着、長州之模様大略相分候、

一海江田入来、奈良原明日より御先踏越之義相達候、平

田平六久留米御使一条ニ付、

一鶴崎へ公義順通丸着、伊十院吉左衛門着、

一御国元へ飛脚被差立候、

九月十九日、六ツ時、

川尻御立

二里

熊本入口 御休

一里

熊本出口 御立場 久本寺

半里十三丁余

三之宮 御野立

二里

松木町 御休 三島大七

沓里余

大津 御泊

右之通諸所御休等ニ而七ツ時被遊 御光着候、

一今日終日御供、

一久木山泰藏当所へ、鶴崎筋之模様相分候、

一葛城彦一昨夜着、当所より被差立候、

一今夕久木山・葛城入来、

一長崎より飛脚着、竹下より問合来ル、

一藝州長州境小瀬川、

一三田尻関より三拾里位、

一正親町御迎紀州・江州・奥平和州都合九拾六人、

九月廿日、

大津六ツ半御立

沓里十六丁程

堀ヶ谷 御野立

二十丁

峠茶屋 御野立

沓里

的石 御小休 御茶屋

二里

内ノ牧 御泊

右之通御休等にて七ツ時被遊 御光着候、

一 今夕久木山泰藏京へ差立候付暫時入来、〔小松〕〔木場〕帯刀殿傳内へ

間合出ス、

九月廿一日、

内ノ牧 御立 沓里拾丁余

塩塚 御野立 沓里余

坂梨 御休 二拾丁余

戸之上 御野立 沓里半程

笹 御野立 沓里半

三本松 御立場 松本周平 沓里

□ 村 御立場 光照寺 三十丁

久住 御泊

右之通御休等にて七ツ時分被遊 御光着候、

一 今日御先番にて八ツ過右所へ着いたし候、

一 足輕竹下角一・永田源之進届申出候、

一 木村嘉次郎外兩人届申出候、明朝嗟峨関迄差越候様達

置候、 左之通、

一 長州此節山口ト申処ニ新城御築立相成、御両殿様共御

滞城之由、此処四里四方ノ地面ニ候由、

一 三田尻ヨリ宮市へ一里、宮市より山口へ四里、山口よ

り萩へ七里、又山口より小栗へ参里、小栗より宮市へ

四里、

一 宮市・小栗其外惣而五里四面位ニ新ニ御 番所 御出

来、

一 公義蒸汽船ニ而御下り之御目附中根市五郎上下七八人

小栗へ滞在之處、何者共不相知七月十九日内六人及切

害二人ハ逃去候由、

一 三田尻御茶屋ニ雲上人七人御滞館被為在候、

一 長州専ラ自国之警衛ニ而、外々へ押出相成候体ハ無之、

一 奇兵隊組之内私共間屋伊勢屋小四郎ト申者御懇意ニ而

小倉ト及合戦候得は、一時勝利可有之候得共、内輪崩

レニ相成候而は、異船打払の邪魔ニ相成事故、宜敷無

之ト嘶有之由、

一 八月十八日比中山侍從様大和之内天川ト申処へ、浪士〔忠光〕

多勢御召列、御代官始役人八人も切捨ニ相成、御引籠
リニ相成候由、

一 正親町様当月初筑前黒崎迄御渡被遊候処、九月十一日
俄ニ三田尻へ急ニ御渡ニ相成申候、風説ニ御大名方へ
打方被仰付御人数、黒崎へ御差向ニ相成候得共、御引
取后ニ相成候由、

一 下ノ関方へ軍艦惣大将トして国司信濃今ニ出張候由、
一 奇兵組々頭宮城彦助ト申人、少ノ一件ニ付先砲隊組ト
争論起り、彦助及切腹其後も和合無御座由ニ而、奇兵
隊組三百人位当月五日山口ニ御引取ニ相成、外ノ御組
ニ七八百人下関へ交代相成候由、

一 右之節公義蒸汽船へ奇兵隊ト乗船ニ而、三田尻へ廻船
于今滞舟ノ由、

九月十五日

清太郎

庄藏

右駕中ニ而記置、

九月廿二日、

久住御立六ツ時

二里余

上四口村 御立場

一里余

堤 御小休 伊東太次郎

沓里

小本田原 御野立

沓里計

今市 御休 御茶屋

沓里十町余

黒都甲 御野立

沓里十町余

右之通諸所御休等にて七ツ過被遊 御光着候、

一 今日終日御供也、

一 今日江夏土入来、
(仲左衛門)

一 伊平治殿入来、
[伊集院御側役]

九月廿三日、雨、

野津原五ツ時 御立

二里余

八幡田 御立場 妙瑞寺 沓里半余

牧村 御立場 武田堅節 沓里十六丁

鶴崎 御泊

右之通諸所御休ニ而七ツ過被遊御光着候、

一 今日御先番、

一今日俄ニ当所へ被遊御逗留候、

一白濱勘兵衛同助右衛門旅宿へ参ル、鶴崎迄差出候、

一今夕泊番也、

一今日児玉雄之介御召船一条ニ付参ル、

九月廿四日、陰、

一御召船一条ニ付嵯峨関迄踏越被 仰付、六ツ半打立中

途迄差越候処、得能良介へ行逢亦々鶴崎へ立帰候、

一明日迄御滞在被仰出候、

一今夕竹下伊之丞入来、

一白濱助右衛門同勘兵衛外ニ兩人、六月四日より下ノ関

辺へ被差出候、金拾兩ツ、兩白濱へ、八兩ツ、外兩人

へ被下候、

一中村市之助も入来、

九月廿五日、晴、

一六ツ時打立嵯峨関へ差越九ツ時着、則鯉魚門(汽船)順通へ乗

込見分鯉魚門 御召船ニ相究候、

一今夕旅宿へ新納嘉藤二・木藤角太夫入来、

一久留米松崎清藏見舞有之、

一木村喜二郎外兩人参ル、是ヨリ御暇被下候、金八兩ツ

、三人へ被下得能良介(通生)へ渡云々、

九月廿六日、晴風立、

一昨日より佐賀関へ滞在いたし居候、

一(島津久光)三郎様今日鶴崎御立ニ而八ツ過当所へ被遊 御着候、

一今日は当所へ 御滞在明日御乗船被 仰出候、

一今朝角太夫(宋藤)・嘉藤二(新納立夫)同併鯉魚門へ乗付候、

一御着後諸人荷物積入方いたし候、

一今夕平治殿入来、(伊集院)

九月廿七日、晴、

一今日御先番御本陣へ一時罷出鯉魚門へ乗付候、四ツ時

被遊 御乗船候、八ツ後七ツ時御出帆相成候、今夕八

ツ時分御手洗へ着ニ而碇泊いたし候、

九月廿八日、陰、

一早天御手洗湊出帆相成候処、多度津近辺手島ト申処へ

八過御着舟、当所へ碇泊相成候、

九月廿九日、

一今日六ツ時御出帆相成候処、七ツ時兵庫へ御機嫌克被

遊 御着舟候、御供舟も致皆着無此上御都合ニテ候、

一（不巻）帶刀殿当所へ御待迎ニ而候、

一京師事情も別段不相分候、

一飛脚被差立候、求馬殿へ一封宿元へ同様、五ツ時に退

出、

一今夕旅宿へ〔高崎五六〕高猪子入来、

十月朔、晴、

兵庫四ツ時御立

寺内 御立場 魚屋伊兵衛

住吉 御小休 吉田善右衛門 二里余

西之宮

沓里半

沓里

右之通御休等ニテ八ツ過被遊 御着候、

一今日終日御供ニテ候、当所へ黒田〔守代〕・久木山等参居候、

尚明日御道筋探索被 仰付候、

一今夕吉井・高崎当所へ参、長邸浪士七人之義ニ付伺ニ

参候、今夕泊也、

十月二日、

一西之宮六ツ半御立

武藤川 御立場 茶屋安兵衛 二里余

瀬川 御休 二里余

郡山 御立場 梶善右衛門 二里

芥川 御泊

右之通御休等ニテ七ツ過被遊 御着候、

十月三日、

六ツ時挑灯御用意 御立

芥川

右之通諸所御休等ニテ、御機嫌克七ツ過二本松御屋敷

へ被遊 御光着候、頓と安心初而帶を解候、

一 今日八ツ時分より御先番ニ付云々相勤候、実ニ配慮無

申計事也、

一 御着之飛脚被差立候、

一 今日夜入退出いたし候、

十月四日、

今朝段々客来有之三部より出勤夜入ニ退出、今日吉井

(友夷) 中子・奈良原子・高崎子・谷村子入来、

十月五日、晴、

三部より出勤、今日御当地へ相勤居候守衛人数詰役々

へ、於 御前御酒頂戴、御沙汰書御達相成候、暮時分

退出、今夕小松家へ罷出候、段々集會議論有之候、

十月六日、雨、

三部より出勤、

一 今日御供惣人数御酒頂戴被 仰付候、物主島津頼母・

川上源十郎・吉利群吉・二階堂蔀於 御前御酒頂戴并

ニ御沙汰有之御沙汰書相渡候、

一 惣守衛人数於 御前被下筋候得共、雨天ニ而於 御前

被下候筋相心得、於物主旅宿いたゞき候様御達相成候、

一 七ツ後退出、税所子入来、

一 四ツ時出勤、

一 高崎左太郎(正風)へ 左大将公より 三郎様(島津久光)へ存意御尋之義

有之候、云々御答相成候、

一 一橋公(慶喜)・越春嶽公(松平慶永) 御召御決定相成候由、明日御沙汰

相成候筈、

一 尾州・阿州御暇相成候、

一 八ツ後より神楽岡へ地面見分として、帯刀殿(小松)・式部殿(川七)・

平治同伴差越候、吉田領之内御屋敷見合ニ相成候、

一 夕景帰、今晚暫時喜三子(税所篤)・高崎子入来、

十月八日、晴、

〔表紙〕

元治二年乙丑

正月廿五日

日記

藤原利通

正月

廿五日、乗船吉井・〔中允〕・〔長藏〕・税所同行、

廿六日、晚、払曉小蝶丸出帆、同夜脇元江碇泊、

廿七日、未明出帆、同日八ッ過長崎着、肥前屋江投宿
汾陽等江引合御用相濟、

廿八日、曉出帆夜五ッ時博多江着則上陸、

廿九日、早天筑前帆足弥二兵衛旅宿へ入来、諸事引合、

同人噺

一長州内乱細事不分、十四日吉川監物出馬、
◎経幹

十五日長門出馬之由、
◎毛利広封

今日筑前御内使者相勤、幸輔同〔吉井〕道下野守様拝謁被仰候、
◎黒田慶資

一今晚夜ニ入博多江帰宿、同藩今中作兵衛・伊丹真一郎
旅宿江入来、寺石・変名大山彦太郎ニも入来、五ッ過
久留米江発足、
〔中興集太徳〕

卅日、早天久藩江着、松崎誠蔵同役戸田鎌二郎入来、
拝謁之義申入候処、今井榮江引合呉候様承り八ッ後今
井入来、御直書相渡御趣意云々申込候、則登城形行言
上可致と之事也、

一今日中決答無之、今晚今井并松崎氏旅宿江入来及寛話
候、今井頗人物也、

二月朔日、陰、

今日四ツ後今井旅宿江入来、御返詞之趣 久光 大隅守様よ

り別而御懇篤被為仰遣候趣深忝被思召、御則答被成度

候へ共段々内情も有之、全外々江被為対候迄之御処置

ニも無之、何れ篤と御勘考之上此より御返詞可被仰遣、

幾重ニも態と御使者被差立候義、深御挨拶申入候様

御沙汰之由、委曲御答承知いたし候、

一 不破左門・松崎誠藏・久徳與・二右衛門等入来、段々預

響応候、七ツ時帰路ニ赴候、今晚八ツ時博多江帰着、

二日、陰雨、五卿折合ニ付幸輔吉世当所江滞在、小生税所

乗船四ツ時出帆、七ツ半田之浦江着、碇泊、

一 自博多河野兵十郎帰国ニ付御用封仕出候、

三日、田之浦出帆御手洗迄碇泊、

四日、御手洗出帆夜兵庫江九時着、

五日、小雨、晚兵庫出帆大坂川尻江五ツ時着、大坂御

邸江四ツ時着、八ツ後御留主居見聞役等書店等江差越、

晚木楼江差越、

六日、小雨、川登り夜九時伏見江着、

七日、伏見五ツ時出立、八ツ前二本松御邸江着、為御

届小松家江罷出段々及御用談候、備後殿江罷出宝町旅

江帰脱之、今晚小太夫公・岩下氏方平・内田等入来、

八日、晴、四時太夫江立寄出 殿、御用段々有之岩下

氏御役替ニ付、為祝三樹江八ツ後より差越候、今晚四

ツ時帰、

九日、晴、四時太夫小松入来、同伴

尹宮朝彦親王参 殿奉命之一条言上之处、随分能御都合ニ而尤

御草稿入 御覽、可成は 御趣意も表向御建白不被差

出、全

朝廷之 御趣意ヲ以断然

御沙汰相成候得は、天下人心も帰嚮いたし

朝威ニも相掛候事故、是非其筋ヲ以奉願候様申付られ候段、若亦差出候方宜舗と之事ニ候ハ、何方江成共思召ヲ伺、御差函次第取計候様申付候趣巨細申上候処尤ニ

思召候、此義は兎角從

朝廷御沙汰不相成候不相濟義ニ候、御直書被差出有無建白之義ハ即座は御即答ハ難被遊候、(近衛忠房)内府公江御談

合可被遊候間、其内委曲申上候様と之

御事ニ而、先隨分之御都合也、

内府公ニハ小生共相扣候内

御參殿相成御談合之由、退出懸梅亭江太夫為祝差越候、(細之尾)

一十日、今日は早天より太夫・岩下君・内田等入来、終日不出、

十一日、晴、昨日 内府公大徳寺就

御參詣、太夫同道今日參殿、

(近衛忠房・忠房)御兩御所様拜謁被仰付候、參府一条言上いたし候処

御趣意至極御尤ニ被 思召、

何れ此一条は御沙汰不相成候而ハ不相濟、就而は全ク

朝廷之御趣意ヲ以被

仰出候方可然、依而御草稿丈明日二条公江入 御覽、(青敬)

委曲言上致置候様

御沙汰ニ而、別而克御都合之事ニ候、

一兩閣老上京之次第大略左之通 内府公より相伺候、

一此内 伯耆守橋邸江參殿、一切上京之趣意不申上、此度(本庄宗秀)

之義ハ依

御召上京と申訳ニ無之、且大樹公御使と申訳ニも無之

趣意は豊後守一緒ニ可申上と之事候故、橋公例之謀略(阿部正尓)

ニ而酒ヲ勸られ、酩酊之上終ニ白状いたし候由、第一(橋邊善)當時ニ而

朝権不相立、其訳ハ諸藩叨ニ上京種々入説いたし候よ

り、輕卒ニ

朝命相発シ、夫故

朝権も薄ク隨而幕威も衰え候間、凡而諸藩ヲ弘尺シ幕

同廿七日、暁出帆、夕景夕島江碇泊、

同廿八日、暁出帆、夜四前三机湊江碇泊、

同廿九日、暁出帆、四ツ時佐賀関江碇泊、石炭積入いたし候、

四月朔日、暁出帆、七時細島江着、小蝶丸も入津ニ而
諏訪家・内田等取会いたし候、

同 二日、暁出帆、夜四ツ時分内之浦江着舟、

同 三日未明出帆、暮前之濱着舟、

御手洗の湊にて

ねさめして夢のゆくへをたとるまに

月もなみまに霞ミけるかな

初花

立初し霞も今ハみよしのゝ

はなのほひと成にけるかな

宇治にものでして千鳥の鳴けれハ

いもとワかぬるよもしらす宇治河の

なみたちかへり千鳥鳴く也

あけのあした雪ふりけれハ

明わたる朝日の山の雲間より

散かふはなハはるのあは雪

何となく春のけしきおもしろし

立かへり宇治の川浪寒けれと

春は雪にも埋れさりけり

女のたわれ行を見て

春風にみたれて見ゆる乙女子か

もすも花にまかふ比かな

あらし山にものでして

この春もあらしの山のはな陰に

うかるへしとは思ひかけさや

ことしのミさくらん花の心地して

くるゝもしらすうかれける哉

あらし山咲にほひたる花陰に

けふをさかりと鶯の鳴

人々花むけの歌よみておくられけれハ

大る河早せの水も立かへり

われと花をとめんとやする

夜春雨といふ事を

さひしさのつもりし夜半のうたゝねに

みたれてかよふ春の雨かな

語らひしともハかへりて春の夜の

雨ハさひしきものにありける

花漸盛といふ事を

よしの山木の間に見えて咲はなの

雲にハいつかたちまかふらん

寄花祝といふ事をよみて重春君の移住の御祝

ひに奉る

咲初し御園のはなに香をそへて

千とせの春に君はすむらん

山家春興といふ事を

けふもまた夕となりて鶯の

声さへかすむ春の山里

故郷花

いにしへの御代の盛を春ことに

あふきてそ見る志賀の花園

春ならぬ御代ともしらて故郷に

にほふもあわれ山さくらかな

山吹

さくらはななかれてのちによしの河

はるをとめたる岸の山吹

風ふかハいろやうつるとみるまでに

咲にほひたる山吹のはな

都をたちけるに

散花に契やおかかん散とても

またこん春に咲ぬと思へハ

山の端にたゝすともよし春霞

われをとゝめん関とたになれ

折にふれたる

はなの香ハたもとにうとく成ぬとも

ひとのこゝろのにはほさならめや

ためとしを思へハ社あれ君にけふ

こゝろにあらぬわかれをそする

加茂河の柳を見て

さなきたにかなしきものを賀も河の

雨にかすみし夕月の影

題しらす

鶯のなくねにさすか青柳の

根さしはかりそみたれさるらん

あら髪のワかふる駒の諸手綱

引とめけるも人のまことか

あはさるとあふとふたつの上にしも

ふむへき恋の道ハ有けり

よと河舟中月をみて

散花に都をたちてよと河の

月になかれてかへるたひかな

棹さして行く見れハ九重の

都の空に月霞むなり

月影にかすみわたりてよと河の

つゝみ遠くも千鳥鳴也

よと河の柳を見て

月影にしほれて見ゆるよと河の

柳の思ひしる人やたれ

難波にて

花の香の袖にのこりて都路ハ

また遠からぬ心地社すれ

松間花といふ事を

しら雲のかゝるとみしハ松か枝に

咲かわしたるさくら也けり

杜新樹

きのふまで花にほひし衣手の

杜はみとりと成にけるかな

しのひ手のしのふの杜の郭公

わか葉のいろに鳴もあらなん

難波をたちける

故郷にかへらんものを梓弓

何にひかれてたちかえるらむ

難波江の霞をわけて行雁の

ゆくへおなしきわかこゝろかな

難波江の沖津しら波立かへり

かけしやそての名残なるらん

こき出てかへりみやこの名残より

こち社まされ袖のしら波

難波江の霞のおくはほのくくと

あけゆく空の限り成けり

夢たにもみんとおもひし難波江の

あけゆく春の明方の空

嵐山にて

この春もみんと契りしかひありて

はなさへこゝろ有世也けり

廿七日、いよの国太島といへる湊にとまりて

いよ路なるたしまの沖によるなみの

おとはかり社友社なれ(上説カ)

よもすから夢も結はぬとまりねの

まくらにしけく雨さへそふる

廿八日、三机湊にとまりて

いく山かへたてたるよの夢なれハ

みやこ故郷ゆくゑしら波

廿九日、佐賀の関にとまりけるに春もはや名

残なれハ

筑紫なる佐賀の関守こゝろあらは

春の行衛をしバしとゝめよ

一東国筋田作不宜凶荒之由、

一江戸寺社奉行門前自縊之者有之書置有之由、趣意ハ夷

人交易より如此ニ至り、迎も道路ニ立こと不能自縊い

たし候、尤長州御進発も是よりして起り候、爾后屹度

御処置御改相成度云々、

一日本橋江両人の子ヲ水中ニ投し、自身も入水いたし候

由、同様書置有之とか、

一 參州辺も百姓一揆ヲ起シ候由、

由段々模様承候、

丑 五月廿一日、晴、

廿三日、後雨、

今日七ツ時過比発足いたし客来多、水上迄茶屋迄見立
之客も多し、伊集院江四時分着一泊いたし候、

四時阿久根出船之処、雨降出し天草牛深江碇泊、

一 野村宗七・大山彦助長崎より帰府旅宿江見舞有之候、

廿四日、少雨、

発足ノ折

今はとて出れはさすか旅衣

四時出帆、肥後八代江夜入過着船、汐不宜九時上陸今
晚止宿、

ぬれぬはかりのわかなミた哉

伊集院に泊りて

廿五日、陰雨、

故郷ハわつかひと夜をへたつれと

早朝より出立、夜白通行、

夢ならずしてみるよしもなし

廿六日、

廿二日、晴、

今朝早天発足、夜五ツ時阿久根江着いたし候、

廿七日、

一 得能彦左衛門殿旅宿江見舞当所一泊、

今七時黒崎江着、

一 白濱勘兵衛熊本探索被仰付相達候、

郭公のなくを聞て

一 西方ニおひて三島^(通稱)弥兵衛江行逢、当月九日京都出立之

いく里かへたて来ぬれと郭公

かわらぬ声にけふもなく也
なれもまた旅ねの床やうかるらん

空にみたれてなく郭公

旅曉のころを

鳴のこる遠山里の鳥かねを

聞つゝ今朝も立出にけり

よ半のねさめに

夢路とはなしかねられぬ草枕

さめてまさしき故郷のやま

述懐非一といふ事を

くれ竹のわか世のうへをかそふれハ

うれしきふしハすくなかりけり

不言恋といふことを

くれ竹の世にことの葉の甲斐あらハ

はやくもひとにはましものを

なか／＼にふかきいろなる岩つゝし

いはぬ思ひをひとはしらすや

被妨恋

逢みねとたのミしものを玉章の

道さへ今ハ絶ぬとすらむ

久かたの月にあらねとわか恋ハ

くものはれまをまちやわたらむ

同廿八日、晴、

今朝六ツ半過る比乗船いたし四ツ時出帆、順風宜敷元

山崎迄着船いたし候処、夜半より東風烈敷今晚滞船、

同廿九日、雨、

今朝益東風烈敷迎モ出帆も出来兼田之様引返し候、

九ツ時分田之浦へ着上陸いたし候、風雨甚し、

五月朔日、陰、

今朝順風直り当所六ツ半出帆、今日は二十七八里走り

室済と申所江滞船、

同二日、陰、

早朝出帆、上之関二三里過安また島と申所江滞泊、東
風に而雨烈敷今晚は止り候、

同三日、雨陰、

今朝迄は雨烈敷候得共、九ツ時西風に直り出帆いたし
候処、今晚鼻クリ迄参り滞泊、

同四日、晴、

夜前より天気直り今朝久々振快晴相成順風宜敷、雁く
ひの瀬戸迄参汐行悪敷碇泊、四過より又々出帆、牛窓
辺にて夜明候、

夏月

さも杜ハなつの霜とやいふへけれ

ふけゆく空の月のすゝしき

月影のすゝしき夏の宵々は

われのミねすやあかしぬるかな

若竹

ことしより千代の陰をや契らむ

しけりあひけるやとのわか竹
いつのまに陰さすほとに成にけむ

月にハさハるまとのわか竹

竹風夜涼

くれ竹の林にそよく風の音に

夕すゝしく成にけるかな

竹のはのなひくあたりのすゝしきハ

宵く／＼かせのやとるなるらむ

暁水鶏

有明の月を見よとか柴の戸を

とくも水鶏のおとつれにけむ

我門の小田の朝霧浅からハ

たゞく水鶏もあらさらましを

庭橘薰袖

五月雨に朽なんとする袖の上に

あやなくにはふ軒のたちはな

いねかてにねやの戸あくる袖上に

はなたちはなのにはふよ半かな

人の香ののこりし袖と思ひしハ

はなたち花のにはふ也けり

同 十一日、晴、

今日内田氏為祝丸山江参ル、帰懸万亭江立寄帰、内
府公参殿、

閏五月五日、晴、

天氣宜舗追手ニ而、四ツ時分迄之間室津前迄参り候へ

共、少々なきニ而埒明かね候、

同 十二日、晴、

四ツ後正三卿江参殿、八ツ後吉〔吉井・得能・税所〕・税・三樹江行、

帰懸東寺江差越、

同 六日、

大坂着

上京之義六ヶ舗中三日滞在、

一五月十二日

久我様 岩倉様 伏原様

堀川様 千種様

右子息衆御近習ニ被仰付候、

内府公杯全御存知不被為在、追而御廻達有之御驚駭被

成候由、

同 九日

今日大坂出帆、陸行ニ而伏見江着、内田〔政風〕仲之助・税所・

吉井等入来為迎被参候、

一十一日方 高辻様 西四辻様

右御内之者兩人ツ、会津之手より踏入召捕候由、尤有

同 十日、晴、

四ツ時打立、八時着京、

志之者共候段承候、

一十三日 有栖川様

右同断、踏入召捕トいたし候処逃去候由、

右鍵ニ虚実不相分候、

一松平伯州十日方着京、着懸会江立寄候由、委事分兼候、

十三日、晴、

今日御邸江引移候、今晚得能・税所・竹下・吉井等入
来、

十四日、

十七日方

朝議被為在候由、幕府趣意不相分候得共、姫路迄進発
被相止浪華江滞在、長御処置裁決いたし候様御達之処
江御治定相成居候由、

○尹宮江相伺候処御処置振之義、議当を被為得候処專要
(朝事親王)

と之御趣意ニ候、

廿日方

〔二橋〕会津〔桑名〕
一・會・桑参内ニ付

朝議被為在、三候より就上洛異説ニ御動揺無之様、且
小細之過失御責無之、可成 御沙汰不被為在、若御沙

汰相成候義ハ、三藩江御相談之上被 仰出度、

廿二日 大樹参

内一・會・桑より 御沙汰不被為在候様と之事、再三
再応申上候由、併於

朝廷は此内御治定相成居候ニ付、

勅書ト 御沙汰書被相渡度と之御事候得共、閑老之次

第左ト

御沙汰候得ハ、右江廻り候様之時機故、若氣受損シ候

得ハ必不都合可相成ト段々申上候義ニ而程克、

思不言恋

みなせ河下ゆくみつのうちもいてす

こゝろにのミも恋わたるかな

◎内田
政風

結句恋やわたらんにても

一たひハ打ハてみんとはかりしに

たゆたひなからとしそ経にける

◎藤助
広兼

ある人の歌に

いかにして打も出むと大舟の

たゆたひなからとしそ経にける

ことくさのはなのみめてゝ口なしの

いはぬ思ひをしる人やなき

いろかはる我くろ髪ハ思ふ事

いはぬ涙の流るなりけり

思ふ事打出のはまハあふさかの

せきのあなたにありてふものを

しからめやミぬまかくれの岩こすけ

いはぬ思ひに乱れわふとも

古への歌のやうにていとくめてたく候也、

わかおもひいはての杜にいのりつゝ

人にしらるゝ時を社まで

いつまでもかくて思ひをいはし水

いはて心を砕こそすれ

結句くたくなるらんにても

おもひのみつもりくゝていたつらに

いはて過行月日なるかな

うちあけてとけん時まつ我むねハ

思ひむろともいふへかりけり

⑤岩下
方平

忠秋

⑤高崎
正風

⑤税所
あつ子

⑤木崎
清生

⑤吉井
友春

利通

⑤井上
長秋

打出んことハかくまでかたき世に

やすくも思ひ初てけるかな

松下納涼

大なる河入江のまつ陰なくハ

水にも秋ハかよはさらまし

住よしのまつの木間にまとゐして

なつわすれくさあはせつる哉

あきちかく成にけらしも昨日より

けふハすゝしきまつの下陰

さしのほる月も梢にあらはれて

夕すゝしきまつの下陰

上句遠見の気味あるやうに

いはなミのひゝきにゝたるまつかせハ

ぬるゝはかりにすゝしかりけり

うちつけに袂すゝしく成にけり

月すみよしの松の下風

加茂河の堤のまつの下陰は

⑤新納
時村

忠秋

あつ子

忠秋

清生

利通

長秋

政風

夕日さすまもすゝしかりけり

広兼

実景松樹いかゝはへらん

あしやかた夕涼しきうら風に

忠秋

さゝ波を吹わたりつゝから崎の

吹れてかへる蟹の釣舟

広兼

まつにやとれる風のすゝしさ

友春

夕けふり幽にみゆるすまのうらの

利通

一二の句今少しかさゝ波の上をわたりてなと

してはいかゝ侍らん

心なきあまの子すらも夕月の

方平

住の江のまつの下陰に立よれハ

光をのせてかへりけるかな

ミつの浜風すゝしかりけり

方平

橋立のまつの木間を帰る也

木陰か

夕日の浦の蟹の釣舟

清生

なく蟬の涙を露にさきたてゝ

夕汐になみのけしきやかへるらむ

秋まつかけのすゝしくもある

時村

磯つたひしてかへる釣舟

あつ子

たくみにきこえ侍れと実景いかゝ侍らん

ゆふつくひ沈果たる波間より

すゝみふねけふもつなかん大る河

あらはれ初てかへるつりふね

正風

衝かふちのまつの下陰

正風

なには女かあし火たくまてくれ初つ

初句品おとれるやうにや

沖の一片も今かへるらん

時村

扁舟暮帰

入相のかねのひゝぎのかすかにも

波の上のものと思ひし釣舟も

見えかくれつゝかへる釣ふね

友春

くれぬとて帰るをふねの友もなし

いかに寂しき磯辺なるらん

長秋

桃園

六月月次会

水風涼

ひかし山木の間の月をさそひきて

すゝしくワたる賀（賀茂）もの川風

消はかりはたるの影もみたれつゝ

たまえをワたる風のすゝしさ

水上に秋や立らむ大る河

入江をワたるかせのすゝしさ

当座

晩夏雨

のき葉もるしつゝの音にみゆる哉

秋もとなりの夕立の雨

軒ちかく秋立ぬらむこゝ地して

もりくるあめも淋しかりけり

点取 兼題

池蓮

ものいはゝこたへやすらむ処女子の

すかたのいけのはな蓮かな

いけの面にさける蓮の花見れハ

ワかこゝろさへ濁らさりけり

顯恋

とくも世にあらわれわたるワか恋ハ、

しのひもあへぬ誠なるらむ

しのひつゝ結ひしものを恋草の

いつしかいろに顯れにけむ

浦鶴

よる浪のさわきの上に聞ゆ也

長居の浦のあしたつの群

大君の千代をしらへて和かの浦の

あしまにうたふたつのゆたけさ

水無月十五六日比月くもりける夜ワか室町な

るたひやとりニて

乙女子琴をしらへけるにほとなく月はれわた

りけれハ

大空にことのしらへやひよくらむ

雲もやふれて出る月かな

六月卅日難波橋にすゝみにまかりて

難波江の夕のかせにミそきして

くれ行なつのおしくも有かな

船中

夢中恋といふことを

たのみつゝきミもや今宵寝つらむ

むすふまことはたかまことなる

折にふれて

露ふかき袖の上にしてる月の

はかなき影となりにけるかな

都早秋

雲の上今朝遙にも立ぬらむ

おとはかりなる秋のはつかせ

月前秋

秋の葉の音さやかにもてる月ハ

こゝろのうこくはしめなるらむ

八月八日山口利雄・本田親雄・井上長秋を会

してよめる

兼題

華洛月

陰もなき御代の光もみゆるかな

大内やまのあきの夜月

秋のよのいつくはあれと九重の

都の月そみるへかりける

当座

幽栖月

住甲斐のある世なるかな柴戸に

宵／＼かよふ秋のよの月

秋たてハわかすまひさへてる月の

光たかくもすむこゝろかな

擣衣

いつくまでおもひをやりて誰か妻の

秋のよふかくこゝろもうつらん

慶応元乙丑九月

自記

大久保利通

一 九月廿四日、昼后京都出立、同廿七日昼越前福井江着、
〔親身〕中根江一封遣候処、直様村田巳三郎〔氏〕入来云々論判、則
 夜登城いたし候様御案内有之、則罷出候処 大藏〔慶本〕大輔
 様拜謁被 仰付候、来ル朔日御上坂、大樹公御機嫌御
 伺之名目にて、閣老江御質問之上御尽力、若不請付候
 ハ、其上御時宜ニ而御趣意御決シ、

一 九月廿九日、夜半福井出立、同三日京着、
 一 一橋廿六日方下坂之命有之、直様下坂之処、枚方ニ而

御用済ニ而下坂ニ不及旨従大坂申来居候由、乍然下坂
 阿闍江対面之処、既ニ阿闍〔阿闍〕・松前〔豊後守〕兩人ニ而兵庫開港私
 ニ差免候段承知ニ而、尤猶於城中一橋より
 勅許之上ならずてハ不可然旨議論相立、町奉行井上主水〔義斐〕
 正十日之期日を定め右条約取返し候由、両閣出動差扣
 候様一橋相達、廿九日かた一橋上京之由、

一 二日、参内延引、

一 三日、尾張玄同二条家江参殿、大樹公より征夷大將軍〔徳川茂栄〕
 辞表差出候、其趣〔安政五〕戊午以来精々尽力仕候得共、不肖之
 私不堪其任一々
 勅命ヲ奉シ候義相叶不申候間、御免被仰付慶喜民部大〔徳川昭武〕
 輔江被仰付度、慶喜義ハ天下之形勢ニも通し、人心も
 帰向いたし候故、其任ニ当り可申と之趣、且玄同口上
 之趣ハ一橋ハ再々嫌疑モ有之宜舗無之と之趣、口上ニ
 而 殿下江申上候由、一通ハ異船一条ニ而、当今之形
 行ニ而ハ宇内之形勢相変シ、開港ならずてハ宜敷無之旨

詳細したゝめ、是非開港

勅許相成度と之趣之由、右は口上ニ而大意承り全文拝見不致候、

一三日、二橋一會津一桑名

一・會・桑急ニ下坂、一ハ伏見迄、然処 大樹公今朝大坂御発途伏見一泊ニ而東帰と申事ニ而、右御差止御上洛御進めニ候由、

一四日、内府公江參殿之処 二条公御書参り、今朝一橋

乗切リニ而帰京、今未明 大樹伏見着、一・会面會、

今日二条城江着之処ニ治定仕候付而、御安心御届申上ルと之御趣ニ御座候、依而今日御参ハ酉刻ニ可被成と

之趣、暮時分より御一同御参、一・會・桑・小笠原等長行也、

一今晚徹夜之御評議也、

今夜半 内府公より周旋方可罷出と之事ニ而、良節及び藤井兄

弟御所江罷出候処、幕府より申立之趣既ニ七日迄之期日も相迫候間、今晚中御決答被下度、異人申立之次第

ハ第一是迄之条約ヲ改而、

勅許之条約ニ仕度と之趣ニ付、何れ願意通不被仰付候

而ハ、兵端を開クと申張候間其通被 許度、左候ヘハ兵庫開港之義ハ如何様共申取可仕、無左候得は終ニ焦

土と可罷成、第一一橋より頻ニ暴威ヲ以申張候由、賢侯御召来會之上不技之因是御定御決議可相成段、段々御議論相成候得共、言上通

勅許不相成候得ハ、寸歩モ退キ不申と申上、中々微力之

朝廷ニ而御踏答六ヶ鋪、

内府公ニも必死之御はまりニ而御尽力被為在候ヘ共、勅使之義も不被行、終ニ三港条約之

勅許相成候由ニ御座候、

一十月十日

（福川家茂）
大樹公被為蒙

御懇命御請被仰上候得共、不容易御時節ニ付一橋様御政務補翼之儀被仰出、十分ニ助力有之候様被仰出候事、

一同十二日、（慶徳）一橋中納言正二位大納言江御推任

御同意被 仰出、

十月十一日、

防長之所置今一応見込付、可相伺事、

同十二日、夜、

御所より一橋殿江

車寄より昇降、劍持参於廊下休息之事、

従二位大納言 宣下之事、

同日

白川松前〔阿部豊後守〕兩守護職所司代江御預御取消之事、

交易条約之儀ニ付大諸侯御呼出、長征濟候上ニ相成候

事、十月十二日町飛脚被差立候事、

木藤市助江堀・市来江之一封頼遣候事、
〔六左衛門〕

一十月十八日、黒木直左衛門便より伊左〔伊集院左中〕、養傳江一封遣

候事、
〔養田伝兵衛〕